

労働安全等に関する行政評価・監視  
結果報告書

平成 19 年 8 月

総務省行政評価局

## 前 書 き

我が国においては、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)に基づき、労働者の安全と健康を確保するための対策が講じられている。厚生労働省は、同法の規定に基づき、第 10 次労働災害防止計画(平成 15 年 3 月 24 日策定。計画期間:平成 15 年度ないし 19 年度)を策定しており、同計画において、労働災害による死亡者数は年間 1,500 人を大きく下回ること等の目標を掲げるとともに、労働災害防止のための各種施策を掲げて、労働災害防止対策を推進している。

我が国の労働災害による死傷者数は、長期的には減少傾向にあるものの、平成 17 年における休業 4 日以上死傷者数は、なお約 12 万人に上っている。さらに、重大災害(一時に 3 人以上の労働者が業務上死傷又は病した災害事故)の発生状況をみると、平成 13 年は 225 件であったが、17 年には 265 件となっているなど、労働災害防止対策の一層の推進が必要な状況となっている。

また、我が国の労働者の健康を取り巻く状況をみると、一般定期健康診断の結果、何らかの問題所見を有する労働者が年々増加する傾向(平成 17 年は約 586 万人)にあるなど、職場における労働者の健康確保対策を推進していくことが重要なものとなっている。

さらに、労働災害を防止するとともに、労働者の健康を確保するため、労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)等において、機械、有害物、危険作業等に関する規制が行われているが、これらの中には、昭和 47 年の労働安全衛生法制定当時に定められたものなどで、その後の技術革新等に伴って実態に合わなくなっているものもあるとの指摘がある。一方、累次の規制改革に関する閣議決定において、規制改革の目的として、簡素で効率的な政府の実現等を図り、行政の各般の分野について、規制の在り方の改革の積極的かつ抜本的な推進を図る等とされており、労働安全等の確保を前提として、これら規制の改革を図ることが必要となっている。

この行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、労働災害の防止を図る観点、労働者の健康の確保を図る観点及び労働者の安全等の確

保を前提とした規制の改革を推進する観点から、①労働災害防止対策の推進状況、②健康確保対策の推進状況及び③労働安全等に関する規制の改革の推進状況を調査し、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

# 目 次

	ページ
第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	2
I 労働安全等に関する施策の概要	2
1 労働安全等に関する基本法	2
2 労働安全等に関する施策の概要	2
3 本行政評価・監視の観点	3
II 行政評価・監視に基づく勧告事項等	9
1 労働災害防止対策の推進	9
(1) 労働災害の発生実態の把握・分析及び労働災害防止に関する目標設定の適切化	9
(2) 労働災害防止措置の効果的・効率的な実施	19
ア 労働災害の防止を図るための情報提供の推進	19
イ マネジメントシステムの導入促進	26
ウ 立入検査等で把握した事業者の法令違反に対する是正の確保	41
2 事業場における産業保健活動の適切な実施の確保	54
(1) 事業場における産業医の活動の活性化	54
(2) 小規模事業場の安全衛生対策の適切化	64
3 労働安全等に関する規制の改革の推進	94
別紙	102

# 図表目次

## I 労働安全等に関する施策の概要

図 1 労働災害防止対策に関する法体系図	4
表 1 安衛法の概要	5
表 2 労働災害防止計画策定の根拠	7
表 3 第 10 次の労働災害防止計画の概要	8

## II 行政評価・監視に基づく勧告事項等

### 1 労働災害防止対策の推進

#### (1) 労働災害の発生実態の把握・分析及び労働災害防止に関する目標設定の適切化

表 1-(1)-1 労働災害の定義	14
表 1-(1)-2 10 次防における死亡者数及び労働災害総件数の目標	14
表 1-(1)-3 労働局における推進計画の策定根拠	15
表 1-(1)-4 労働局の推進計画における死亡者数に関する目標	16
表 1-(1)-5 推進計画における平成 15～17 年の労働災害総件数（休業 4 日以上 の死者数）の目標達成状況	17
表 1-(1)-6 労働災害の実態を表す指標の推移	18

#### (2) 労働災害防止措置の効果的・効率的な実施

表 1-(2)-1 情報提供の体制整備に関する施策の内容	22
表 1-(2)-2 厚生労働省が提供している労働災害分析等の情報	23
表 1-(2)-3 労働局が提供している労働災害分析等の情報	24
表 1-(2)-4 事業場が提供を望む情報等	25
表 1-(2)-5 リスクアセスメントの流れ	25
図 1-(2)-1 労働安全衛生マネジメントシステムについて	31
表 1-(2)-6 マネジメントシステムをめぐる国際的な動き	32
表 1-(2)-7 マネジメントシステムの推進に関する規定等	33

表 1-(2)-8	安衛法等の改正内容	34
表 1-(2)-9	平成 17 年労働安全衛生基本調査におけるマネジメントシステムの導入 状況等	35
表 1-(2)-10	事業場規模別マネジメントシステム導入状況	36
表 1-(2)-11	マネジメントシステムの主な未導入理由	36
表 1-(2)-12	マネジメントシステムの普及促進に関する事業概要	37
表 1-(2)-13	厚生労働省本省におけるマネジメントシステム普及促進事業の実施状況	38
表 1-(2)-14	労働局、労基署におけるマネジメントシステムの普及促進対策の実施状 況	39
表 1-(2)-15	マネジメントシステムの導入の検討に当たり事業者が行政に望む事項	39
表 1-(2)-16	マネジメントシステムの導入促進のために経営者に対する取組みを 行っている事例	40
表 1-(2)-17	立入検査等の根拠に関する規定	45
表 1-(2)-18	立入検査等の実施事業場数の推移（平成 12～16 年）＜全国＞	45
表 1-(2)-19	調査対象とした事業者における立入検査等の状況（平成 15～17 年）	45
表 1-(2)-20	法令違反について、同じ指摘を繰り返し受けている事業場（製造業、平 成 15～17 年）	46
表 1-(2)-21	事業者の講ずべき措置等に関する規定	47
表 1-(2)-22	法令違反について、同じ指摘を繰り返し受けている事業場（建設業、平 成 15～17 年）	48
表 1-(2)-23	元請事業者の講ずべき措置等に関する規定	50
表 1-(2)-24	事業者の安全衛生教育に関する規定	51
表 1-(2)-25	立入検査等における産業医の職務に関する指導状況	51
表 1-(2)-26	衛生委員会（安全衛生委員会）に関する規定	52
表 1-(2)-27	立入検査等における産業医の職務に関する指導への対応状況	53

## 2 事業場における産業保健活動の適切な実施の確保

表 2-1	産業医の選任等に関する規定	58
-------	---------------	----

## (1) 事業場における産業医の活動の活性化

表 2-(1)-1	産業医の職務等に関する規定	60
表 2-(1)-2	産業医・産業医科大学のあり方に関する検討会について	61
表 2-(1)-3	事業場における産業医の選任状況	62
表 2-(1)-4	事業場における産業医の活動状況	62
表 2-(1)-5	事業場の産業保健活動に産業医をほとんど関与させていない事例	63
表 2-(1)-6	事業場において産業医に月 1 回の作業場等への巡視を行わせていない理由	63

## (2) 小規模事業場の安全衛生対策の適切化

表 2-(2)-1	地域センターの業務に関する通知	79
表 2-(2)-2	地域センター事業の予算の推移	80
表 2-(2)-3	産業医共同選任事業について	81
表 2-(2)-4	健康相談窓口及び個別訪問産業保健指導の実施回数 の目安に関する通知	82
表 2-(2)-5	地域センターにおける労働者 50 人未満の事業場の把握方法	83
表 2-(2)-6	地域センターにおける労働局、労基署からの情報提供等連携を望む意見等	84
表 2-(2)-7	個別訪問産業保健指導における事業場の登録に関する通知	85
表 2-(2)-8	平均登録事業場数の推移	85
表 2-(2)-9	登録事業場数と個別訪問産業保健指導実施回数の関係（平成 16 年度）	86
表 2-(2)-10	小規模事業場における地域センターの認知・利用状況	86
表 2-(2)-11	地域センター事業の周知広報のための事業説明会及びコーディネーターによる事業場訪問の実施状況（平成 16 年度）	86
表 2-(2)-12	地域センターの委託費の配分に関する通知	87
表 2-(2)-13	地域センターの活動状況を勘案した上で委託費を配分している労働局（平成 16、17 年度）	87
表 2-(2)-14	労働局における地域センター事業に関する委託費の配分につながるような事業実績の分析状況	88

表 2 - (2) - 15	推進センターにおいて、産業医共同選任事業終了後の継続的な産業医の選任等についての要請が行われていない主な理由	89
表 2 - (2) - 16	推進センターが把握している産業医共同選任事業終了後の産業医の選任状況等	90
表 2 - (2) - 17	産業医共同選任事業終了後の産業保健活動の実施状況	90
表 2 - (2) - 18	産業医共同選任事業に関する事業者の意見	91
表 2 - (2) - 19	独立行政法人労働者健康福祉機構が行った産業医共同選任事業の助成期間終了事業場に対するアンケート調査結果	92
表 2 - (2) - 20	産業医共同選任事業の認知・利用状況	92
表 2 - (2) - 21	産業医共同選任事業を利用しない主な理由	93
表 2 - (2) - 22	産業医共同選任事業に関する推進センターの意見等	93

### 3 労働安全等に関する規制の改革の推進

表 3 - 1	規制改革推進 3 か年計画	99
表 3 - 2	10 次防における性能規定化に関する内容	100
表 3 - 3	長期間本格的な見直しが行われていない構造規格の例	101



## 第1 行政評価・監視の目的等

### 1 目的

この行政評価・監視は、労働災害の防止を図る観点及び労働者の健康の確保を図る観点並びに労働者の安全等の確保を前提とした規制の改革を推進する観点から、①労働災害防止対策の推進状況、②健康確保対策の推進状況及び③労働安全等に関する規制の改革の推進状況を調査し、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

### 2 調査対象機関

厚生労働省、国土交通省

### 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道（函館分室、釧路分室を含む。）、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 14 事務所（福島、千葉、東京、神奈川、山梨、富山、静岡、滋賀、京都、鳥取、岡山、高知、熊本、鹿児島）

### 4 実施時期

平成17年12月～19年8月

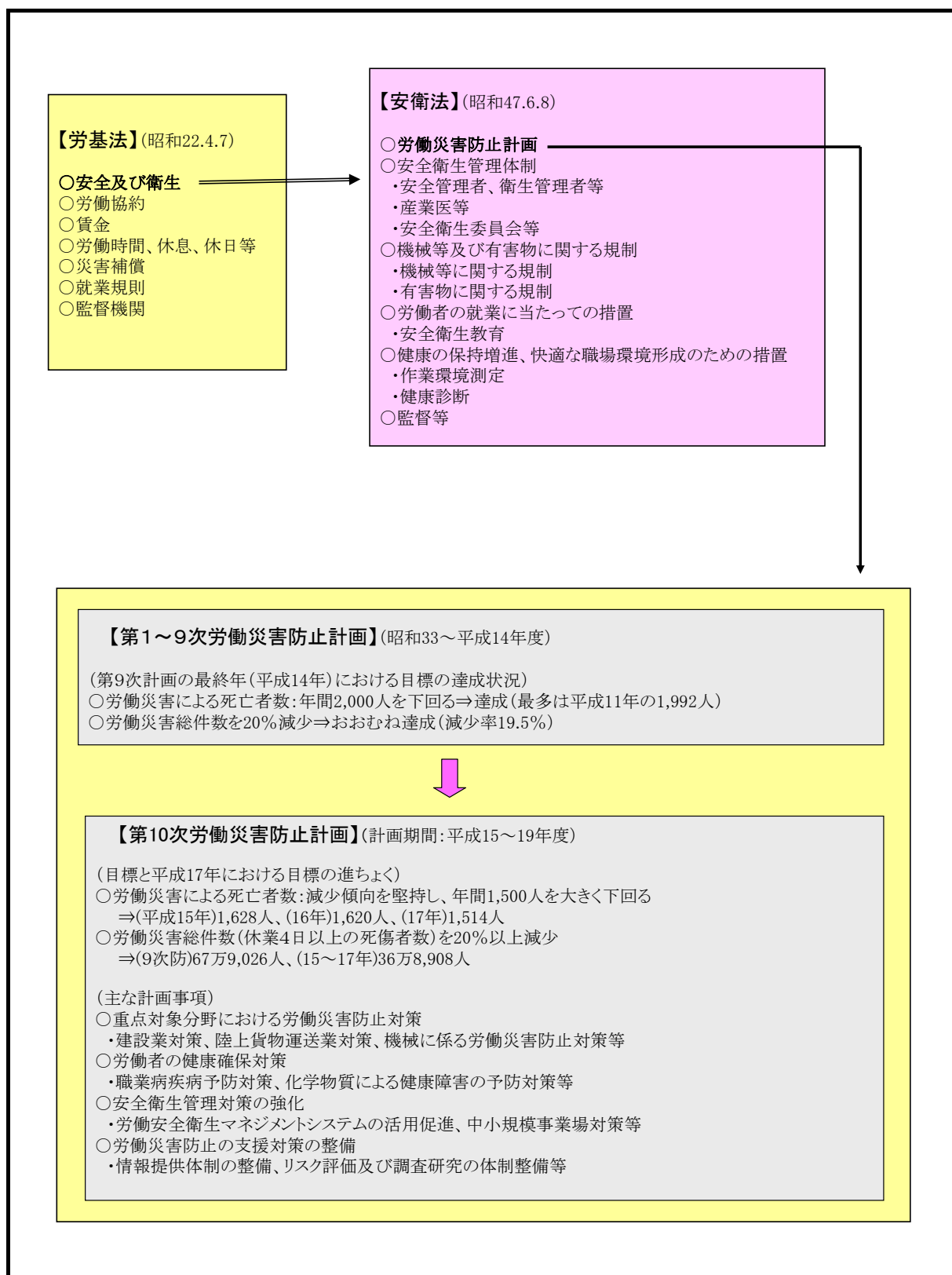
## 第 2 行政評価・監視結果

### I 労働安全等に関する施策の概要

勸告	説明図表番号																												
<p>1 労働安全等に関する基本法</p> <p>我が国の労働者の安全等に関する基本法は、昭和46年までは、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)であったが、産業社会の急激な進展に対応する観点から、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康を確保することを目的として、昭和47年に労基法から独立して新たに労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)が制定された。</p>	<p>図 1 表 1</p>																												
<p>2 労働安全等に関する施策の概要</p> <p>安衛法第 6 条において、厚生労働大臣は、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画を策定することとされており、厚生労働省は、昭和33年から、10次にわたり「労働災害防止計画」(現在は、平成15年度ないし19年度を計画期間とする第10次労働災害防止計画(以下「10次防」という。))を策定し、労働災害防止対策を推進している。10次防に掲げる主な施策等は、表 1 のとおりである。</p>	<p>表 2 表 3</p>																												
<p>表 1 10次防に掲げる主な施策等</p>																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td>計画の目標</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1) 労働災害による死者数の減少傾向を堅持し、年間1,500人を大きく下回る。 (2) 計画期間中における労働災害総件数を20%以上減少 等</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>重点対象分野における労働災害防止対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1) 業種別労働災害防止対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア 建設業対策 ・ 現場所長教育等の支援、建設工事における手すり先行足場組立工法の普及・定着の推進 等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 陸上貨物運送事業対策 ・ 荷役作業の安全作業マニュアルの整備、教育等による安全な作業方法の徹底 等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ウ 第三次産業対策 ・ 業種別の労働災害防止のためのガイドラインの徹底 等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 特定災害防止対策 ・ 機械の包括的な安全基準の実効性の確保、交通労働災害原因の調査・再発防止対策等の徹底 等</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>労働者の健康確保対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1) 職業性疾病予防対策 ・ じん肺の新規有所見者減少のための工学的対策の改善、腰痛等の予防対策の徹底 等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 化学物質による健康障害の予防対策 ・ 有害性情報等の提供、MSDSの普及・充実のためのデータベースの整備 等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) メンタルヘルス対策 ・ メンタルヘルスケアの推進、「職場の自殺予防マニュアル」の周知 等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) 過重労働による健康障害の防止対策 ・ 長時間の時間外労働の削減、過重労働による業務上疾病の再発防止措置の徹底 等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5) 職場における着実な健康確保対策</td> </tr> </tbody> </table>		1	計画の目標		(1) 労働災害による死者数の減少傾向を堅持し、年間1,500人を大きく下回る。 (2) 計画期間中における労働災害総件数を20%以上減少 等	2	重点対象分野における労働災害防止対策		(1) 業種別労働災害防止対策		ア 建設業対策 ・ 現場所長教育等の支援、建設工事における手すり先行足場組立工法の普及・定着の推進 等		イ 陸上貨物運送事業対策 ・ 荷役作業の安全作業マニュアルの整備、教育等による安全な作業方法の徹底 等		ウ 第三次産業対策 ・ 業種別の労働災害防止のためのガイドラインの徹底 等		(2) 特定災害防止対策 ・ 機械の包括的な安全基準の実効性の確保、交通労働災害原因の調査・再発防止対策等の徹底 等	3	労働者の健康確保対策		(1) 職業性疾病予防対策 ・ じん肺の新規有所見者減少のための工学的対策の改善、腰痛等の予防対策の徹底 等		(2) 化学物質による健康障害の予防対策 ・ 有害性情報等の提供、MSDSの普及・充実のためのデータベースの整備 等		(3) メンタルヘルス対策 ・ メンタルヘルスケアの推進、「職場の自殺予防マニュアル」の周知 等		(4) 過重労働による健康障害の防止対策 ・ 長時間の時間外労働の削減、過重労働による業務上疾病の再発防止措置の徹底 等		(5) 職場における着実な健康確保対策
1	計画の目標																												
	(1) 労働災害による死者数の減少傾向を堅持し、年間1,500人を大きく下回る。 (2) 計画期間中における労働災害総件数を20%以上減少 等																												
2	重点対象分野における労働災害防止対策																												
	(1) 業種別労働災害防止対策																												
	ア 建設業対策 ・ 現場所長教育等の支援、建設工事における手すり先行足場組立工法の普及・定着の推進 等																												
	イ 陸上貨物運送事業対策 ・ 荷役作業の安全作業マニュアルの整備、教育等による安全な作業方法の徹底 等																												
	ウ 第三次産業対策 ・ 業種別の労働災害防止のためのガイドラインの徹底 等																												
	(2) 特定災害防止対策 ・ 機械の包括的な安全基準の実効性の確保、交通労働災害原因の調査・再発防止対策等の徹底 等																												
3	労働者の健康確保対策																												
	(1) 職業性疾病予防対策 ・ じん肺の新規有所見者減少のための工学的対策の改善、腰痛等の予防対策の徹底 等																												
	(2) 化学物質による健康障害の予防対策 ・ 有害性情報等の提供、MSDSの普及・充実のためのデータベースの整備 等																												
	(3) メンタルヘルス対策 ・ メンタルヘルスケアの推進、「職場の自殺予防マニュアル」の周知 等																												
	(4) 過重労働による健康障害の防止対策 ・ 長時間の時間外労働の削減、過重労働による業務上疾病の再発防止措置の徹底 等																												
	(5) 職場における着実な健康確保対策																												

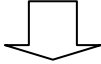
<ul style="list-style-type: none"> <li>産業医等の選任の徹底、地域産業保健センターの活用、産科医共済選任事業の推進 等</li> </ul>	
(6) 快適職場づくり対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>人間工学的な観点等を踏まえた職場快適化のための手法の開発・普及 等</li> </ul>	
<b>4 安全衛生管理対策の強化</b>	
(1) 労働安全衛生マネジメントシステムの活用促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>業種、規模等に応じたマネジメントシステムの導入促進、安全衛生管理活動の促進のためのインセンティブ措置の在り方等を検討 等</li> </ul>	
(2) 中小規模事業場対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>労働災害防止措置の徹底、国の支援策後も自主的安全衛生活動に取り組める仕組みの整備 等</li> </ul>	
(3) 事業者及び労働者による自主的な安全衛生活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全衛生委員会の活動の活性化、活動状況の労働者等への情報提供 等</li> </ul>	
(4) 人的基盤の充実等 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全衛生教育の緊急時対応に関し内容の充実、学校段階の教育との連携 等</li> </ul>	
(5) 就業形態の多様化、雇用の流動化等に対応する対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>施設設備等に関する労働災害防止のための方策を検討、雇入れ時教育等の安全衛生教育の促進 等</li> </ul>	
(6) 高年齢労働者の労働災害防止対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>高年齢者に配慮した機材設備や作業方法等の改善、働きやすい職場環境の実現</li> </ul>	
(7) 外国人労働者対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者向けの分かりやすい安全衛生教材の開発、外国語での情報提供</li> </ul>	
<b>5 労働災害防止の支援体制の整備</b>	
(1) 情報提供体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全衛生情報センターからの情報提供</li> </ul>	
(2) リスク評価及び調査研究の体制整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>本質的な原因究明のための災害分析手法の開発 等</li> </ul>	
(3) 労働災害防止団体等の活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>労働災害防止団体における事業者支援サービスの開発、普及</li> </ul>	
(4) 労働安全衛生サービスのアウトソーシング化への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生サービスを提供する外部専門機関の活用等の在り方の検討</li> </ul>	
(5) 国際的な視点に立った行政展開 <ul style="list-style-type: none"> <li>国際的な条約や規格等の国内制度への取り入れ、海外進出企業への安全衛生セミナーの開催 等</li> </ul>	
(6) 評価を踏まえた施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全衛生施策に係る適切な評価方法の検討、評価による施策の効果的な実施</li> </ul>	
(注) 本表は、第10次労働災害防止計画に基づき、当省が作成した。	
<b>3 本行政評価・監視の観点</b> <p>本行政評価・監視は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>労働災害の防止、</li> <li>労働者の健康の確保、</li> <li>労働者の安全等の確保を前提とした規制の改革</li> </ol> <p>の観点から実施したものである。</p>	

図1 労働災害防止対策に関する法体系図



(注) 当省の調査結果による。

表 1 安衛法の概要

<p><b>労基法との関係</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安衛法は、労基法第 5 章（安全及び衛生）並びに労働災害防止団体等に関する法律第 2 章（労働災害防止計画）及び第 4 章（特別規制）を統合し、更に新規の規制事項等を加えたもので、労働安全衛生に係る法制の充実強化を図ったものである。</li> <li>○ この法律による改正後の労基法においても、「第五章 安全及び衛生」という章を残し、その第 42 条で「労働者の安全及び衛生に関しては、安衛法（昭和 47 年法律第 57 号）の定めるところによる。」と規定しており、この法律と労働条件についての一般法である労基法とは、一体としての関係に立つものである。 したがって、労基法の労働憲章的部分は、この法律の施行に当たっても当然その基本とされなければならない。</li> </ul>
<p><b>安衛法の目的</b></p>	<p>この法律は、労基法（昭和 22 年法律第 49 号）と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。（第 1 条）</p>
	
<p><b>安衛法の規定</b></p>	<p><b>第 1 章 総則</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目的（労働者の安全と健康の確保、快適な職場環境の形成の促進）（第 1 条）</li> <li>○ 定義（第 2 条）</li> <li>○ 事業者等の責務（第 3 条）</li> </ul>
<p><b>第 2 章 労働災害防止計画</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働大臣による労働災害防止計画の策定、変更、公表（第 6 条～第 8 条）</li> <li>○ 労働災害防止計画に関する厚生労働大臣の事業者等への勧告又は要請（第 9 条）</li> </ul>
<p><b>第 3 章 安全衛生管理体制</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総括安全衛生管理者（第 10 条）</li> <li>○ 安全管理者（第 11 条）</li> <li>○ 衛生管理者（第 12 条）</li> <li>○ 安全衛生推進者等（第 12 条の 2）</li> <li>○ 産業医等（第 13 条、第 13 条の 2）</li> <li>○ 作業主任者（第 14 条）</li> <li>○ 統括安全衛生責任者等（第 15 条～第 16 条）</li> <li>○ 安全・衛生委員会（第 17 条～第 19 条）</li> </ul>
<p><b>第 4 章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者の講ずべき措置等（第 20 条～第 27 条）</li> <li>○ 技術上の指針等の公表等（第 28 条）</li> <li>○ 事業者の行うべき調査等（第 28 条の 2）</li> <li>○ 元方事業者等の講ずべき措置等（第 29 条～第 36 条）</li> </ul>

## **第5章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制**

### **(第1節 機械等に関する規制)**

- 製造の許可 (第37条)
- 製造時等検査、性能検査 (第38条～第41条)
- 譲渡等の制限、個別検定、型式検定 (第42条～第44条の4)
- 定期自主検査 (第45条)
- 検査機関等 (第46条～第54条の6)

### **(第2節 危険物及び有害物に関する規制)**

- 製造等の禁止 (第55条)
- 製造の許可 (第56条)
- 表示・文書交付等 (第57条、第57条の2)
- 化学物質の有害性の調査等 (第57条の3～第58条)

## **第6章 労働者の就業に当たっての措置**

- 安全衛生教育 (第59条、第60条)
- 就業制限 (第61条)

## **第7章 健康の保持増進のための措置**

- 作業環境測定 (第65条、第65条の2)
- 健康診断等 (第66条～第66条の9)
- 健康管理手帳 (第67条)
- 病者の就業禁止 (第68条)

## **第7章の2 快適な職場環境の形成のための措置**

- 事業者の講ずべき措置 (第71条の2)
- 厚生労働大臣による指針の公表等 (第71条の3、第71条の4)

## **第8章 免許等**

- 免許及び技能講習 (第72条～第77条)

## **第9章 安全衛生改善計画等**

- 安全衛生改善計画 (第78条～第80条)
- 安全・衛生コンサルタント (第81条～第87条)

## **第10章 監督等**

- 計画の届出等 (第88条～第89条の2)
- 使用停止命令等 (第98条、第99条)
- 報告等 (第100条)

## **第11章 雑則**

## **第12章 罰則**

## **別表**

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表2 労働災害防止計画策定の根拠

○ 安衛法<抜粋>

(労働災害防止計画の策定)

第六条

厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下「労働災害防止計画」という。）を策定しなければならない。

(変更)

第七条

厚生労働大臣は、労働災害の発生状況、労働災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害防止計画を変更しなければならない。

(公表)

第八条

厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(注) 下線は、当省が付した。

表3 第10次の労働災害防止計画の概要

<p><b>1 計画のねらい</b></p> <p>(1) <b>基本的考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 働く人々の安全と健康を確保することは、最も重要な国民的課題の一つ</li> <li>○ 企業における労働災害防止対策の更なる推進</li> <li>○ 働く人の環境の変化に対応</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(2) <b>本計画の基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 死亡災害の撲滅</li> <li>② 中小企業における安全衛生の確保</li> <li>③ 業務上の心身の負担の増大等に対応した健康確保対策の推進</li> <li>④ リスクを低減させる安全衛生管理手法の展開等</li> <li>⑤ 就業形態の多様化、雇用の流動化等への対応</li> </ul>
<p><b>2 計画の期間</b></p> <p>本計画は、平成15年度を初年度とし、平成19年度を目標年度とする<u>5か年計画</u></p>
<p><b>3 計画の目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 労働災害による死亡者数の<u>減少傾向を堅持</u>するとともに、<u>年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること</u></li> <li>(2) 計画期間中における労働災害総件数を<u>20%以上減少させること</u></li> <li>(3) <u>じん肺、職業がん等の重篤な職業性疾病の減少</u>、死亡災害に直結しやすい<u>酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅</u>を図ること</li> <li>(4) <u>過重労働による健康障害、職場のストレスによる健康障害等の作業関連疾患の着実な減少</u>を図ること</li> </ul>
<p><b>4 労働災害防止を推進する上での課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 労働災害の動向からみた課題</li> <li>(2) 労働者の健康確保をめぐる課題</li> <li>(3) 転換期の産業社会における安全衛生面の課題</li> <li>(4) 安全衛生管理をめぐる課題</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p>
<p><b>5 重点対象分野における労働災害防止対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 業種別労働災害防止対策             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 建設業対策、イ 陸上貨物運送事業対策、ウ 第三次産業対策</li> </ul> </li> <li>(2) 特定災害防止対策（交通労働災害等）</li> </ul>
<p><b>6 労働者の健康確保対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職業性疾病予防対策、化学物質による健康障害の予防対策</li> <li>(2) メンタルヘルス対策</li> <li>(3) 過重労働による健康障害の予防対策</li> <li>(4) 職場における着実な健康確保対策 等</li> </ul>
<p><b>7 安全衛生管理対策の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 中小規模事業場対策</li> <li>(2) 労働安全衛生マネジメントシステムの活用促進 等</li> </ul>

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 下線は、当省が付した。



## II 行政評価・監視に基づく勧告事項等

### 1 労働災害防止対策の推進

#### (1) 労働災害の発生実態の把握・分析及び労働災害防止に関する目標設定の適切化

勧告	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>労働災害（注）の発生防止対策を推進するためには、①労働災害の発生状況を的確に把握・分析し、②それに基づいて適切な目標を設定し、③①及び②を踏まえて各種の対策を講ずることが特に重要なものとなっている。</p> <p>（注） 「労働災害」とは、安衛法第2条において、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することとされている。</p>	表1-(1)-1
<p>厚生労働省は、労働災害の発生状況については、死亡者数、休業4日以上之死傷者数及び重大災害（注）の発生件数に基づいて分析している。また、10次防においては、労働災害について、i) 死亡者数の減少傾向を堅持するとともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること、ii) 計画期間中に労働災害総件数を20%以上減少させること等の目標を掲げて労働災害防止対策や労働者の健康確保対策を推進している。</p> <p>（注） 一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は病した災害事故</p>	表1-(1)-2
<p>さらに、厚生労働省本省は、都道府県労働局長に対して、「労働災害防止計画の推進について」（平成15年3月24日付け基発第0324004号労働基準局長通達）を发出し、10次防の趣旨を踏まえ、管内の労働災害の動向、社会経済情勢、行政目標の推進状況等の実情に即した推進計画を策定し、その実効を期すよう指示している。</p>	表1-(1)-3
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、厚生労働省本省及び22都道府県労働局（以下、都道府県労働局を「労働局」という。）における労働災害の防止に関する目標の設定状況や労働災害の発生を防止するための各種対策の基礎となる労働災害の発生実態の分析状況等について調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p><b>ア 労働災害の防止に関する目標設定が不十分</b></p> <p>(7) 労働災害の防止に関する目標については、明確な目標の設定による各種施策の効果的な実施の見地から、業種別及び年別に設定することが望まれるが、厚生労働省本省はこれを設定していない</p> <p>厚生労働省本省における労働災害発生件数の業種別又は年別の目標の設定状況をみると、10次防において、i) 労働災害総件数（休業4日以上之死傷者数）は、第9次労働災害防止計画（以下「9次防」という。）期間内に発生した総件数から「20%以上減少」させることとされ、ii) 死亡者数は、「年間</p>	

1,500 人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図る」とされているのみで、業種別及び年別の目標設定は行われていない。

効果的な労働災害防止対策を継続的に実施していくためには、

- ① 労働災害発生件数の推移等は業種ごとに異なっており、さらに、労働災害防止計画及び推進計画には業種別の対策等が盛り込まれていることから、目標の達成度合いの分析については、業種ごとに実施すること、
- ② 目標の達成度合いを把握・分析するために年別の目標を設定することが重要となっている。

厚生労働省本省では、業種別及び年別の目標の設定を行っていないことについて、以下のような理由を挙げている。

- ① 例えば、業種ごとにそれぞれの状況に応じて目標を変えることとした場合、業種によっては目標とする減少率が少なくてもよいことの妥当性が説明困難となる。
- ② 年別目標については、労働災害の発生件数は、景気の影響等による短期的な変動があり、また、対策の効果は短期的にすぐに労働災害の件数として表れるものではなく、中長期的に表れるものであることから、より長い期間の目標の方が傾向の把握、施策の的確な実施が可能となる。

しかし、労働災害防止計画に盛り込まれた業種別の対策について、毎年、各対策に取り組む気運を向上させるとともに、各対策の進捗よく状況や成果を評価するためには、評価指標として業種別及び年別の目標を示す必要があると考えられる。

ちなみに、調査した 22 労働局においては、そのすべてが推進計画等において業種別及び年別の目標を設定している。

#### (イ) 労働局が策定している推進計画における死亡者数に関する目標が抽象的となっているものあり

調査した 22 労働局が策定している推進計画については、すべての労働局において死亡者数に関する目標を設定している。しかし、15 労働局においては、計画期間中の減少数、減少率等の数値目標を設定しているものの、7 労働局では具体的な数値目標は設定しておらず、うち 6 労働局では「大幅な減少」と、1 労働局では「限りなく 0 に近づける」としており、抽象的な目標となっている。

ちなみに、休業 4 日以上之死傷者数については、いずれの労働局においても、「20%以上減少」、「20%減少」等の数値目標を設定している。

表 1 - (1) - 4

イ 10次防における死傷者数に関する目標に対する実績を分析したところ、目標達成は危ぶまれる状況となっている

10次防における労働災害総件数（休業4日以上死傷者数）及び死亡者数に関する目標の達成度合いをみると、表2のとおり、10次防の計画期間中の労働災害総件数の目標は54万3,221人であるのに対し、平成15年から17年までの実績に基づき試算すると、最終的な結果は60万人を超えると推計されるなど、目標達成は危ぶまれる状況となっている。

また、10次防における死亡者数に関する目標については、平成15年から18年にかけての死亡者数の減少傾向が続けば目標達成は可能と見込まれる。

表2 10次防における労働災害の防止に関する目標、実績及び今後の見込み

(単位：人)

年		平成15	16	17	18	19
区分						
労働災害総件数	10次防の目標	5年間で9次防の期間の実績(679,026人)の20%減少(543,221人に相当)				
	実績(累計)	125,750	122,804 (248,554)	120,354 (368,908)	117,706 (486,614) (試算)	115,116 (601,730) (試算)
死亡者数	10次防の目標	死亡者数の減少傾向を堅持するとともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図る				
	実績	1,628	1,620	1,514	1,472	1,423 (試算)

- (注) 1 平成15年ないし17年の実績数値は厚生労働省の資料による。  
 2 労働災害総件数の平成18年、19年の試算値は、16年、17年の実績の前年からの減少率(16年は15年の2.3%減、17年は16年の2.0%減)の平均(2.2%減)を17年の実績値及び18年の試算値から減じた数値である。  
 3 死亡者数の平成19年の試算値は、16年から18年の実績の前年からの減少率(16年は15年の0.5%減、17年は16年の6.5%減、18年は17年の2.8%減)の平均(3.3%減)を18年の実績値から減じた数値である。

なお、調査した22労働局のすべてが労働災害総件数（休業4日以上死傷者数）に関する目標については、平成15年から19年までの全体及び単年ごとの目標を設定している。

これらの目標について、平成15年から17年までの3年間の労働災害総件数(休業4日以上死傷者数)の累計をみると、すべての労働局において目標件数を超えて発生しており、いずれの労働局においても、推進計画期間中における目標の達成は危ぶまれる状況となっている。

ウ 厚生労働省は、休業4日未満の労働災害についても労働基準監督署に報告させ、個別の指導等に使用しているとしているが、全国的な集計・分析は行っていない

労働災害の発生実態を表す主な指標には、次のようなものがある。

表1-(1)-5

- ① 死亡者数
- ② 休業4日以上の死傷者数（労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）給付等データによるもの）
- ③ 休業4日以上の死傷者数（労働者死傷病報告によるもの）
- ④ 重大災害の発生件数
- ⑤ 重大災害による死傷者数
- ⑥ 度数率（100万延実労働時間当たりの死傷者数の割合）
- ⑦ 千人率（労働者1,000人当たりの死傷者数の割合）

厚生労働省本省は、これらを用いて労働災害発生実態に関する総合的な分析を実施している。

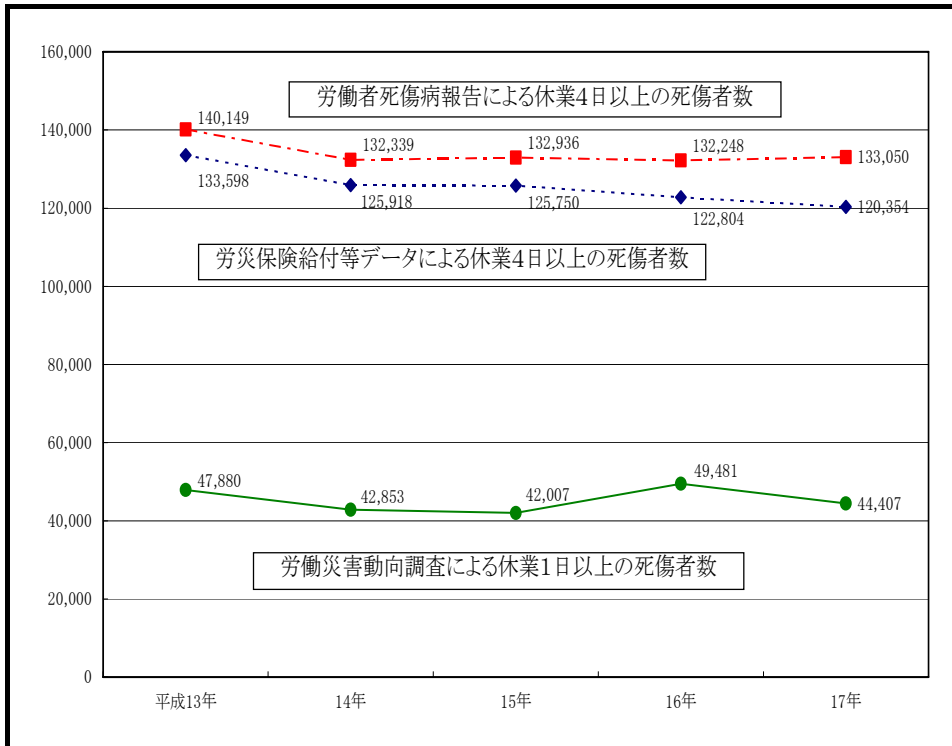
一方、労働者が労働災害により死亡又は休業したときは、安衛法第100条及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第97条において、事業者は所轄労働基準監督署長（以下「労基署長」という。）に労働者死傷病報告を提出しなければならないこととされており、休業4日未満の労働災害についても労働基準監督署（以下「労基署」という。）に報告させている。しかし、厚生労働省本省、調査した労働局及び労基署のいずれにおいても、休業4日未満の労働災害に関する労働者死傷病報告について、分析や公表はもとより、集計さえも行っていない。

なお、厚生労働省本省は、上記労働者死傷病報告は、個別の事業場指導等に活用することを目的に提出を求めていること、同報告とは別に、新規労災保険受給者等の値が集計されており、それに軽微な災害も含まれていること等から、同報告の全国的な集計・分析は行っていないとしている。

しかし、厚生労働省が実施している「労働災害動向調査」では、事業所規模30人以上の約2万8,000事業所における労働災害による「休業1日以上の死傷者数」を把握しているが、その推移をみると、図1のとおり、平成16年に増加するなど、毎年減少傾向を示している「休業4日以上の死傷者数」とは異なる傾向を示しており、現在集計・分析されていない休業4日未満の死傷者数も休業4日以上の死傷者数とは異なる傾向を示す可能性があり、これを集計・分析することは意義があるものと考えられる。

図1 労働災害動向調査における休業1日以上の死傷者数の推移

(単位：人)



(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

【所見】

したがって、厚生労働省は、労働災害防止対策を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 労働災害に関する目標の設定に当たっては、
  - i) 業種別及び年別の目標も設定すること、
  - ii) 労働局が策定する推進計画に掲げる死亡者数に関する目標については、具体的な数値目標を設定すること。
- ② 労働災害総件数（休業4日以上  
の死傷者数）については、目標の達成が困難視されることから、項目1－(2)の対策も含め、目標達成に資すると考えられる対策を着実に実施すること。
- ③ 休業4日未満の労働災害に関する労働者死傷病報告について、当該データの集計・分析や公表を行うなど、その利用を促進すること。
- ④ 次期労働災害防止計画の策定に際しては、上記①のi)、②及び③に関する対策等について十分に留意すること。

表 1 - (1) - 1 労働災害の定義

○ 安衛法<抜粋>

(定義)

第二条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 労働災害 労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
- 二 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。
- 三 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。
- 三の二 化学物質 元素及び化合物をいう。
- 四 作業環境測定 作業環境の実態をは握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。

(注) 下線は、当省が付した。

表 1 - (1) - 2 10 次防における死亡者数及び労働災害総件数の目標

○ 10 次防<抜粋>

3. 計画の目標

- (1) 労働災害による死亡者数の減少傾向を堅持するとともに、年間 1,500 人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること
- (2) 計画期間中における労働災害総件数を 20%以上減少させること

○ 労働災害防止計画の推進について（平成 15 年 3 月 24 日基発第 0324004 号厚生労働基準局長通知）<抜粋>

2 計画の目標についての考え方

- (1) 本計画の 3 の(1)については、労働災害による死亡者数を単に年間 1,500 人を割ることではなく、可能な限りの減少を目指すという趣旨であること。
- (2) 本計画の 3 の(2)については、第 9 次の計画の実績を踏まえ、減少傾向が鈍化する中において、一層の減少を目指す趣旨で設定してものであること。また、20%以上減少とは、第 9 次の計画期間である 5 年間に発生した休業 4 日以上の死傷災害の総件数と本計画の期間中に発生する休業 4 日以上の死傷災害の総件数を比較するものであること。

(注) 下線は、当省が付した。

表 1 - (1) - 3 労働局における推進計画の策定根拠

○ 労働災害防止計画の推進について（平成 15 年 3 月 24 日基発第 0324004 号厚生労働基準局長通知）〈抜粋〉

3 計画の推進に当たっての取組

- (1) 労働災害防止対策を推進するための計画（以下「推進計画」という。）の策定  
本計画の趣旨を踏まえ、管内における労働災害の動向、社会経済情勢、行政目標の  
推進状況等の実情に即した推進計画を策定し、その実効を期すこと。

(注) 下線は、当省が付した。

表 1 - (1) - 4 労働局の推進計画における死亡者数に関する目標

労働局名	死亡者数に関する目標	抽象的な目標となっているもの
北海道	労働災害による死亡者数を大幅に減少させ、計画期間中に年間 100 人を下回るようにすること。	
宮城	死亡者数の減少傾向を堅持するとともに、計画期間中における死亡者総数が 120 人を下回ることを目指し、一層の減少を図る。	
福島	労働災害による死亡者数の減少傾向を堅持するとともに、計画期間中における死亡者数の大幅な減少を図ること。	○
埼玉	労働災害による死亡者数の減少傾向を堅持するとともに、年間 50 人を下回ることを目指し、さらに一層の減少を図ること。	
千葉	死亡災害については、本計画では、50 人以下を達成させ、更に、大幅な減少を図る。	
東京	今次計画期間においては、少なくとも死亡災害 20% 減少を目標とする。	
神奈川	死亡者数について、年間 50 人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること。	
山梨	計画期間中に死亡災害の大幅な減少を図ること。	○
愛知	死亡災害について、80 人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること。	
富山	労働災害による死亡者数の減少傾向を堅持するとともに、限りなく 0 に近づけることを目指し、さらに一層の減少を図ること。	○
静岡	労働災害による死亡者数の減少傾向を確実なものとし、できる限り早い時期に年間 50 人を大きく下回ることを目指すとともに、計画期間中における総死亡者数を 270 人以内に止めること。	
大阪	90 人台まで減少した死亡災害を最終年度までに年間 60 人台以下に抑えることを目指し、一層の減少を図ること。	
滋賀	計画期間中の死亡災害の総件数を 100 件以下とすること。 特に、次の死亡災害の総件数を大幅に減少させる。 ①墜落・転落災害 ②はさまれ・巻き込まれ災害 ③交通労働災害	
京都	計画期間中における死亡災害総件数を大幅に減少させる。	○
広島	労働災害による死亡者数の減少傾向を堅持し、大幅な減少を図ること。	○
鳥取	計画期間中の死亡災害を、第 9 次災害防止計画期間中の 66 件からその半数以下に減少させること。	
岡山	死亡災害の一層の減少を図り、期間中における死亡者数 150 人（年平均 30 人）を下回ることを目指すこと。	
香川	死亡災害については、年間 10 人台で推移している現状を打破し、その撲滅を図ること。	
高知	労働災害による死亡者数が毎年増減を繰り返している現状を打破し、その大幅な減少を図ること。	○
福岡	死亡災害については、年間平均 55 人以下、かつ、最終年では 50 人を大きく下回らせること。	
熊本	労働災害による死亡者数が毎年 20 人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること。	
鹿児島	労働災害による死亡者数の大幅減少を図ること。	○

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象とした推進計画は、平成 15 年度から 19 年度までを計画期間とするものである。

3 「抽象的な目標となっているもの」欄中の「○」は、抽象的となっている目標に該当するものを表す。



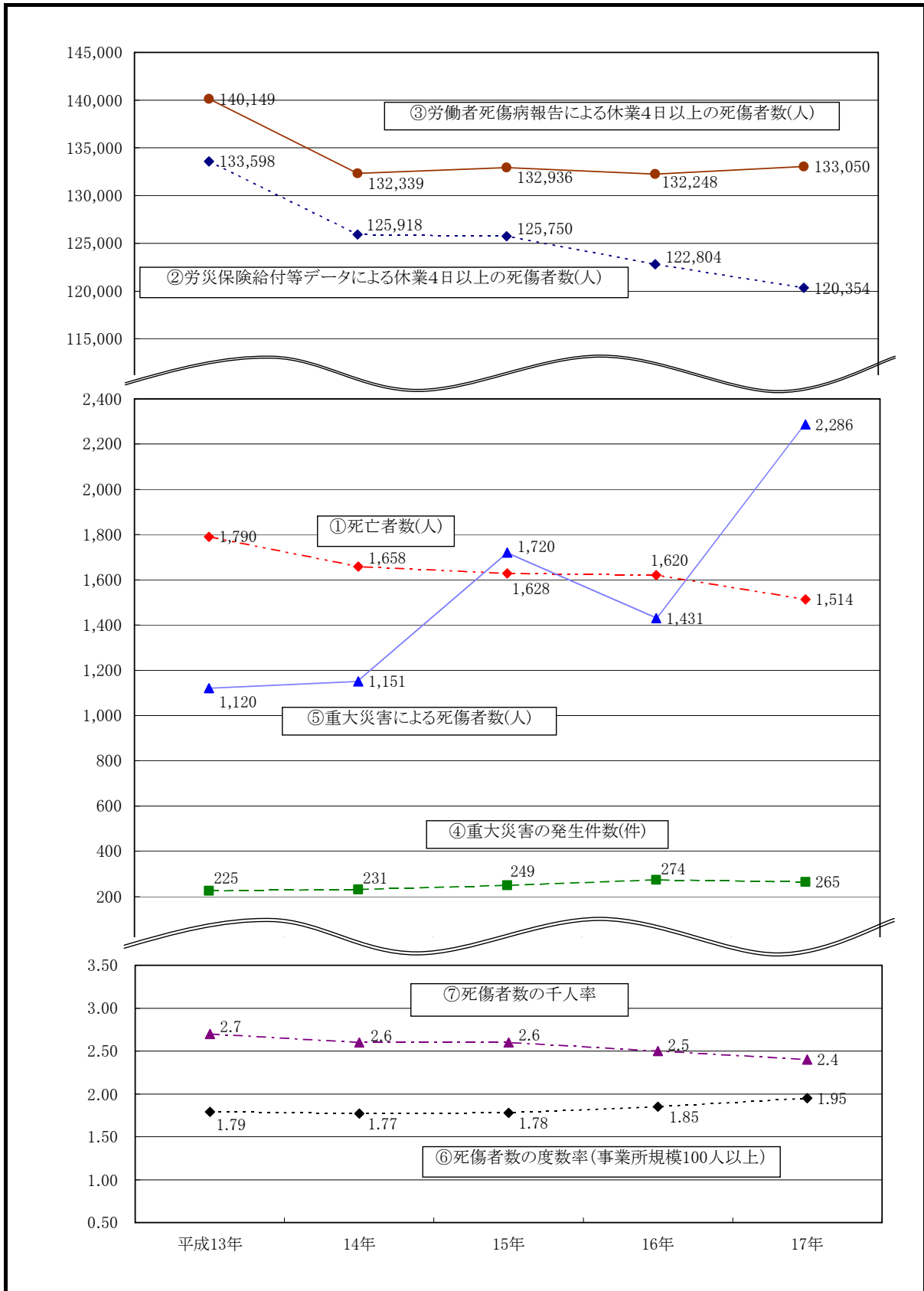
表 1 - (1) - 5 推進計画における平成 15~17 年の労働災害総件数（休業 4 日以上之死傷者数）の目標達成状況

(単位：人)

労働局名	3 年間累計目標 (a)	3 年間累計実績 (b)	目標と実績との差 (b) - (a)	目標達成状況
北海道	20,952	22,823	1,871	未達成
宮城	6,070	7,205	1,135	未達成
福島	5,560	6,113	553	未達成
埼玉	17,529	19,299	1,770	未達成
千葉	13,080	15,007	1,927	未達成
東京	26,447	29,379	2,932	未達成
神奈川	18,004	20,885	2,881	未達成
山梨	2,111	2,469	358	未達成
愛知	20,263	21,855	1,592	未達成
富山	3,710	4,083	373	未達成
静岡	13,291	14,388	1,097	未達成
大阪	28,315	29,133	818	未達成
滋賀	3,874	4,623	749	未達成
京都	7,221	8,357	1,136	未達成
広島	9,945	10,999	1,054	未達成
鳥取	1,719	1,761	42	未達成
岡山	5,980	6,808	828	未達成
香川	3,819	4,326	507	未達成
高知	3,688	3,971	283	未達成
福岡	14,554	16,702	2,148	未達成
熊本	5,413	5,860	447	未達成
鹿児島	5,139	5,769	630	未達成

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 労働災害総件数の目標及び実績は、休業 4 日以上之死傷者数である。  
 3 「目標と実績との差」については、「3 年間累計実績」(休業 4 日以上之死傷者数の実績(平成 15 年から 17 年の 3 年間累計))から、「3 年間累計目標」(推進計画に掲げる休業 4 日以上之死傷者数の目標数値(15 年から 17 年の各年の目標数値を足し上げたもの))を除いたものであり、すべての労働局において数値がプラスになっており、目標数値以上の死傷者が発生していることから、「目標達成状況」は未達成として区分した。

表 1-(1)-6 労働災害の実態を表す指標の推移



(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

(2) 労働災害防止措置の効果的・効率的な実施

ア 労働災害の防止を図るための情報提供の推進

勸告	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>労働災害の防止を図るための情報提供については、9次防において、「労働災害を防止するためには、事業者、労働者が過去の具体的な災害事例とともに、その事業場での作業に係る危険性を十分に把握しておくことが基本であり、(略)また、設計者、製造者、輸入者等がそれぞれの立場で労働災害の発生の防止に努めるためにも、関係情報が手軽に入手できることが望ましい。これを支援するため国においても、安全衛生情報センター(仮称)等を通じて、必要な情報の収集、加工、提供を行う。」とされている。</p> <p>これを踏まえ、厚生労働省は平成12年1月に安全衛生情報センターを設置(運営は中央労働災害防止協会(以下「中災防協会」という。)に委託)し、労働災害統計、災害事例、法令通達等の安全衛生情報をホームページにおいて提供している。</p> <p>また、10次防では、「安全衛生情報センターにおいては、既に、災害事例、法令通達等有用な安全衛生情報をインターネット上でアクセスできる体制をとっているが、引き続き、安全衛生情報センターから情報の提供を図る。」とされている。</p> <p>なお、労働局及び労基署においては、労働災害の防止を図るための情報提供として、集団指導(注)や各種説明会等における必要な情報の提供、パンフレットやリーフレット等の配布等を行っている。</p> <p>労働災害の防止を図るための情報提供は、後述イの事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的として、事業者が表明する安全衛生方針の下、実施した危険性又は有害性等の調査の結果に基づき、事業者が目標の設定、計画の作成、実施、評価及び改善の一連の過程(計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Act))を定めて行う自主的な安全衛生活動の仕組み(以下「マネジメントシステム」という。)をより適切なものとして構築するためにも有用なものとする。</p> <p>(注) 集団指導とは、業界団体や事業者を一堂に集めて行う指導のことである。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、厚生労働省本省、22労働局及び40労基署における労働災害を未然に防止する観点からの労働災害や法令違反等の発生原因等に関する情報の提供状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p><b>(7) 労働災害を未然に防止する観点から、労働災害や法令違反等の発生原因等に関する情報の提供は有効であり、事業者もそれらの情報提供を求めている</b></p> <p>労働災害を未然に防止する観点から、有効と考えられる次の①から③の情報等について、提供されることを希望するか否か87事業場から聴取したところ、いずれの情報等についても、7割以上の事業場が提供されることを望むと回答している(複数回答)。</p>	<p>表1-(2)-1</p> <p>表1-(2)-2</p> <p>表1-(2)-3</p> <p>表1-(2)-4</p> <p>表1-(2)-5</p>

- ① 労働災害を未然に防止する観点からの労働災害発生原因の総合的な分析、分析結果に基づく労働災害防止のために有効な対策等の情報（76 事業場（87.4%））
- ② 労働災害のリスクの減少等に有効な建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等の調査（以下「リスクアセスメント」という。）の実施事例、改善事例や改善効果等の情報（68 事業場（78.2%））
- ③ 構造規格等と関連する通達等の一覧性の確保等（65 事業場（74.7%））

(イ) 事業者が求める上記(ア)の労働災害を未然に防止するための情報等が十分に提供されていない

a 労働災害の発生原因について心理的状況等の人的要因等の面からの分析が十分なものとはなっていない

厚生労働省本省は、業種別に労働災害の発生原因を分析し、その結果を情報提供しているが、

- ① 当該情報提供は、労働災害の発生原因について、労働者の勤務状況や心理的状況等の人的要因、機械設備や作業環境等の物理的要因、経営者等の安全意識や安全方策などの意思決定プロセス等の管理的要因の分析やその防止対策が網羅されたものとはなっていないこと、
  - ② 10 次防において、労働災害の発生原因調査については、人的要因及び物理的要因にとどまらず、その背景にある管理的要因にも踏み込んだ本質的な究明を図るための災害分析手法の開発を行うこととされており、当該手法を用いた分析結果の情報提供も必要と考えられること
- などから、心理的状況等の人的要因等も加味した分析を実施し、その結果を情報提供することが求められる。

b 労働災害のリスクの減少等に有効なリスクアセスメントの実施事例、改善事例や改善効果等の情報提供は、十分なものとはなっていない

上述(ア)のとおり、リスクアセスメントを実施している事業場において、当該リスクアセスメントにより明らかになった危険要因、リスクアセスメントの結果を踏まえて改善した事項や改善効果等の情報を提供することは、事業場が労働災害防止措置を講ずる上において有益になるとして、事業者のニーズは高いものとなっている。

厚生労働省では、中災防協会に委託して、プレス事業場向け、流通・小売業向け、建設業向け、荷役作業向け等の業種・作業別に実施事例等を記載したリスクアセスメント実施のためのマニュアルやリーフレット等を作成し、これらの配布やホームページでの公表を行っている。

また、以下のとおり、個別の事業場ごとの詳細なリスクアセスメントの取

組み事例集を作成している。

① 平成 13 年度から「労働安全衛生マネジメントシステム構築事例集」を作成し、17 年度までに掲載した 23 事例のうち 7 事例にリスクアセスメントの実施事例が含まれている。

② 平成 16 年度及び 17 年度には「機械設備の安全化に係るリスクアセスメントデータ集」を作成し、リスクアセスメントの実施事例を 23 事例掲載している。

ただし、上記①及び②の 30 事例は、そのほとんどが製造業に関するものとなっている。

なお、労働安全衛生マネジメントシステム構築事例集は、厚生労働省及び安全衛生情報センターのホームページに掲載されていない。

### c 構造規格等と関連する通達の一覧性の確保等をした上での情報提供が不十分

上述(ア)のとおり、構造規格等の規定に関連する通達について、関連規定との一覧性を確保したりホームページ上のリンクにより迅速かつ容易に目的の情報にたどり着くことについての事業者のニーズは高いものとなっている。

厚生労働省では、機械・設備の構造規格等の規定の解釈や運用等に関する通達をこれまでに相当数発出しており、構造規格等の規定や関連通達は、それぞれ独立して安全衛生情報センターのホームページにおいて情報提供している。

しかし、構造規格等の規定と当該規定に関連する通達との一覧性の確保やホームページ上でのリンクの措置が講じられていないため、構造規格等の規定に関連する通達を容易に探し出すことは困難となっており、また、一部の通達については情報提供されていないものもみられる。

#### 【所見】

したがって、厚生労働省は、労働災害を未然に防止する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 労働災害を未然に防止する上で有益と考えられる次の情報についてホームページに掲載する等によりその情報提供を充実すること。

i) 心理的状況等の人的要因等も加味した労働災害の発生原因等の総合的な分析結果に関する情報

ii) 幅広い業種や対象物等に関して、事業場が実施したリスクアセスメントの実施事例、改善効果等の情報

② 構造規格等の規定と当該規定に関連する通達等をホームページ上でリンクさせること等により情報提供を充実すること。

表 1 - (2) - 1 情報提供の体制整備に関する施策の内容

○ 9次防<抜粋>

8 安全衛生行政の展開

(1) 新たな行政展開

イ 情報提供体制の整備

労働災害を防止するためには、事業者、労働者が過去の具体的な災害事例とともに、その事業場での作業に係る危険性を十分に把握しておくことが基本であり、特に、経験のない新しい技術、機械、化学物質等を導入する際には、関連情報を入手し、これに基づき、事業場の労使が十分に協議して対処していくことが望まれる。また、設計者、製造者、輸入者等がそれぞれの立場で労働災害の発生の防止に努めるためにも、関係情報が手軽に入手できることが望ましい。これを支援するため国においても、安全衛生情報センター（仮称）等を通じて、必要な情報の収集、加工、提供を行う。

また、労働災害防止の経験・ノウハウの情報を提供することにより、広く国民全般の安全に貢献していく。

○ 10次防<抜粋>

8 労働災害防止の支援体制の整備

(1) 情報提供体制の整備

安全衛生情報センターにおいては、既に、災害事例、法令通達等有用な安全衛生情報をインターネット上でアクセスできる体制をとっているが、引き続き、安全衛生情報センターから情報の提供を図る。

また、安全衛生情報センターにおいては、安全衛生意識の高揚に寄与するため、労働災害を疑似体験できるバーチャル・リアリティ(VR)及び3次元(3D)シアター等による情報提供を推進する。さらに、併設された産業安全技術館では各種の機械設備、保護具等を展示しており、これら体験型の3施設の機能を連携強化することにより、安全衛生情報センターを労働安全衛生分野における情報発信の拠点として位置付け、広く国民全般の安全に貢献する。

(注) 下線は、当省が付した。

表1-2-2 厚生労働省が提供している労働災害分析等の情報

主な分析内容	
1	<p>中長期的な実績の推移</p> <p>[事例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 死亡者数の推移</li> <li>○ 休業4日以上の死者数の推移</li> <li>○ 重大災害発生件数の推移</li> </ul>
2	<p>最新年の実績、最近(5年以内程度)の実績の推移</p> <p>[事例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業種別死亡者数</li> <li>○ 業種別死傷者数(休業4日以上)</li> <li>○ 都道府県別重大災害</li> <li>○ 業種別定期健康診断結果 (例)業種別(製造業、建設業等)の健康診断項目別(聴力、胸部X線、血圧等)実施者数、有所見者数等</li> <li>○ 対象業務別特殊健康診断実施状況 (例)対象業務別(有機溶剤、鉛、高気圧等)特殊健康診断結果(受診労働者数、有所見者数、有所見率等)</li> <li>○ 業種別・疾病分類別業務上疾病発生状況 (例)業種別・疾病分類別(負傷に起因する疾病、酸素欠乏症、化学物質による疾病等)疾病発生者数</li> </ul>
3	<p>2種類のデータをクロス集計することにより分析</p> <p>[事例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 死亡者数(業種別・都道府県別・事故の型別・起因物別・事業場規模別・年別・年齢別の中から2つを適宜組み合わせ) (例)平成17年の製造業における業種別(食料品製造業、繊維工業、鉄鋼業等)・起因物別(建設用機械、動力クレーン、危険物・有害物等)死亡者数</li> <li>○ 休業4日以上の死傷者数(業種別・都道府県別・事故の型別・起因物別・事業場規模別・年齢別の中から2つを適宜組み合わせ)</li> </ul>
4	<p>特定の業種に特化した実績の分析</p> <p>[事例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労働災原因要素の分析(陸上貨物運送事業、港湾荷役業、林業) (例)陸上貨物運送事業の被災者の年齢別(17歳以下、18歳以上19歳以下、20歳以上24歳以下等)・経験年月別(1か月以下、1か月を超え3か月以下、3か月を超え6か月以下等)死傷者数(休業4日以上)</li> </ul>
5	<p>事故の概要</p> <p>[事例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労働災害(死亡災害、重大災害)の事例 (例)発生状況、原因、対策、業種、事業場規模、起因物、事故の型、被災者数を整理</li> <li>○ ヒヤリ・ハット事例 (例)業種、作業の種類、ヒヤリ・ハットの状況を整理</li> <li>○ 写真で見る災害事例 (例)災害現場の写真、種類、発生年月、写真の説明等を整理</li> </ul>
6	<p>その他</p> <p>[事例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通労働災害の死亡者数、死傷者数(休業4日以上)の推移</li> <li>○ 業種別度数率(注3)、強度率(注4) (例)業種別・災害の度合別(死亡、永久全労働不能、一時労働不能等)の度数率、業種別の強度率</li> <li>○ 業種別年千人率(休業4日以上)(注5)の推移</li> <li>○ 災害の種類別・業種別交通労働災害の死亡者数 (例)災害の種類別(自動車乗車中の災害、自転車乗車中の災害、歩行・作業中の事故等)・業種別死亡者数</li> </ul>

(注)1 厚生労働省の資料及び安全衛生情報センターの提供資料に基づき、当省が作成した。

2 「死亡者数」は「死傷者数(休業4日以上)」の内数である。

3 度数率は100万延労働時間当たりの労働災害による死傷者数であり、算式は労働災害による死傷者数/延労働時間数×100万

4 強度率は1,000延労働時間当たりの労働損失日数であり、算式は労働損失日数/延労働時間数×1,000

5 年千人率=労働災害による死傷者(年間)/労働者×1,000

表1-(2)-3 労働局が提供している労働災害分析等の情報

主な分析内容	
1	<p>中長期的な実績の推移</p> <p>〔事例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 死亡者数の推移(全体、業種別、労基署別、月別、年齢別) (例)業種別(製造業、建設業等)死亡者数の推移</li> <li>○ 休業4日以上死傷者数の推移(全体、業種別、労基署別、月別、年齢別) (例)業種別死傷者数(休業4日以上)の推移</li> <li>○ 重大災害発生件数の推移</li> <li>○ 健康診断結果(受診労働者数、有所見者数、有所見率) (例)受診労働者数、有所見者数、有所見率の推移</li> <li>○ 職業性疾病発生件数の推移(全体、分類別)</li> </ul>
2	<p>最新年の実績、最近(5年以内程度)の実績の推移</p> <p>〔事例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 死亡者数(全体、業種別、労基署別、事故の型別、起因物別、事業場規模別、年別、月別、曜日別、時刻別、経験年数別、年齢別) (例)平成17年の業種別死亡者数</li> <li>○ 休業4日以上死傷者数(全体、業種別、労基署別、事故の型別、起因物別、事業場規模別、年別、月別、曜日別、時刻別、経験年数別、年齢別) (例)5年間(平成13～17年)の業種別死傷者数(休業4日以上)</li> <li>○ 健康診断受診労働者数、有所見者数、有所見率(全体、業種別、検査項目別)</li> <li>○ 職業性疾病発生件数(業種別、分類別)</li> <li>○ 事業場規模別の労働者数の割合と死亡者数の比較</li> </ul>
3	<p>2～3種類のデータをクロス集計することにより分析</p> <p>〔事例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 死亡者数(業種別・労基署別・事故の型別・起因物別・事業場規模別・年別・月別・被災程度別・年齢別・経験年数別の中から2つを適宜組み合わせ) (例)平成17年の業種別・起因物別(建設用機械、動力クレーン、危険物・有害物等)死亡者数</li> <li>○ 休業4日以上死傷者数(業種別・労基署別・事故の型別・起因物別・事業場規模別・年別・月別・被災程度別・年齢別・経験年数別の中から2つを適宜組み合わせ)</li> <li>○ 死亡者数及び休業4日以上死傷者数(業種別・事故の型別・起因物別の3つを組み合わせ) (例)平成17年の建設業における事故の型別(転倒・墜落・転落、切れ・こすれ等)・起因物別死傷病者数(休業4日以上)</li> <li>○ 労働災害の発生割合(業種別と労基署別、事故の型別、起因物別、事業場規模別、被災程度別、年齢別、経験年数別、発生時刻別を適宜組み合わせ) (例)平成17年の製造業における規模別の労働災害発生割合(10人未満は21.1%、10人以上30人未満は32.0%・・・)</li> <li>○ 業種別・原因別重大災害発生件数</li> </ul>
4	<p>特定の業種に特化した実績の分析</p> <p>〔事例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設業に特化したもの(①死亡者数(工事別、事故の型別、起因物別、墜落の高さ別等)、②事故の型別・起因物別死亡者数、③工事種別労働災害発生件数 等) (例)建設業における工事(土木工事、建築工事等)別死亡者数</li> <li>○ 第三次産業に特化したもの(①労働災害発生件数、②転倒災害発生件数に占める第三次産業の割合、③事故の型別労働災害発生件数 等) (例)第三次産業における事故の型別労働災害発生件数</li> <li>○ 陸上貨物運送事業に特化したもの(①死傷者数(休業4日以上)、②事故の型別死傷者数(休業4日以上))</li> </ul>
5	<p>事故の概要</p> <p>〔事例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発生した死亡災害の事例 (例)死亡災害の発生日月、事故の型、起因物、被災者の属性(性別、年齢、職種、経験年数等)、災害の内容等を整理</li> <li>○ 発生した重大災害の事例 (例)死亡災害の発生日月、事故の型、起因物、被災者数、被災者の属性、災害の内容等を整理</li> <li>○ 疾病による休業災害発生事例 (例)休業災害の発生日月、業種、被災者の属性、疾病名、休業日数、災害の内容を整理</li> </ul>
6	<p>その他</p> <p>〔事例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通労働災害の死亡者数、死傷者数(休業4日以上)の推移</li> <li>○ 事業場規模別度数率(注4) (例)労働災害動向調査(厚生労働省)による規模別(100～299人、300～499人、500～999人、1,000人以上等に区分)の調査産業全体の度数率</li> <li>○ 年千人率(注5)(業種別、事業場規模別) (例)主な業種別の年千人率</li> <li>○ 経済活動別総生産額に対する災害発生率(注6) (例)総生産額100億円当たりの業種別の労働災害発生率の推移</li> <li>○ 労働災害と交通労働災害の死亡者数の推移</li> </ul>

(注)1 当省の調査結果による。  
 2 「労働災害発生割合」とは「死傷者数(休業4日以上)」の発生割合のことである。  
 3 「死亡者数」は「死傷病者数(休業4日以上)」の内数である。  
 4 度数率は100万延労働時間当たりの労働災害による死傷者数であり、算式は労働災害による死傷者数/延労働時間数×100万  
 5 年千人率＝労働災害による死傷者(年間)／労働者×1,000  
 6 経済活動別都内総生産額に対する災害発生率＝年間死傷者数／総精算額(億円)×100



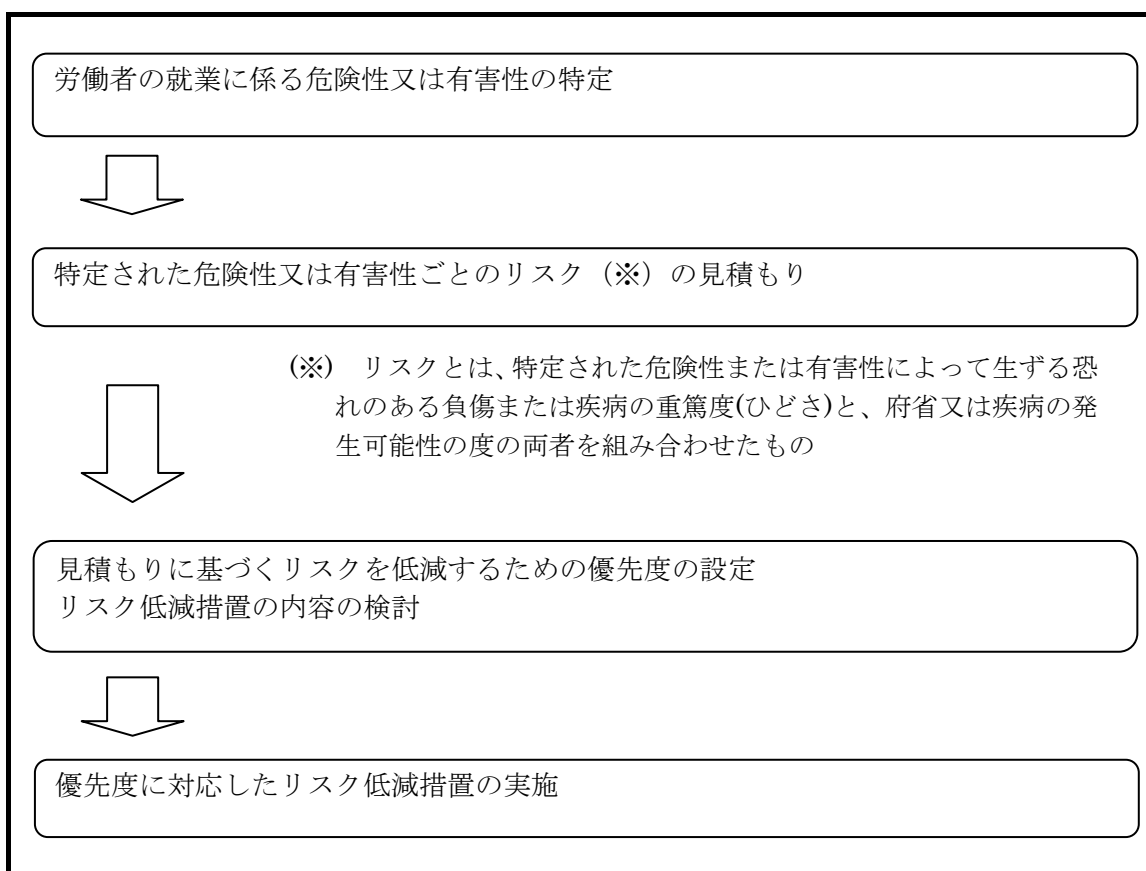
表 1 - (2) - 4 事業場が提供を望む情報等

提供することが望まれる情報等	左記の情報の提供を求めている事業場数 (割合)
① 労働災害の未然防止の観点からの労働災害発生原因の総合的な分析、分析結果に基づく労働災害防止のために有効な対策等の情報	76 事業場 (87.4%)
② 労働災害のリスクの減少等に有効なマネジメントシステムにおけるリスク評価の実施事例、リスク評価に基づく改善事例、改善効果等の情報	68 事業場 (78.2%)
③ 構造規格等と関連する通達等の一覧性の確保等	65 事業場 (74.7%)
④ 休業 4 日未満の労働災害の発生件数、労災の分析結果及び分析結果に基づく有効な対策に関する情報	56 事業場 (64.4%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象事業場のうち 87 事業場から、上記の情報について提供等されることを望むか否かを調査したものである。

表 1 - (2) - 5 リスクアセスメントの流れ



(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

## イ マネジメントシステムの導入促進

勸 告	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>事業場における労働災害の潜在的危険性を低減し、安全衛生水準の向上に資するため、近年、国際的に、新しい安全衛生管理の仕組みであるマネジメントシステム（上記アの【制度の概要】参照）の導入が進められている。具体的には、1996年（平成8年）に、英国及びアメリカでそれぞれ独自のマネジメントシステムが開発、公表され、その後、その他の国においてもマネジメントシステムの導入に向けた取組がなされている。</p> <p>我が国では、平成11年3月に安衛則を改正し、厚生労働大臣は、事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主活動を促進するため必要な指針を公表することができるとする規定（安衛則第24条の2）を設けた。これを受け、厚生労働省は、同年4月に事業者がマネジメントシステムを確立しようとする際に必要とされる基本的事項を定めた「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成11年4月30日労働省告示第53号。以下「マネジメントシステム指針」という。）を公表し、マネジメントシステムの事業場への導入を推進している。</p> <p>また、マネジメントシステムの導入促進を図るため、平成17年に安衛法第88条が改正され、労働災害の発生率が低く、マネジメントシステムを適切に実施していると労基署長が認定した事業場については、建築物又は機械等の設置、移転又は主要構造部分を変更する際に行う計画の届出義務が免除されることとなった。</p> <p>さらに、安衛法に新設された第28条の2において、危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行うことが事業者に対する努力義務とされた。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、厚生労働省本省、22労働局及び45労基署におけるマネジメントシステムの導入促進対策の実施状況、事業場におけるマネジメントシステムの導入状況等について調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p><b>(7) 厚生労働省の調査結果によると、マネジメントシステムを運用している事業場は運用していない事業場に比べて災害発生率が低くなっている</b></p> <p>厚生労働省は、平成15年に従業員500人以上の製造事業場を対象に「大規模製造事業場における安全衛生管理体制及び活動等に係る自主点検」を実施し、その結果（回答数1,269）に基づき、マネジメントシステムの運用状況と災害の発生状況との関連について分析しており、その分析結果をみると、表3のとおり、マネジメントシステムを運用している事業場の方が運用していない事業場より労働災害の発生率が低くなっている。</p>	<p>図1-(2)-1 表1-(2)-6</p> <p>表1-(2)-7</p> <p>表1-(2)-8</p>

表3 マネジメントシステムの運用状況と労働災害との関連等の分析結果

区 分	事業場数の割合 (%)	平均災害発生率
マネジメントシステムを運用している事業場	14.7	3.91
リスク評価を実施している事業場	12.3	4.00
マネジメントシステム構築中の事業場	7.2	4.21
関連する活動の記録のない事業場	65.7	6.15

(注) 1 「大規模製造事業場における安全衛生管理体制及び活動等に係る自主点検」(厚生労働省実施) 結果による。

2 平均災害発生率=年間全被災者数(平成12年ないし14年の平均値)÷労働者数(平成14年度末)×1,000

(イ) マネジメントシステムの導入率は10%程度と低調であり、導入していない事業者はその理由として、同システムを承知していないこと、導入のための人的、時間的、経済的な余裕がないこと等を挙げている

厚生労働省本省は、事業所の規模に応じて抽出した約1万2,000事業所を対象に、マネジメントシステムの実施状況等を調査事項として含む「労働安全衛生基本調査」を5年ごとに行っており、最新の調査は平成17年に実施している。同調査結果をみると、マネジメントシステムを導入している事業所の割合は7.3%(前回調査(平成12年に実施)では10.1%)と低調となっており、規模の小さい事業所ほど導入率が低く、また、未導入事業所における未導入理由については、「内容が分からない」とするものが最も多くなっている。なお、厚生労働省は、17年に実施した調査における導入率が12年の調査時のそれを下回っている原因やそもそもマネジメントシステムの導入が低調となっている原因の分析等を行っていない。

一方、当省が調査した製造業、建設業及び陸上貨物運送業の444事業場(注)のうちマネジメントシステムを導入している事業場は65事業場(14.6%)であり、残る379事業場は未導入となっている。未導入事業場からその主な理由を聴取したところ、次のとおりとなっている(複数回答)。

(注) 全国の規模別の事業場の分布に比べ、規模の大きい事業場を多く選定した。

- ① マネジメントシステムの制度の内容を承知していない(86事業場)。
- ② マネジメントシステムを導入するための人的、時間的及び経費的な余裕がない(45事業場)。
- ③ 事業場規模が小さいため、事業場内に管理者の目が行き届く(14事業場)。
- ④ 導入することによる効果が不明(14事業場) 等

(ウ) マネジメントシステムを導入していない事業場は、小規模事業場向けに分かりやすく整理した資料の作成やシステムの導入による効果等の分析情報の提供等のサポートを行って欲しいとの意見を述べているが、これらについての支援は十分なものとはなっていない

表1-(2)-9

表1-(2)-10

表1-(2)-11



建災防協会宮城県支部及び高知労働安全衛生労務研究会（建災防協会高知県支部）は、小規模事業場のために、ガイドラインの内容を事例等により分かりやすくまとめた「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」を作成し、宮城県内及び高知県内におけるマネジメントシステムの普及を図っている。また、宮城労働局及び高知労働局では、管内労基署にこの普及を図るよう求めている。

しかし、調査した 22 労働局のうち、上記以外の 20 労働局においては、同様又は類似の取組事例は確認できなかった。

また、厚生労働省本省は、平成 17 年度の中災防協会への委託事業において、マネジメントシステムを導入したモデル事業場におけるシステムの導入の背景や経過、システムの導入効果、システムを運用する際に実施したリスクアセスメントによる危険要因の低減対策の事例等を紹介した「マネジメントシステム構築事例集」を作成しているが、掲載事業場数は 16 年度の 22 モデル事業場のうちわずか 5 事業場となっている。

- ② 厚生労働省本省は、マネジメントシステムの導入による効果等について、中災防協会がマネジメントシステム促進協議会（注）を通じて実施した複数業種の事業場を対象としたアンケート調査結果による分析や、「大規模製造業における安全管理体制及び活動等に係る自主点検」で把握した労働災害発生率を加味した分析等を実施している。

厚生労働省本省は、その結果を情報提供しているが、上記 b のとおり、事業者からは更なる情報提供を求める意見がみられた。

（注） マネジメントシステム促進協議会とは、マネジメントシステムの普及促進について検討するため業界団体等で構成されている協議会で、中災防協会が運営しているものである。

- ③ マネジメントシステムの導入のためには、システム運用のための人員の確保、予算措置等を伴うことから、中小事業者等に対しては、経営者等にマネジメントシステムの導入を直接働きかけ、理解を得ることが導入を促進するための有効な対策と考えられる。

これについて厚生労働省本省においては、労働局及び労基署が、関係団体の会合、マネジメントシステムの推進大会、集団指導等により経営者等に直接働きかけているとしている。

しかし、調査した 22 労働局及び 45 労基署のうち、そのような積極的な取組を行っていることが確認できたのは 1 労働局（愛知労働局）のみである。

**(I) マネジメントシステムの導入に慎重な中小規模事業場に対し、リスクアセスメントの導入から進めていこうとする取組は低調**

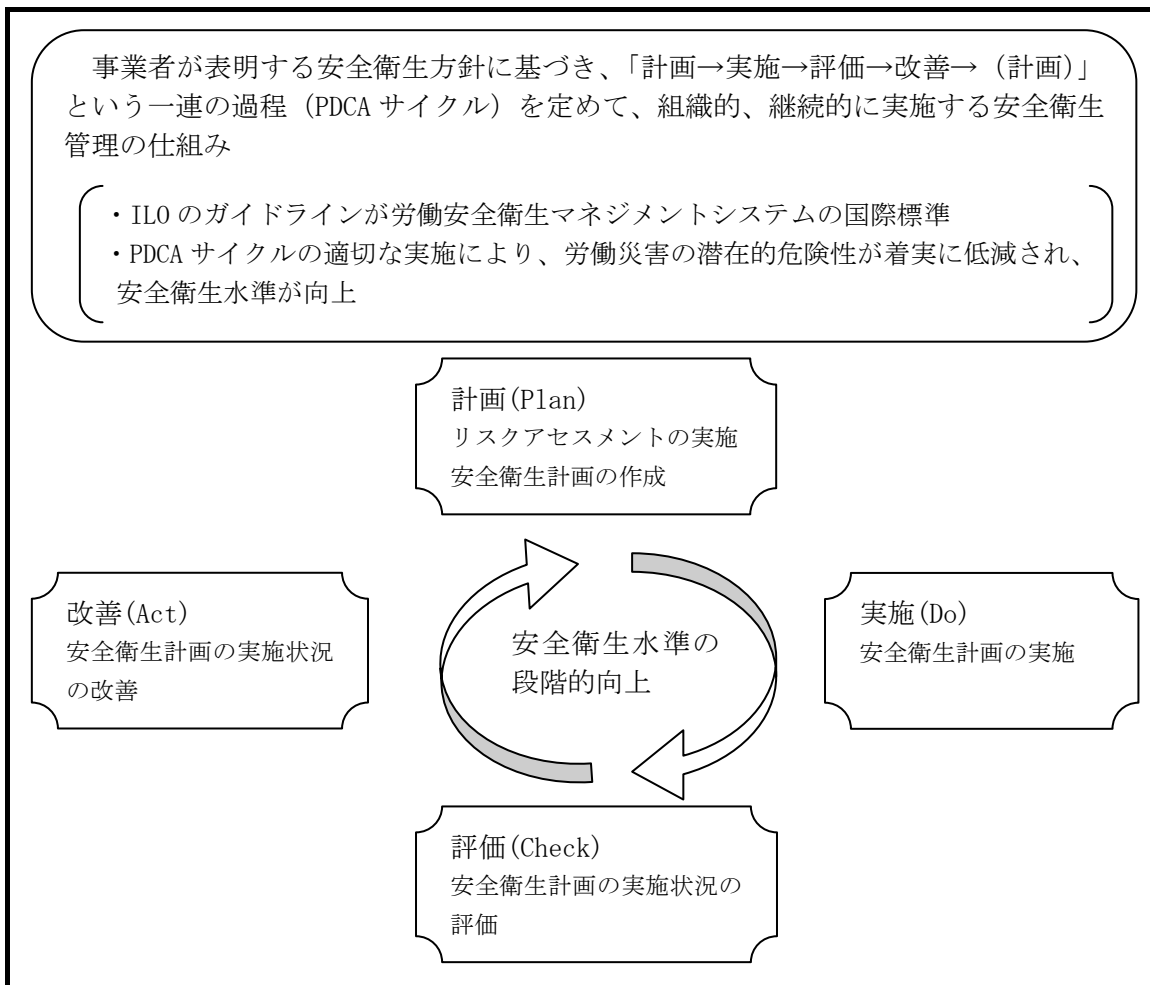
リスクアセスメント（上記アの【調査結果】(ア)参照）を導入することによりマネジメントシステムの導入に近い効果が期待できることから、マネジメントシステムの導入に慎重な中小規模事業場について、リスクアセスメントの導入から進めていくことは有効な対策と考えられるが、このような方針で取り組んでいることが確認できたのは、調査した 22 労働局のうち 1 労働局（滋賀労働局）、調査した 45 労基署のうち 2 労基署（大津及び彦根労基署）のみである。

**【所見】**

したがって、厚生労働省は、マネジメントシステムの導入により労働災害の発生を抑制する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 小規模事業場向けにマネジメントシステムの導入方法等を分かりやすく整理した資料の提供や、事業場の業種や規模等に応じたマネジメントシステム構築事例集等の作成等マネジメントシステムの導入の支援措置を充実すること。
- ② 中災防協会の活用等により、マネジメントシステムを導入することによる効果等について、業界団体等を通じ情報提供を充実すること。
- ③ マネジメントシステムの導入に関心を示した経営者等に対し直接、導入の働きかけ等を実施すること。
- ④ マネジメントシステムの導入に慎重な中小規模事業場に対し、リスクアセスメントの導入の働きかけを徹底すること。

図 1 - (2) - 1 労働安全衛生マネジメントシステムについて



(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 1－(2)－6 マネジメントシステムをめぐる国際的な動き

<p><b>1 国際労働機関（ILO）の動き</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1999年3月 2000～2001年計画予算にマネジメントシステムの国際的ガイドライン策定に向けた専門家会合の開催を盛り込むことを理事会で承認</li><li>・ 2001年6月 ILO理事会が「労働安全衛生マネジメントシステムに関するガイドライン」を承認</li><li>・ 2001年12月 「労働安全衛生マネジメントシステムに関するガイドライン」を公表</li></ul> <p><b>2 諸外国の動き</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1982年 米国労働安全衛生庁(OSHA)が自主的安全衛生管理プログラムを開発</li><li>・ 1996年 米国労働衛生協会(AIHA)が独自のマネジメントシステムを開発・公表</li><li>・ 1996年 英国規格協会がマネジメントシステムに関する規格(BS8800)を公表</li><li>・ オランダ、デンマーク、スペイン、イタリア、ノルウェー、オーストラリア等において、マネジメントシステムの規格・ガイドライン化</li></ul> <p><b>3 我が国の動き</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1996年6月 中災防協会がマネジメントシステム評価基準を策定</li><li>・ 1999年4月 厚生労働省がマネジメントシステム指針を公表</li><li>・ 1999年11月 建災防協会が「建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」を作成</li><li>・ 2006年3月 厚生労働省がマネジメントシステム指針を改正</li></ul>
--

(注) 厚生労働省の資料等に基づき、当省が作成した。



表 1 - (2) - 7 マネジメントシステムの推進に関する規定等

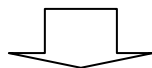
○ 安衛則<抜粋>

第八節の二 自主的活動の促進のための指針

第二十四条の二

厚生労働大臣は、事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う次に掲げる自主的活動を促進するため必要な指針を公表することができる。

- 一 安全衛生に関する方針の表明
- 二 法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- 三 安全衛生に関する目標の設定
- 四 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善



「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成 11 年 4 月 30 日労働省告示第 53 号、平成 18 年 3 月 17 日改正）

- ・ 本指針は、事業者が事業場においてマネジメントシステムを確立しようとする際に必要とされる基本的事項を定めたもの

(注) 下線は、当省が付した。

表 1 - (2) - 8 安衛法等の改正内容

○ 安衛法<抜粋>

(事業者の行うべき調査等)

第二十八条の二

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

- 2 厚生労働大臣は、前条第一項及び第三項に定めるもののほか、前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

(計画の届出等)

第八十八条

事業者は、当該事業場の業種及び規模が政令で定めるものに該当する場合において、当該事業場に係る建設物若しくは機械等（仮設の建設物又は機械等で厚生労働省令で定めるものを除く。）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の三十日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第二十八条の二第一項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。

○ 安衛則<抜粋>

第二十四条の二

厚生労働大臣は、事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う次に掲げる自主的活動を促進するため必要な指針を公表することができる。

- 一 安全衛生に関する方針の表明
- 二 法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- 三 安全衛生に関する目標の設定
- 四 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善

(法第八十八条第一項ただし書の厚生労働省令で定める措置)

第八十七条

法第八十八条第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- 二 前号に掲げるもののほか、第二十四条の二の指針に従って事業者が行う自主的活動

(認定の単位)

第八十七条の二

法第八十八条第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定（次条から第八十七条の十までにおいて「認定」という。）は、事業場ごとに、所轄労働基準監督署長が行う。

(注) 下線は、当省が付した。

表 1 - (2) - 9 平成 17 年労働安全衛生基本調査におけるマネジメントシステムの導入状況等

1 導入割合		
(1) 事業所規模別		
事業所規模	導入している	導入していない
全体	7.3%	92.7%
10～29 人	6.4%	93.6%
30～49 人	6.9%	93.1%
50～99 人	9.9%	90.1%
100～299 人	12.5%	87.5%
300～499 人	18.9%	81.1%
500～999 人	23.3%	76.7%
1,000 人～	37.2%	62.8%
(2) 産業別		
産業名	導入している	導入していない
建設業	19.1%	80.9%
製造業	6.0%	94.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	35.4%	64.6%
情報通信業	4.1%	95.9%
運輸業	9.8%	90.2%
卸売・小売業	4.3%	95.7%
飲食店, 宿泊業	3.0%	96.4%
サービス業	6.6%	93.4%
2 未導入事業場における導入しない理由 (複数回答)		
導入しない理由	割合	
内容がわからないため	46.3%	
十分な知識を持った人材がいないため	44.4%	
導入の手法がわからないため	26.0%	
導入にお金がかかりすぎるため	8.5%	
災害防止についての効果が見込めないため	5.2%	
入札資格等の経営上のメリットがないため	4.2%	
その他	29.5%	

(参考)

平成 12 年労働安全衛生基本調査におけるマネジメントシステムの導入状況

区分	導入している	導入していない
事業所全体	10.1%	89.9%

(注) 厚生労働省が実施した「平成 17 年労働安全衛生基本調査」結果及び「平成 12 年労働安全衛生基本調査」結果を基に当省が作成した。

表 1 - (2) - 10 事業場規模別マネジメントシステム導入状況

事業場規模	導入事業場数	未導入事業場数	導入率
全体	65 事業場	379 事業場	14.6%
～49 人	16 事業場	165 事業場	8.8%
50～99 人	13 事業場	62 事業場	17.3%
100～299 人	11 事業場	99 事業場	10.0%
300～499 人	5 事業場	27 事業場	15.6%
500～999 人	9 事業場	16 事業場	36.0%
1,000 人～	11 事業場	10 事業場	52.4%

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査した事業場は、444 事業場である。

表 1 - (2) - 11 マネジメントシステムの主な未導入理由

主な未導入理由	事業場数
① マネジメントシステム、制度の内容を承知していないため	86 事業場
② マネジメントシステム導入のための人的・時間的・経費的な余裕がないため	45 事業場
③ 本社、親会社から導入の方針、指示がないため	16 事業場
④ 事業場規模が小さいため、管理者の目が行き届くため	14 事業場
④ 導入することによる効果、費用対効果が不明なため	14 事業場
⑥ 労災がまったく又はほとんど発生しておらず、危険な作業環境にないため	13 事業場

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 複数回答であり、事業場数は延べ数である。  
 3 未導入理由として、「ISO 等マネジメントシステムと同様の取組を実施している」及び「マネジメントシステムと同等と考えられるシステム又は PDCA サイクルを導入している」と回答している事業場が 69 事業場みられたが、マネジメントシステムと類似の取組は行われていることから、未導入の理由から除いた。

表 1 - (2) - 12 マネジメントシステムの普及促進に関する事業概要

○ 労働安全衛生マネジメントシステム普及促進事業実施要綱

1 趣旨

本事業は、事業場において「計画—実施—評価—改善」という一連の過程を明確化した連続的かつ継続的な安全衛生管理の仕組み（労働安全衛生マネジメントシステム。以下「システム」という。）を確立し、これに基づく安全衛生管理を推進するため、新たに策定された「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成 11 年労働省告示第 53 号。以下「指針」という。）の普及促進を図り、もって事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的とする。

2 事業の実施

本事業は中央労働災害防止協会に委託して実施する。

3 事業の内容

(1) 指針の周知

指針の周知を図るため、啓発用リーフレット等の作成を行う。

(2) モデル事業場の育成指導等

モデル事業場を選定し、システムの導入についての実施指導を行う。

(3) システム協議会の運営

業界団体等で構成する協議会を運営し、システムの普及促進について検討する。

(4) 好事例集の作成

システム構築・運用好事例集を作成する。

(5) 危険有害要因別リスクアセスメントデータ集の作成

機械等の包括安全基準等に基づいた危険有害要因別リスクアセスメントデータ集を作成する。

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 1 - (2) - 13 厚生労働省本省におけるマネジメントシステム普及促進事業の実施状況

年度	事業費 (予算額)	実施内容
平成 13 年度	34,634 千円	① モデル事業場への指導 4 事業場に対し、延べ 16 回の指導を実施 ② 作成資料等 ・ リーフレット (16 万 5 千部) ・ ビデオ (1 種類) ・ マネジメントシステム構築事例集 (1 種類) ・ 業種別・規模別ガイドブック (1 種類) ③ 説明会の開催 開催回数 5 回、受講者数 168 人
14 年度	37,718 千円	① モデル事業場への指導 5 事業場に対し、延べ 24 回の指導を実施 ② 作成資料等 ・ リーフレット (20 万部) ・ ビデオ (1 種類) ・ マネジメントシステム構築事例集 (1 種類) ③ 説明会の開催 開催回数 2 回、受講者数 95 人
15 年度	68,513 千円	① モデル事業場への指導 7 事業場に対し、延べ 33 回の指導を実施 ② 作成資料等 ・ リーフレット (40 万部) ・ ビデオ (1 種類) ・ マネジメントシステム構築事例集 (1 種類) ③ 説明会の開催 開催回数 4 回、受講者数 145 人
16 年度	103,362 千円	① モデル事業場への指導 22 事業場に対し、延べ 107 回の指導を実施 ② 作成資料等 ・ リーフレット (20 万部) ・ マネジメントシステム構築事例集 (1 種類) ③ 説明会の開催 開催回数 1 回、受講者数 150 人
17 年度	141,669 千円	① モデル事業場への指導 21 事業場に対し、延べ 95 回の指導を実施 ② 作成資料等 ・ リーフレット (20 万部) ・ マネジメントシステム構築事例集 (1 種類)

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 1 - (2) - 14 労働局、労基署におけるマネジメントシステムの普及促進対策の実施状況

実施している主な対策	実施局署数
① 集団指導等において説明等を実施	40 局署
② 講習会、研修会、説明会等を開催し、説明等を実施	29 局署
③ 個別指導の際に説明等を実施	24 局署
④ パンフレット、リーフレット等を配布	21 局署
⑤ 業界団体等の主催する会議、説明会等において説明等を実施	8 局署

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査した労働局は 22 労働局、労基署は 45 労基署、合計 67 局署であるが、複数回答のため合計は 67 にならない。

表 1 - (2) - 15 マネジメントシステムの導入の検討に当たり事業者が行政に望む事項

事業者が必要と考える条件整備の内容	事業場数
① 事業場規模等に応じたマネジメントシステムの作成等（例えば、小規模事業場のためにマネジメントシステムガイドラインを分かりやすく整理した資料等の提供）を行ってほしい。	33 事業場
② 類似業種、同規模の事業場におけるマネジメントシステムの導入事例、導入効果、具体的な導入方法等について十分な情報提供を行ってほしい。	30 事業場
③ マネジメントシステムの導入のためには経営者等の決定が必要であることから、経営者等に対して、理解が十分に得られるような導入の働きかけを行ってほしい。	20 事業場
④ その他	3 事業場

(注) 1 当省の調査結果による。

2 マネジメントシステム未導入事業場のうち 62 事業場を対象に調査を実施したものであるが、複数回答のため合計は 62 にならない。

表 1 - (2) - 16 マネジメントシステムの導入促進のために経営者等に対する取組みを行っている事例

労働局名	取組の内容
愛知労働局	<p>愛知労働局管内で実施している「愛知危険ゼロ職場づくり運動」(運動期間は平成 17 年度から 19 年度末まで) の柱として、1,000 事業場の経営者等から以下の決意書の提出を求めるなど「経営トップ 1,000 人決意」結集を実施している。</p> <p>決意書には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① コンプライアンス (法令遵守) の徹底</li> <li>② 労働安全衛生マネジメントシステムの推進 (導入)</li> </ul> <p>の 2 つの決意を必ず盛り込み、企業のトップ等の署名を行った上で所轄の労働基準監督署に提出することとされている。</p> <p>また、決意書の集結状況を踏まえ、平成 18 年度及び 19 年度に提出事業場を中心とした「労働安全衛生マネジメントシステム推進大会」を開催するとともに提出事業場に必要な情報の提供等を行い、マネジメントシステムの一層の普及定着を図ることとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。



ウ 立入検査等で把握した事業者の法令違反に対する是正の確保

勸 告	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>安衛法第 91 条第 1 項において、労働基準監督官は、事業場への立入り、関係者への質問、帳簿、書類その他の物件の検査等（以下「立入検査等」という。）ができることとされている。</p> <p>労働基準監督官は、この立入検査等により、法令により事業者が講ずべきとされている措置の実施状況を確認し、その結果、事業者が必要な措置を講じていない場合には、当該事業者に対して、法令違反を是正するための是正勧告又は指導（以下「是正勧告等」という。）を行い、講じた措置等については是正報告等を求めている。</p> <p>このことから、立入検査等は、労働災害を防止するための重要な手段の一つと位置付けられる。</p>	<p>表 1 - (2) - 17</p>
<p>平成 12 年以降 16 年までに立入検査等が実施された事業場数は、全国で約 16 万事業場ないし約 18 万事業場となっている。</p> <p>立入検査等は事業場の不適切な状況を直接改善させる上で有効なものであるが、限られた機会とならざるを得ないことから、その実施結果による指摘事項について、確実な改善を図らせるなど効率的・効果的な実施が必要となっている。</p>	<p>表 1 - (2) - 18</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、厚生労働省本省、19 労働局及び 40 労基署における事業者に対する立入検査等の実施状況並びに 425 事業者における立入検査等の受検の状況等について調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p><b>(7) 安衛法関係の法令違反について、同種の指摘を繰り返し受けている事業者の例がみられる</b></p> <p>立入検査等を効果的・効率的に実施するためには、立入検査等を実施した事業場において、事業者に法令違反を是正させるのみならず、同種の法令違反を再発させないようにすることが求められる。</p> <p>しかし、当省が調査した平成 15 年から 17 年までの 3 年間に 2 回以上立入検査等を受けた 94 事業者（43 製造業者、45 建設業者及び 6 陸上貨物運送業者）のうち、過去に指摘を受けた労働安全関係の法令違反と同種の指摘を受けているものが 14 事業者（14.9%。2 製造業者及び 12 建設業者）みられた。</p>	<p>表 1 - (2) - 19</p>
<p><b>(4) 立入検査等により同種の指摘を繰り返し受けている事業者を業種別にみた場合の理由</b></p> <p><b>a 製造業者において、同種の法令違反を繰り返した理由は、労働者に対する指導力又は安全教育の不足</b></p> <p>製造業の 2 事業者が、同種の法令違反を繰り返した理由は、総括安全衛生</p>	<p>表 1 - (2) - 20</p>

<p>管理者（注）等だけでは作業現場全体を細部まで掌握できず、安全措置に関する労働者に対する指導が徹底されていないことにより、労働者が法令違反となる作業を行っていることによるものであった。</p> <p>（注） 安衛法第 10 条により、事業者は、事業場ごとに総括安全衛生管理者を選任し、その者に、①労働者の危険等を防止するための措置、②労働者の安全衛生のための教育の実施等の業務を統括管理させることとされている。</p>	<p>表 1 - (2) - 21</p>
<p><b>b 建設業者において、同種の法令違反を繰り返した理由は、現場所長や職長の能力不足、危険性に対する認識の低さ、作業の効率性の優先など</b></p>	
<p>建設業の 12 事業者が、同種の法令違反を繰り返した理由は、元請事業者に問題があるものと下請事業者に問題があるものとに大別され、それぞれの具体的な内容は次のとおりとなっている（1 事業者に複数の問題があるものあり）。</p>	<p>表 1 - (2) - 22 表 1 - (2) - 23 表 1 - (2) - 24</p>
<p>① 元請事業者の問題があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 現場所長（注）だけでは、現場全体を細部まで掌握できず、安全措置に関する下請事業者に対する指導が不足（4 事業者）</li> <li>ii) 危険性に対する現場所長の判断の誤り（労働基準監督官との見解の相違を含む。）（4 事業者）</li> <li>iii) 現場所長が作業の効率性を優先（3 事業者）</li> <li>iv) 現場所長の経験が少なく、下請事業者に対する指導が不足（2 事業者）</li> <li>v) 下請事業者の労働者に対する元請事業者の安全教育が不足（1 事業者）</li> <li>vi) 現場に入る下請事業者が不特定であることが多いという建設業特有の状況があり、下請事業者に対する指導の効果が定着しないため（4 事業者）</li> <li>vii) その他（2 事業者）</li> </ul> <p>（注） 安衛法第 15 条により、元請事業者は、元請事業者の労働者及び下請事業者の労働者の作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者（現場所長）を選任し、同法第 30 条第 1 項各号に規定される①作業間の連絡調整、②作業場所の巡視、③下請事業者が行う労働者の安全衛生教育に対する指導・援助等を統括管理させることとされている。</p>	
<p>② 下請事業者の問題があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 危険性に対する職長（注）の判断の誤り（8 事業者）</li> <li>ii) 職長が作業の効率性を優先（7 事業者）</li> <li>iii) 職長の知識・指導力の不足（4 事業者）</li> <li>iv) 下請事業者の自らの労働者に対する教育の不足（3 事業者）</li> </ul> <p>（注） 建設業の事業場において下請事業者の労働者を直接指導監督するのは職長であることから、事業者は、新たに職長となるものには安衛法第 60 条により、労働者に対する指導監督等の事項について、安全衛生教育を行わなければならないとされており、職長は、当該教育を踏まえ、①作業方法の決定・労働者の配置、②労働者に対する指導監督等を行うこととされている。</p>	

(ウ) 厚生労働省は、法令違反等に対して適切な指摘や対処を行っているとしているが、i) 同種の法令違反を繰り返している事業者、ii) 産業医に係る指摘については是正報告等を行っているが、当該是正措置が一時的なものにとどまっている事業者など、結果的に改善が確保されていない事業者がみられる

a 厚生労働省は、労働局及び労基署においては、法令違反を犯した原因や実態を労働基準監督官等が詳細に調査した上で法令違反を指摘しており、さらに、同種の法令違反の繰り返しの場合、その原因を検証し、再度の是正勧告や司法処分等厳正に対処しているとしている。

また、事業場が同種の法令違反を繰り返さないために、「作業効率よりも安全性を優先するための意識改革」についての個別指導等や、安全衛生上問題のある事業場の統括安全衛生管理者等の責任者を対象とした集団指導等において「現場所長や職長の安全に関する意識、知識、労働者に対する指導の必要性に関する認識等の向上のための教育」を実施しているとしている。

しかし、当省の調査では、上記(ア)のとおり、同種の法令違反を繰り返している事業者が少なからず確認されている。このような事業者がみられる原因について、厚生労働省は、事業者の遵法意識の欠如に起因しているとしているが、労働局及び労基署における

① 現場所長などの統括安全衛生責任者や職長の安全に関する意識、知識、労働者に対する安全に関する指導の必要性についての認識等を深めるための教育や、

② 作業効率よりも安全性を優先するための意識改革のための個別指導が十分に徹底されていなかったことも要因の一つと考える。

b 厚生労働省は、産業医の選任、職務及び定期巡視について法令違反等を認められた場合にはその是正を求めるための指導を実施しており、是正報告等の徴収や再監督の実施等により、法令違反等の是正の状況を確認しているとしている。

調査した 425 事業場のうち、産業医の選任義務（下述 2-(1)の制度の概要を参照）のある事業場は 250 事業場であり、このうち、平成 15 年から 17 年までの 3 年間に労働基準監督官の立入検査等を受けているものが 188 事業場となっている。この 188 事業場のうち、当該立入検査等において産業医の活動に関して是正勧告等を受けているものが 13 事業場みられる。是正勧告等の内容は、i) 衛生委員会(注)の委員としての指名及び同委員会への出席に関すること（5 事業場）、ii) 作業場等の巡視に関すること（4 事業場）、iii) 産業医の選任に関すること（2 事業場）等となっている。

(注) 常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は、事業場ごとに、労働者の健康障害の防止や健康の保持増進等について調査審議する衛生委員会（毎月 1 回以上開催）を設置すること（安衛法第 18 条第 1 項）、同委員会には産業医のうちから事業者が指名した者を構成員とすること（安衛法第 18 条第 2 項）とされている。

これらの指摘に対する各事業場の対応状況をみると、是正報告等を行って

表 1-(2)-25  
表 1-(2)-26  
表 1-(2)-27

いるものの、当省が調査した時点においては、全体として、4事業場で改善措置が継続されておらず、これを是正勧告等の内容別にみると、上記 i) については5事業場中2事業場、ii) については4事業場中1事業場、iii) については2事業場中1事業場において、是正報告等の提出前と同様の状態になっている状況がみられた。この中には常時200名以上の従業員を使用しているにもかかわらず産業医を選任していない事業場（1事業場）や、作業の中で有機溶剤などの有害物質を使用しているにもかかわらず産業医が衛生委員会に出席していなかったり、作業場の巡視が全く行われていない事業場（1事業場）もみられた。

このように、事業場において、労働基準監督官からの産業医の選任やその職務の実施についての指導に基づき、改善を行っているものの、その対応が一時的なものとなっているなど、結果的には改善が確保されていない状況がみられた。

このような状況がみられたことについて、厚生労働省は、労基署が是正報告等の内容を確認した後に事業者が是正勧告前の状況に戻っていたとしても、それは事業者の遵法意識の欠如によるもので、事業者自身の責任に帰すものであり、労基署としては、是正報告等の内容を確認したことにより適正に職務を遂行したことになっているとしている。また、労基署においては、事業場に対し立入検査等を行い、安衛法等関係法令違反が認められた場合には、それに対する是正報告等を徴収し、必要に応じ再び立入検査等を実施するなどによりその是正を図っており、さらに、同種の法令違反を繰り返し行うなど重大・悪質な事案に対しては司法処分に付す等厳正に対処し、遵法状況の定着を図っているところであるとしている。

しかし、前述のとおり、事業場の中には、労働基準監督官の指導等に基づく是正措置が継続されていない場合も認められることから、同種の法令違反が繰り返されないためのより効果的な方法が求められている。

#### 【所見】

したがって、厚生労働省は、立入検査等で把握した法令違反等の再発防止を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 事業者に対し、現場所長などの能力向上等に資する教育や安全性優先への意識改革の実施に関する指導を充実すること。
- ② 労働基準監督官の指導に基づく改善措置の継続的な実施を確保するため、より効果的な措置を講ずること。

表 1 - (2) - 17 立入検査等の根拠に関する規定

<p>○ 安衛法&lt;抜粋&gt;</p> <p>(労働基準監督官の権限)</p> <p>第 91 条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
---

表 1 - (2) - 18 立入検査等の実施事業場数の推移 (平成 12~16 年) <全国>

(単位：事業場)

区 分 \ 年	平成 12	13	14	15	16
立入検査等の実施事業場数	184,864	173,691	173,114	164,505	165,628

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 1 - (2) - 19 調査対象とした事業者における立入検査等の状況 (平成 15~17 年)

(単位：事業場、%)

業種別 \ 区分	調査事業者数	平成 15~17 年の間に立入検査等を受けた実績があるもの	左のうち、立入検査等を 2 回以上受けているもの (a)	左のうち、法令違反について、同種の指摘を繰り返し受けているもの (b)	割合 (b/a)
製造業	268	97	43	2	4.7
建設業	105	65	45	12	26.7
陸上貨物運送業	52	26	6	0	0.0
計	425	188	94	14	14.9

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (2) - 20 法令違反について、同じ指摘を繰り返し受けている事業場（製造業、平成 15～17 年）

事業者名	受検回数	立入検査等による指摘内容	繰り返し指摘を受けている原因・理由	違反の根拠条文
A 1	2 回	平成 16 年の立入検査等において、手持型電灯へのガードの未装着について指摘を受けているが、17 年の立入検査等においても、架空吊り下げ電灯へのガードの未装着で指摘を受けている。【2 回の立入検査等で同じ指摘】	総括安全衛生管理者等だけでは、作業現場全体を細部まで掌握できず、労働者に対する指導が徹底されていないこと。	安衛法第 20 条（安衛則第 330 条）
A 2	5 回	平成 16 年 7 月の立入検査等において、動力駆動のシャー（せん断機）の定期自主検査（年 1 回）が未実施であったため、指摘を受けているが、17 年 4 月の立入検査等においても、シャーの定期自主検査について指摘を受けている。【2 回の立入検査等で同じ指摘】	事業者の教育不足を原因とする労働者の法令の違反状態の見落とし	安衛法第 45 条（安衛則第 135 条第 1 項）

（注） 当省の調査結果による。

表 1 - (2) - 21 事業者の講ずべき措置等に関する規定

○ 安衛法<抜粋>

(事業者の講ずべき措置等)

第 20 条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

(定期自主検査)

第 45 条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

2、3、4 (略)

(総括安全衛生管理者)

第 10 条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は第 25 条の 2 第 2 項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

- 一 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- 二 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの

2、3 (略)

表 1 - (2) - 22 法令違反について、同じ指摘を繰り返し受けている事業場（建設業、平成 15～17 年）

事業者名	受検回数	立入検査等による指摘内容	違反の根拠条文
A 3	8 回	平成 15 年 8 月の立入検査等において、スラブ（鉄筋コンクリート造の床板）開口部への手すり等の未設置で指摘を受けているが、16 年 7 月の立入検査等においても同様の指摘を受けている。【2 回の立入検査等で同じ指摘】	安衛法第 31 条(安衛則第 653 条第 1 項)
A 4	14 回	平成 15 年 7 月の立入検査等において、関係請負人の労働者が安衛法等に違反しないよう、元請事業者が必要な指導を行っていなかったため、労基署から指摘を受けているが、その後、16 年 10 月及び 17 年 7 月に行われた立入検査等においても同様の指摘を受けている。【4 回の立入検査等で同じ指摘】	安衛法第 29 条
A 5	45 回	平成 15 年 6 月の立入検査等において、開口部等への手すり等の未設置で指摘を受けているが、その後 16 年 12 月から 17 年 12 月までに 4 回行われた立入検査等においても同様の指摘を受けている。【5 回の立入検査等で同じ指摘】	安衛法第 31 条(安衛則第 653 条第 1 項)
		平成 15 年 11 月の立入検査等において、関係請負人の労働者が安衛法等に違反しないよう、元請事業者が必要な指導を行っていなかったため、労基署から指摘を受けているが、その後同年 12 月から 17 年 12 月までに 9 回行われた立入検査等においても同様の指摘を受けている。【10 回の立入検査等で同じ指摘】	安衛法第 29 条
		平成 16 年 11 月の立入検査等において、作業現場への安全通路が確保されていなかったため指摘を受けているが、同年 12 月の立入検査等においても同様の指摘を受けている。【2 回の立入検査等で同じ指摘】	安衛法第 23 条(安衛則第 540 条)
A 6	12 回	平成 16 年 9 月の立入検査等において、関係請負人の労働者が安衛法等に違反しないよう、元請事業者が必要な指導を行っていなかったため、労基署から指摘を受けているが、同年 10 月、12 月の立入検査等においても同様の指摘を受けている。【3 回の立入検査等で同じ指摘】	安衛法第 29 条
A 7	30 回	平成 15 年 12 月の立入検査等において、関係請負人の労働者が安衛法等に違反しないよう、元請事業者が必要な指導を行っていなかったため、労基署から指摘を受けているが、その後、16 年 11 月及び 17 年 8 月に行われた立入検査等においても同様の指摘を受けている。【3 回の立入検査等で同じ指摘】	安衛法第 29 条
A 8	6 回	平成 15 年 10 月の立入検査等において、関係請負人の労働者が安衛法等に違反しないよう、元請事業者が必要な指導を行っていなかったため、労基署から指摘を受けているが、その後、17 年 11 月までに行われた 3 回の立入検査等においても同様の指摘を受けている。【4 回の立入検査等で同じ指摘】	安衛法第 29 条



		16年7月の立入検査等において、元請事業者及び全関係請負人で組織する安全協議会に下請事業者が参加していなかったため、労基署から指摘を受けているが、同年同月に行われた立入検査等においても同様の指摘を受けている。【2回の立入検査等で同じ指摘】	安衛法第30条(安衛則第635条第2項)
A9	20回	平成15年2月の立入検査等において、作業床端部に手すりが未設置であったため、指摘を受けているが、その後、17年2月までに4回行われた立入検査等においても、同様の指摘を受けている。【5回の立入検査等で同じ指摘】	安衛法第31条(安衛則第653条第1項)
		平成15年2月の立入検査等において、高さが2メートル以上の箇所で作業を行っているにもかかわらず、作業床等を設けていなかったため、指摘を受けているが、16年4月の立入検査等においても同様の指摘を受けている。【2回の立入検査等で同じ指摘】	安衛法第31条(安衛則第518条第1項)
A10	22回	平成15年8月の立入検査等において、高さが2メートル以上で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に手すり等を設けていなかったため、指摘を受けているが、同年12月及び16年4月に行われた立入検査等においても同様の指摘を受けている。【3回の立入検査等で同じ指摘】	安衛法第31条(安衛則第653条第1項)
A11	5回	平成15年2月の立入検査等において、関係請負人の労働者が安衛法等に違反しないよう、元請事業者が必要な指導を行っていないため、労基署から指摘を受けているが、16年12月の立入検査等においても同様の指摘を受けている。【2回の立入検査等で同じ指摘】	安衛法第29条
A12	3回	平成17年9月の立入検査等において、墜落防止措置が講じられていなかったことから、指摘を受けているが、同年11月の立入検査等においてもこれらと同様の指摘を受けている。【2回の立入検査等で同じ指摘】	安衛法第31条(安衛則第653条第1項)
A13	12回	平成16年5月の立入検査等において、関係請負人の労働者が安衛法等に違反しないよう、元請事業者が必要な指導を行っていないため、労基署から指摘を受けているが、同年11月の立入検査等においても同様の指摘を受けている。【2回の立入検査等で同じ指摘】	安衛法第29条
A14	9回	平成15年12月の立入検査等において、関係請負人の労働者が安衛法等に違反しないよう、元請事業者が必要な指導を行っていないため、労基署から指摘を受けているが、16年7月の立入検査等においても同様の指摘を受けている。【2回の立入検査等で同じ指摘】	安衛法第29条

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「受検回数」欄は、事業場（建設現場）単位の受検回数であり、同一の事業場において、2回以上立入検査等を受けたものはない。

表 1 - (2) - 23 元請事業者の講ずべき措置等に関する規定

○ 安衛法<抜粋>

(元方事業者の講ずべき措置等)

第 29 条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。

3 (略)

(統括安全衛生責任者)

第 15 条 事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの(当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が 2 以上あるため、その者が 2 以上あることとなるときは、当該請負契約のうちの最も先次の請負契約における注文者とする。以下「元方事業者」という。)のうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う者(以下「特定元方事業者」という。)は、その労働者及びその請負人(元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。)の労働者が当該場所において作業を行うときは、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、第 30 条第 1 項各号の事項を統括管理させなければならない。ただし、これらの労働者の数が政令で定める数未満であるときは、この限りでない。

(特定元方事業者等の講ずべき措置)

第 30 条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

- 一 協議組織の設置及び運営を行うこと。
- 二 作業間の連絡及び調整を行うこと。
- 三 作業場所を巡視すること。
- 四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
- 五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

表 1 - (2) - 24 事業者の安全衛生教育に関する規定

<p>○ 安衛法&lt;抜粋&gt;</p> <p>(安全衛生教育)</p> <p>第 60 条 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。</p> <p>一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。</p> <p>二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。</p> <p>三 前 2 号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの</p>
---

表 1 - (2) - 25 立入検査等における産業医の職務に関する指導状況

指導内容	延べ事業場数
i) 衛生委員会の委員としての指名、委員会への出席に関すること	5
ii) 作業場等の巡視に関すること	4
iii) 産業医の選任に関すること	2
iv) 過重労働者の面接指導に関すること	2
v) 健康診断の結果、有所見であった者への保健指導に関すること	1
その他	2

(注) 1 当省の調査結果による。

2 指導を受けた事業場は 13 事業場であり、複数の指導を受けている事業場があることから、延べ事業場数の合計とは合致しない。

表 1 - (2) - 26 衛生委員会（安全衛生委員会）に関する規定

○ 安衛法<抜粋>

(衛生委員会)

第 18 条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

- 一 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- 三 労働災害の原因及び再発防止策で、衛生に係るものに関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

2 衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。(略)

- 一～二 (略)
  - 三 産業医のうちから事業者が指名した者
  - 四 (略)
- 3～4 (略)

(安全衛生委員会)

第 19 条 事業者は、第 17 条及び前条の規定により安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。

2～4 (略)

○ 安衛則<抜粋>

(委員会の会議)

第 23 条 事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会を毎月 1 回以上開催するようにならなければならない。

2～3 (略)

表 1 - (2) - 27 立入検査等における産業医の職務に関する指導への対応状況

事業場名	業種	立入検査等による指摘内容	改善措置内容	当省の調査結果
A15 (従業員数 62 人)	陸上貨物運送業	平成 15 年 5 月 19 日に①「衛生管理者及び産業医を衛生委員会の委員に指名すること(安衛法第 18 条)」等については是正勧告を、また②「安全衛生委員会に産業医の出席を求めること」について指導を受けている。	①については平成 15 年 6 月 1 日に「両者を委員に指名した」との是正報告書を、また②については同年 6 月 19 日に「産業医が参加して 6 月 20 日に委員会を開催予定」との改善報告書を管轄労基署に提出している。	産業医は安全衛生委員会の構成員になっており、指摘を受けた後の平成 15 年 6 月には同委員会に出席しているものの、当省が調査した 17 年度においては出席していない。
A16 (従業員数 243 人)	陸上貨物運送業	平成 17 年 6 月 3 日に「産業医の選任(安衛法第 13 条第 1 項)」等については是正勧告を受けている。	平成 17 年 6 月下旬に是正報告書を管轄労基署に提出している。	是正報告書提出以降も産業医は選任されていない。
A17 (従業員数 65 人)	製造業 有機溶剤使用作業、特定化学物質使用作業及び粉じん作業有	平成 17 年 11 月 24 日に「産業医に毎月 1 回以上の作業場等の巡視、健康障害防止措置等の職務を行わせていないこと(安衛法第 13 条、安衛則第 15 条 1 項)」等については是正勧告を受けている。	平成 17 年 12 月 21 日に是正報告書を管轄労基署に提出し、この中で「平成 18 年 1 月末日までには産業医と日程調整の上、作業場の巡視、健康障害防止措置等の職務を実施します」としている。	是正報告書提出後の平成 18 年 1 月には産業医の巡視を実施したものの、それ以降は巡視が行われていない。
A18 (従業員数 56 人)	製造業 有機溶剤使用作業有	平成 16 年 10 月に産業医に関し、「安全衛生委員会に出席すること」等について指導票による指導が行われている。	平成 16 年 11 月 18 日に改善報告書を管轄労基署に提出し、この中で「産業医の巡視時に委員会を開催するよう調整中」としている。	改善報告書提出以降も、安全衛生委員会に産業医は出席していない。

(注) 当省の調査結果による。

## 2 事業場における産業保健活動の適切な実施の確保

### (1) 事業場における産業医の活動の活性化

勸告	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>我が国の労働者の健康を取り巻く状況をみると、一般定期健康診断の結果、何らかの問題所見を有する労働者が年々増加する傾向にあるなど（平成 17 年は約 586 万人）、労働者の心身の健康を確保し、職業性疾病や作業関連疾患を予防する健康確保対策等が重要となっている。</p> <p>この健康確保対策等について、事業者は、</p> <p>i) 安衛法第 13 条第 1 項において、常時 50 人以上の労働者を使用するすべての事業場において産業医を選任し、その者に労働者の健康管理等を行わせなければならないとされ、</p> <p>ii) 安衛法第 13 条の 2 において、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場以外の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるよう努めなければならないとされている。</p> <p>また、上記 ii) の事業者を支援するため、厚生労働省は、</p> <p>i) 労働者の健康管理等に係る健康指導、健康相談その他の必要な援助を行う地域産業保健センター事業（以下「地域センター事業」という。）、</p> <p>ii) これらの事業者が産業医の要件を備えた医師を共同で選任した場合に要した費用の一部を助成する産業医共同選任事業</p> <p>を行っており、安衛則第 15 条の 2 第 2 項において、事業者は、産業医の選任、地域センター事業の利用等に努めるものとされている。</p>	<p>表 2 - 1</p>
<p><b>(1) 事業場における産業医の活動の活性化</b></p> <p><b>【制度の概要】</b></p> <p>上記のとおり、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場には産業医の選任義務が課せられている。</p> <p>この産業医の職務としては、安衛則第 14 条において、</p> <p>i) 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事、</p> <p>ii) 作業環境の維持管理に関する事、</p> <p>iii) 作業の管理に関する事</p> <p>等が規定されている。</p> <p>また、産業医は、安衛則第 15 条において、少なくとも毎月 1 回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないとされている。</p>	<p>表 2 - (1) - 1</p>

<p>なお、平成 18 年 3 月に、厚生労働省労働基準局長が主催する「産業医・産業医科大学のあり方に関する検討会」が設置されており、同検討会において産業医育成に関する将来ビジョンや産業医の職務の在り方、中小企業における産業医活動促進のための支援方策等が検討されているところである。</p>	表 2 - (1) - 2
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、製造業、建設業及び陸上貨物運送業の事業場のうち、産業医の選任義務のある 250 事業場について、産業医の選任状況、産業医の活動状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p><b>ア 産業医の選任義務があるにもかかわらず、選任していない事業場あり。また、産業医を選任している事業場でも事業者が産業医の職務を十分に行わせていない状況あり</b></p>	
<p>(7) 産業医の選任義務のある事業場の約 4 分の 1 が産業医を選任していない</p> <p>労働者の健康確保については、過重労働やメンタルヘルス対策等近年新たな課題が生じており、これらの課題に対応するため、産業医を選任することは重要となっているが、厚生労働省の平成 17 年の調査結果（5 年ごとに事業所単位で実施されている労働安全衛生基本調査。前述 1 - (2) - イ - (イ) 参照）によると、産業医の選任義務のある事業所のうち産業医を選任しているものは 75.4% となっており、約 4 分の 1 の事業所は産業医を選任していない。</p>	
<p>また、当省が調査した製造業、建設業及び陸上貨物運送業の 250 事業場（注 1）において産業医を選任しているものは 96.8%（242 事業場）となっている。ただし、選任していない事業場について、その理由をみると、そもそも必要がないとしているもの、期待される効果と比較して産業医の選任費用（注 2）が負担であるとしているものがみられる。</p> <p>（注）1 全国の規模別の事業場の分布に比べ、規模の大きい事業場を多く選定した。 2 産業医の選任費用については、財団法人産業医学振興財団の調査（「産業医活動に関する調査報告書」（平成 14 年 8 月））によると、調査対象の嘱託産業医（開業医 60 人。担当している事業場数は平均 4.3 事業場で、1 事業場における労働者は平均 716 人）の 1 か月の報酬として 10 万円から 30 万円が 35% と最も多くなっている。</p>	表 2 - (1) - 3
<p>しかしながら、上記のとおり、産業医を選任することは事業者の義務であり、産業医の選任を推進するため、産業医選任の効果等を明らかにすることが必要となっている。</p>	
<p>(イ) 事業者が、産業医に作業場等の巡視等を行わせていない例も多く、中には、事業場の産業保健活動に産業医をほとんど関与させていない例もみられる。</p> <p>産業医を選任している 242 事業場が、産業医に実施させている i) 作業環境等の管理のための作業場等の巡視の状況及び ii) 衛生委員会への出席状況</p>	表 2 - (1) - 4 表 2 - (1) - 5

についてみると、次のとおり作業場等の巡視等が励行されていない状況がみられる（製造業は平成16年12月から17年11月までの実績。建設業及び陸上貨物運送業は平成17年度の実績）。

① 作業環境等の管理のための作業場等の巡視が月1回未満となっている事業場47.5%（242事業場中115事業場）

このうち、1回も巡視が実施されていない事業場32.2%（242事業場中78事業場）

② 産業医が衛生委員会に出席していない事業場51.5%（衛生委員会を開催している235事業場中121事業場）

なお、これらのほか、健康診断結果に基づく保健指導（製造業は平成16年度の実績。建設業及び陸上貨物運送業については17年度の実績）については、25.8%（保健指導の実施状況が判明している240事業場中62事業場）の事業場で、選任している産業医が関与していない状況がみられた（製造業は平成16年度の実績。建設業及び陸上貨物運送業は平成17年度の実績）。

また、産業医による上記①や②の活動が行われていない事業場の中には、以下のように産業医の活動が形が化している事例がみられた。

① 所轄労基署に産業医の選任報告は提出しているものの、産業医との契約書は交わしておらず、事業場の産業保健活動に産業医を全く関与させていない事業場（2事業場）

② 産業医は、労基署に提出する「定期健康診断結果報告書」に記名捺印するのみとなっている事業場（1事業場）

イ 事業者は、産業医に作業場等の巡視等を行わせていない理由の一つとして、作業の中で有害物質を扱っていない場合や事業場に定常的に労働者がいないためにその必要性を感じていないこと等を挙げており、事業場において産業医による作業場等の巡視等の必要性が認識されていない状況となっている

上記ア(イ)のうち、例えば、作業場等の巡視が月1回未満となっている事業場について、その理由をみると

i) 作業の中で有害物質を扱っていない、貨物運送が主な仕事であり作業場に定常的に労働者がいない等業務上の特性等からその必要性を感じていないとするものが19.3%（月1回未満となっている理由が判明している88事業場中17事業場）、

ii) 現場をよく知っている衛生管理者(注)等による巡視が行われているため産業医による巡視は必要ないとするものが17.0%（月1回未満となっている理由が判明している88事業場中15事業場）

等、産業医による作業場等の巡視の必要性が認識されていない状況となっている。

(注) 衛生管理者とは、労働者の健康障害を防止するための措置や健康の保持増進のための措置等のうち衛生に係る技術的な事項を管理する者であり、一定の免許（第1種衛生管理

表2-(1)-6



者免許等)又は資格(医師、歯科医師等)が必要。労働者50人以上のすべての事業場で選任することとされている(安衛法第12条、安衛則第7条)。

これらの状況について、厚生労働省では、産業医による作業場等の巡視の趣旨は、労働者の健康管理上、事業場における作業環境、作業条件等を平素から把握しておくことにあり、i)有害物質の有無に限られるものではないこと、ii)巡視の時間帯の設定や巡視方法の工夫により対応すべきであり、作業場に労働者が不在であっても作業環境や勤務状況等を確認することは重要であること、また、iii)衛生管理者の巡視では、例えば、健康診断結果等を踏まえて現場の問題点を医学的な知見から検討すること等は不可能であることから、産業医による月1回の作業場等の巡視は不可欠であるとしている。

以上のことから、作業場等の巡視が励行されていない原因として、産業医による作業場等の巡視が義務付けられている目的や効果に関する事業者の認識が不足していることが挙げられる。

これについては、安衛法第13条第3項において、「産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる」とされており、事業者の認識不足を解消する手段のひとつとして、産業医が作業場等の巡視等について、その必要性に関し事業者に助言することも効果的であると考えられる。

#### 【所見】

したがって、厚生労働省は、事業場における労働者の健康確保等の観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 事業者に対し、産業医の選任の効果等を明らかにした上で産業医の選任義務を遵守するよう、業界団体等を通じてより一層の指導を行うこと。
- ② 産業医の活動の励行を確保するため、
  - i) 業界団体等を通じ、事業者に対して産業医の活動の必要性について周知を徹底するとともに、
  - ii) 産業医の活動に関し認識が不足している事業者に対して、当該産業医により、その必要性に関して助言することについて、関係団体を通じ産業医に要請すること。

表 2 - 1 産業医の選任等に関する規定

○ 安衛法<抜粋>

(産業医等)

第 13 条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

2 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。

3 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。

4 事業者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

第 13 条の 2 事業者は、前条第 1 項の事業場以外の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師その他厚生労働省令で定める者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

○ 労働安全衛生法施行令<抜粋>

(産業医を選任すべき事業場)

第 5 条 法第 13 条第 1 項の政令で定める規模の事業場は、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場とする。

○ 安衛則<抜粋>

(産業医の選任)

第 13 条 法第 13 条第 1 項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行なわなければならない。

一 産業医を選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に選任すること。

二 常時 1,000 人以上の労働者を使用する事業場又は次に掲げる業務に常時 500 人以上の労働者を従事させる事業場にあつては、その事業場に専属の者を選任すること。

イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務

ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務

ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務

ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務

ホ 異常気圧下における業務

へ さく岩機、鉋打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務

ト 重量物の取扱い等重激な業務

チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務

リ 坑内における業務

ヌ 深夜業を含む業務

ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務

ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務

カ その他厚生労働大臣が定める業務

三 常時 3,000 人をこえる労働者を使用する事業場にあつては、2人以上の産業医を選任すること。

2～3 (略)

(産業医を選任すべき事業場以外の事業場の労働者の健康管理等)

第 15 条の 2 法第 13 条の 2 の厚生労働省令で定める者は、国が法第 19 条の 3 に規定する援助として行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談、情報の提供その他の必要な援助の事業（次項において「地域産業保健センター事業」という。）の実施に当たり、備えている労働者の健康管理等に必要な知識を有する者の名簿に記載されている保健師とする。

2 事業者は、法第 13 条第 1 項の事業場以外の事業場について、法第 13 条の 2 に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるに当たっては、労働者の健康管理等を行う同条に規定する医師の選任、地域産業保健センター事業の利用等に努めるものとする。

表 2 - (1) - 1 産業医の職務等に関する規定

○ 安衛則<抜粋>

(産業医及び産業歯科医の職務等)

第 14 条 法第 13 条第 1 項の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

- 一 健康診断及び面接指導等（法第 66 条の 8 第 1 項に規定する面接指導（以下「面接指導」という。）及び法第 66 条の 9 に規定する必要な措置をいう。）の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- 二 作業環境の維持管理に関すること。
- 三 作業の管理に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
- 五 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- 六 衛生教育に関すること。
- 七 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

2～6 （略）

(産業医の定期巡視及び権限の付与)

第 15 条 産業医は、少なくとも毎月 1 回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、産業医に対し、前条第 1 項に規定する事項をなし得る権限を与えなければならない。

表2- (1) - 2 産業医・産業医科大学のあり方に関する検討会について

○ 「産業医・産業医科大学のあり方に関する検討会」開催要綱（平成18年3月）

1 趣旨

産業医の制度は、昭和47年の労働安全衛生法の制定の際に、それまでの「医師である衛生管理者」を引き継いで法制化された。また、産業医を養成するために、昭和53年に産業医科大学が設立され、これまで、産業保健に係る高度で専門的な知識を有する二千名以上の卒業生を輩出してきた。

近年、産業保健をめぐっては、アスベストによる健康障害や、過重労働、メンタルヘルス等新たな課題が生じており、こうした問題を含め、労働者の疾病予防や健康確保を推進するためには産業医の役割は従来にも増して重要となっている。

こうした中で、

- (1) メンタルヘルス等新たな課題等にも対応しうる産業医を産業医科大学を中心に如何に確保するか
- (2) 産業医科大学における高度で専門的な能力を有する産業医の育成を、今後、如何に進めるか
- (3) 労働者の健康管理はすべての労働者にあまねく必要であるが、産業医の選任義務のない小規模事業場をはじめとする中小企業において、産業医による健康管理を如何に進めるか
- (4) 産業医活動を行うのにふさわしい拠点の確保や産業医のネットワークの形成を如何に進めるか

等の課題が存するところである。

こうしたことから、労働基準局長が参集を求め、産業医や産業医科大学のあり方を検討することを目的として、この検討会を開催する。

2 検討項目

- (1) 産業医の役割及びその育成等に関する将来ビジョン
- (2) 産業医科大学の将来像及びそのあり方
- (3) 中小企業における産業医活動促進のための労働衛生機関等に対する支援方策
- (4) 産業医科大学卒業生以外の産業医の専門性向上のための研修等の実施方策
- (5) その他産業医・産業医科大学のあり方に関すること

表 2 - (1) - 3 事業場における産業医の選任状況

(単位：事業場、%)

労働者数	区分	調査対象事業場数 (a)	産業医選任事業場数 (b)	選任率 (b/a)
100～299 人	107	105	98.1	
300～499 人	29	28	96.6	
500～999 人	24	23	95.8	
1000 人～	21	21	100.0	
計	250	242	96.8	

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (1) - 4 事業場における産業医の活動状況

(単位：事業場、%)

労働者数	区分	産業医選任事業場	産業医の活動状況				
			作業場等の巡視		衛生委員会への出席		健康診断結果に基づく保健指導
			月 1 回未満	うち未実施	出席実績無	(参考) 衛生委員会を開催しており、産業医の出席状況が分かる事業場	選任産業医による保健指導未実施
50～99 人	65	48 (73.8)	35 (53.8)	44 (73.3)	60	24 (37.5)	64
100～299 人	105	54 (51.4)	37 (35.2)	66 (63.5)	104	32 (30.5)	105
300～499 人	28	10 (35.7)	4 (14.3)	6 (21.4)	28	4 (14.3)	28
500～999 人	23	3 (13.0)	2 (8.7)	3 (13.6)	22	2 (9.1)	22
1000 人～	21	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (9.5)	21	0 (0.0)	21
計	242	115 (47.5)	78 (32.2)	121 (51.5)	235	62 (25.8)	240

(注) 1 当省の調査結果による。

2 作業場等の巡視及び衛生委員会の出席は、製造業については平成 16 年 12 月から 17 年 11 月の、建設業及び陸上貨物運送業については 17 年度におけるその活動状況である。

また、健康診断結果に基づく保健指導は、製造業については平成 16 年度の、建設業及び陸上貨物運送業については 17 年度の状況である。

3 表中、上段は事業場数、下段は各職務の実施状況が分かる事業場に占める未実施事業場の割合を示す。

表 2 - (1) - 5 事業場の産業保健活動に産業医をほとんど関与させていない事例

事業場名	事 例
A 19 (製造業、従業員数 128 人)	法令上設置義務があるため、近隣の開業医を産業医として管轄労基署に報告をしているが、当該医師とは契約書も交わしておらず、報酬も支払っていない。産業医は職場の巡視、安全衛生委員会の出席等産業医としての活動を行っておらず、従業員が怪我をした場合に連れて行く程度である。
A 20 (製造業、従業員数 160 人)	管轄労基署に産業医の選任報告は提出しているが、契約書は交わしていない。産業医の業務としては口頭で事業場への訪問を依頼し、1 回 1 万円支払うこととしているものの、実際には訪問の依頼はしておらず、職場巡視や安全衛生委員会への出席、健康診断の有所見者への保健指導等に産業医をまったく関与させていない。
A21 (陸上貨物運送業、従業員数 132 人)	産業医が行っている業務は年 2 回の定期健康診断の際に、労基署に提出する「定期健康診断結果報告書」に記名捺印することのみである。

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (1) - 6 事業場において産業医に月 1 回の作業場等への巡視を行わせていない理由

(単位：事業場、%)

理 由	事業場数 (割合)
産業医による作業場等の巡視の必要性を感じていない	39 (44.3)
作業の中で有害物質を扱っていない、貨物運送が主な仕事であり、作業場に定常的に労働者がいない等業務上の特性等から巡視の必要性を感じていない	17 (19.3)
現場をよく知っている衛生管理者等による巡視が行われているため、産業医による巡視は不要	15 (17.0)
法令上の対応として形式的に産業医を選任しているため	7 (8.0)
選任している産業医が、開業医としての業務等本来業務に忙しいため	30 (34.1)
現在以上の業務を依頼するには経費的な負担が大きい。又は委託金額が低額であり、巡視を依頼しづらい	8 (9.1)
産業医の作業場等の巡視に関する法令上の規定を承知していなかった	6 (6.8)
その他 (年 1 回の健康に関する講話で注意喚起が図られている、何か問題があればすぐに相談できる体制にある等)	13 (14.8)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 作業場等への巡視が行われていない又は月 1 回未満となっている 115 事業場のうち、理由の分かる 88 事業場の状況であり、複数回答である。

3 ( ) 内はそれぞれの理由の分かる事業場に占める各理由を回答した事業場の割合である。

(2) 小規模事業場の安全衛生対策の適切化

勸告	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p><b>ア 地域センター事業</b></p> <p>厚生労働省は、産業医の選任義務のない労働者 50 人未満の事業場における健康管理等を支援するため、上記 2 「制度の概要」 のとおり、地域センター事業を実施している。</p> <p>この地域センター事業は、「地域産業保健センター事業実施要綱」（平成 19 年 1 月 15 日付け基発 0115002 号厚生労働省労働基準局長通知、以下「実施要綱」という。）により、独自に医師を確保し、労働者に対する健康指導、健康相談等の産業保健サービスを提供することが困難な小規模事業場（常時 50 人未満の労働者を使用する事業場）で働く労働者に対する産業保健サービスを充実することを目的として、平成 5 年度から実施されている。</p> <p>地域センター事業の内容は、①健康相談窓口の設置、②個別訪問産業保健指導の実施、③産業保健情報の提供、④地域産業保健センター運営協議会の設置、⑤説明会の開催等であり、平成 18 年 7 月現在事業が実施されているのは全国で 347 か所、平成 18 年度予算（労働保険特別会計）は 24 億 6,021 万円となっている。</p> <p>また、厚生労働省は、平成 10 年度から中小規模事業場が集まる都市部などの地域産業保健センター（以下「地域センター」という。）について、従来の事業内容に加えて、①夜間・休日の健康相談窓口の開設、②メンタルヘルス相談窓口の開設回数増、③個別訪問産業保健指導の回数増、④地域産業保健問題協議会の開催を行うものを「拡充センター」として指定しており、平成 18 年 7 月現在、全国 347 地域センターのうち 87 センターが拡充センターとして指定されている。</p> <p>なお、厚生労働省では、地域センター事業について、平成 18 年度まで郡市医師会との随意契約により委託していたものを、19 年度からは公募により事業の実施希望者を募り、委託先を選定することとしている。</p> <p>小規模事業場における健康管理等を支援するためには、地域センター事業を効果的・効率的に行うことが重要となっている。</p>	<p>表 2 - (2) - 1</p> <p>表 2 - (2) - 2</p>
<p><b>イ 産業医共同選任事業</b></p> <p>産業医の選任義務のない労働者 50 人未満の小規模事業場においては、健康診断の実施率が低く、有所見率が高い。このような状況の中、産業医を選任することにより労働衛生水準を向上させる必要があるとして、厚生労働省は、上記 2 「制度の概要」 のとおり、複数の小規模事業場の事業者が産業医の要件を備えた医師を共同して選任した場合に要した費用の一部を助成する小規模事業場産業保健活動支援促進助成金制度による産業医共同選任事業を実施している。同事業は、平成 8 年に中央労働基準審議会（当時。現在の労働政策審議会）の建議において、小規模事業場の労働者に対して産業保健サービスが提供されるための体制づく</p>	<p>表 2 - (2) - 3</p>



りとして、「小規模事業場が産業医を共同して選任すること等についてその促進を図ることとし、そのための必要な支援策について検討する必要がある」とされた提言を受けて、平成9年度から実施されており、最大3年間継続して同事業を行うことができるものとなっている。1事業場当たりの助成金額は、事業場の労働者の人数によって異なり、年額5万5,400円、6万7,400円又は8万3,400円となっており、平成18年度予算（労働保険特別会計）は、2億693万円となっている。

また、産業医共同選任事業については、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業実施のための事務手続を行っており、同機構の都道府県組織である産業保健推進センター（以下「推進センター」という。）が窓口となって事業者からの申請を受け付け、同機構本部が申請に対する審査等を行っている。

産業医共同選任事業は、小規模事業場が複数集まって共同で産業医を選任することにより、一事業場当たりの選任コストを下げ、より選任しやすくするための事業であり、上記の地域センター事業とあわせて小規模事業場に対する安全衛生対策の柱の一つとなっている。

#### 【調査結果】

今回、

- i) 地域センター事業について、22労働局管内の187地域センターの業務実績、このうち32地域センターにおける業務の実施状況、22労働局における委託費の配分状況及び労働者50人未満の194事業場における地域センターの業務の認知状況等、
- ii) 産業医共同選任事業について、厚生労働省、独立行政法人労働者健康福祉機構本部及び22推進センターにおける事業の実施状況、労働者50人未満の194事業場における事業の認知状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

#### ア 地域センター事業

(7) 地域センターが行う主な事業である健康相談窓口の開設や、個別訪問産業保健指導の実績は低調なものあり

##### a 健康相談窓口の開設状況

健康相談窓口は、実施要綱によれば、医師等が小規模事業場の事業者や労働者を対象として相談窓口を開設するものであり、健康診断結果に基づいた健康管理、成人病の予防方法やメンタルヘルス等に関する相談を受け付けている。

この健康相談等の窓口の開設回数について、「地域産業保健センター事業の運営について」（平成13年4月2日付け基安労発第7号厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長通知）では、原則として、

表2-(2) - 4

- i) 地域センターのうち拡充センターとしての指定を受けていない地域センター（以下「一般センター」という。）においては、健康相談が週1回、メンタルヘルス相談は月1回
- ii) 拡充センターにおいては、健康相談は週1回、夜間相談は週1回、休日相談は週1回、メンタルヘルス相談は月2回の開設が目安とされている。

今回、平成16年度の業務実績を把握した133の一般センター及び54の拡充センターにおける健康相談窓口の開設実績をみると、表4及び表5のとおり、実施の目安を下回る地域センターが多くみられ、中には全く開設されていない地域センターもある。

表4 187 地域センター（一般センター133、拡充センター54）における健康相談、夜間健康相談及び休日健康相談の各窓口の開設状況（平成16年度）

（単位：センター、％）

区分 開設 回数	一般センター		拡充センター					
	健康相談 （原則週1回、年間約50回）		健康相談 （原則週1回、年間約50回）		夜間健康相談 （原則週1回、年間約50回）		休日健康相談 （原則週1回、年間約50回）	
	セン タ ー 数	割 合	セン タ ー 数	割 合	セン タ ー 数	割 合	セン タ ー 数	割 合
100回～	6	4.5	8	14.8	1	1.9	1	1.9
70～99回	9	6.8	8	14.8	0	0.0	0	0.0
50～69回	23	17.3	13	24.1	1	1.9	3	5.6
30～49回	47	35.3	16	29.6	10	18.5	4	7.4
20～29回	24	18.0	6	11.1	9	16.7	8	14.8
10～19回	17	12.8	3	5.6	20	37.0	11	20.4
1～9回	6	4.5	0	0.0	5	9.3	13	24.1
0回	1	0.8	0	0.0	8	14.8	14	25.9
計	133	100.0	54	100.0	54	100.0	54	100.0
平均	51.1回		75.1回		18.8回		15.1回	
最高	1,243回		369回		117回		117回	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の網掛け部分は、開設回数が実施の目安を超えている地域センターである。

3 割合は、少数点以下第2位を四捨五入した。

表5 187 地域センター（一般センター133、拡充センター54）におけるメンタルヘルス相談窓口の開設状況（平成16年度）

（単位：センター、％）

区分 開設 回数	一般センター（原則月1回、年間約12回）		拡充センター（原則月2回、年間約24回）	
	センター数	割合	センター数	割合
36回～	5	3.8	4	7.4
24～35回	0	0.0	7	13.0
12～23回	4	3.0	8	14.8
6～11回	12	9.0	16	29.6
1～5回	33	24.8	9	16.7
0回	79	59.4	10	18.5
計	133	100.0	54	100.0
平均	4.0回		15.1回	
最高	114回		122回	

（注）1 当省の調査結果による。

2 表中の網掛け部分は、開設回数が実施の目安を超えている地域センターである。

3 割合は、少数点以下第2位を四捨五入した。

さらに、187 地域センターにおける健康相談窓口の1回当たりの平均利用者数は、表6のとおり2.6人であり、平均利用者が1人に満たない地域センターが40センター（21.4%）みられる。

表6 187 地域センター（一般センター133、拡充センター54）における健康相談窓口開設1回当たりの平均利用者数（平成16年度）

（単位：センター、％）

区分 窓口1回 当たり利用者数	一般センター		拡充センター		計	
	センター数	割合	センター数	割合	センター数	割合
10人以上	8	6.0	4	7.4	12	6.4
7人以上10人未満	8	6.0	2	3.7	10	5.3
5人以上7人未満	13	9.8	3	5.6	16	8.6
3人以上5人未満	18	13.5	13	24.1	31	16.6
2人以上3人未満	16	12.0	7	13.0	23	12.3
1人以上2人未満	38	28.6	17	31.5	55	29.4
0人以上1人未満（0を除く）	29	21.8	8	14.8	37	19.8
0人	3	2.3	0	0	3	1.6
計	133	100.0	54	100.0	187	100.0
平均	2.5人		2.8人		2.6人	
最高	48.9人		38.4人		48.9人	

（注）1 当省の調査結果による。

2 割合は、少数点以下第2位を四捨五入した。

#### b 個別訪問産業保健指導の実施状況

個別訪問産業保健指導は、実施要綱によれば、医師等が事業場を個別に訪問し、健康管理等に関して指導、助言を行うものとされており、具体的には作業場等の巡視や健康相談等が行われている。

表2-(2)-4

個別訪問産業保健指導の実施回数の目安については、「地域産業保健センター事業の運営について」によると、拡充センターでは月9回程度とされている。

今回、平成16年度の業務実績を把握した54拡充センターにおける個別訪問産業保健指導の実績をみると、表7のとおり、実施回数の目安を下回る拡充センターが多くみられ、中には全く実施されていないものもある。

また、個別訪問産業保健指導の実施回数について特段の規定がない一般センターについても全く実施されていないものがみられた。

表7 187 地域センター（一般センター133、拡充センター54）における個別訪問産業保健指導の実施状況（平成16年度）

（単位：センター数、％）

実施回数	一般センター（目安なし）		拡充センター（月9回程度、年間約105回）	
	センター数	割合	センター数	割合
151回～	1	0.8	1	1.9
105～150回	2	1.5	2	3.7
70～104回	1	0.8	9	16.7
50～69回	11	8.3	15	27.8
30～49回	31	23.3	8	14.8
10～29回	59	44.4	9	16.7
1～9回	25	18.8	8	14.8
0回	3	2.3	2	3.7
計	133	100.0	54	100.0
平均	27.0回		50.0回	
最高	330回		250回	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の網掛け部分は、個別訪問産業保健指導が実施回数の目安を超えている地域センターである。

3 割合は、少数点以下第2位を四捨五入した。

c. 健康相談窓口の開設状況及び個別訪問産業保健指導の実施状況を総合してみると、いずれの業務も十分に行われていない地域センターが少なくない

地域センターにおいては、健康相談窓口の開設及び個別訪問産業保健指導の実施が基幹的な業務となっていることから、これら二つの業務の平成16年度の実施状況をみると、健康相談窓口1,243回、個別訪問産業保健指導67回といずれの活動も活発に行われている一般センターがある一方で、健康相談窓口14回、事業場訪問3回と活動が低調となっている一般センターもあるなど、実績に大きな差がみられる。

また、拡充センターにおける健康相談窓口の開設回数及び個別訪問産業保健指導の実施状況をみると、いずれの業務も実施回数の目安(注)を下回っているものが54センター中44センター(81.5%)みられる。

(注) 健康相談窓口、夜間相談窓口及び休日相談窓口の開設の目安は、いずれも週1回

(年間に換算すると約 50 回) であることから、これらを合計して年 150 回、個別訪問産業保健指導の実施回数の目安は月 9 回であることから、年間に換算し 105 回とした。

(イ) 地域センターにおける業務実績が低調となっている原因としては、小規模事業場の所在地等の情報が労働局及び労基署から地域センターに提供されていないこと、地域センターの業務が事業場に対し周知されていないこと等が挙げられる

a 地域センター業務の実施上必要な小規模事業場の所在地等の情報が労働局及び労基署から地域センターに提供されていない

地域センターが業務の実施客体である小規模事業場に対し健康相談窓口や個別訪問産業保健指導の利用についての働きかけを効率的に行うためには、管内の小規模事業場の所在地等の情報を把握しておく必要があり、その方法としては、管内の小規模事業場を把握している労働局及び労基署が、事業場に関する情報を地域センターに提供することが効率的かつ効果的であると考えられる。なお、実施要綱では、事業の実施に当たって、受託者は、労働局及び労基署と十分連携をとることとされている。

しかし、労働局及び労基署から情報提供を受けている地域センターは、小規模事業場の把握方法が確認できた 12 センターのうち 6 センターと半数にとどまっている。

また、労働局や労基署から情報提供を受けている地域センターについて、

- i) 労働者の健康確保対策等について、労働局及び労基署に相談した事業者等を個別に紹介されているものが 4 センター、
- ii) 個別訪問に応じそうな事業場の情報の提供を受けているものが 2 センター、
- iii) 小規模事業場の一覧の提供を受けているとするものが 1 センターとなっており、より幅広い情報提供である、ii) や iii) は少ない。

労働局及び労基署から情報提供を受けていない 6 センター及び情報提供は受けているものの十分なものとなっていない 4 センターでは、次のような事情を挙げて、労働局及び労基署からの積極的な情報提供を望んでいる(複数回答)。

- ① 労働局及び労基署との会議で繰り返し小規模事業場の情報提供を求めているが、現在まで提供されておらず、事業場の情報は商工会等の団体から提供される名簿等により把握している。事業場の一覧は地域センターの業務を行うための基本情報であることから、当該情報の提供を望む(7センター)。
- ② コーディネーター(注)が同職就任時に訪問先が分からず、個別訪問に応じそうな事業場を紹介するよう労基署に依頼したが、情報は提供されなかった。このようなことから、事業場の把握は、ほとんどが知り合い

表 2 - (2) - 5

表 2 - (2) - 6

からの紹介によるものとなっており、個別訪問に応じそうな事業場に関する積極的な情報提供を望む（9センター）。

(注) コーディネーターとは、地域センターにおいて健康相談や個別訪問産業保健指導を担当する医師、労基署又は各種事業者団体等との連絡調整、周知広報のための事業場訪問等地域センターの業務に関する各種の事務的な業務を行う者である。

なお、小規模事業場の把握方法が確認できた12センターにおいて、労働局及び労基署からの情報提供以外の把握方法をみると、i) 業界団体や個別企業の訪問、ii) 商工会、商工会議所や労働基準協会等が有する名簿等の入手により情報を把握しているが、これらの方法によって得た情報は労働者が50人未満の事業場が区分されていないことなどから、活用するには非効率なものとなっている。

地域センターに対する労働局及び労基署からの事業場一覧の提供について、厚生労働省は、事業場における労働者数等の情報は労働基準監督官の事業場への立入検査等において事業場が任意に提出した情報であり、外部に出すことにより事業場との信頼関係を損ね、行政運営上支障を及ぼすこととなる等として、その提供は困難であるとしている。一方、労働局及び労基署が立入検査等を行った際などに地域センターの利用について事業場に働きかけ、地域センターへの情報提供について事業場の同意を得た場合に提供することは可能としている。

#### b 個別訪問産業保健指導の実施に当たって行うこととされている事業場の登録が進んでいない

「地域産業保健センター事業の運営について」では、個別訪問産業保健指導を希望する事業場については、予め地域産業保健センターに登録することとされている。

表2-(2)-7

当省が業務実績を把握した187センターの平成16年度の平均登録事業場数は114.4事業場となっており、登録されている事業場が全くないセンターが2センター(1.1%)みられる。

表2-(2)-8

また、登録事業場を増加させるための取組状況をみると、事業説明会を活用している地域センターが11センター中4センターにとどまっているほか、コーディネーターによる事業場訪問については、下述c(b)のとおり全く行われていないセンターもみられるなど、登録事業場の増加に向けた取組は不十分なものとなっている。

なお、平成16年度における登録事業場数と地域センターの個別訪問産業保健指導の年間実施回数との関係を見ると、登録事業場数が1ないし50の地域センターの年間平均実施回数は18.2回、登録事業場数が51ないし100の地域センターは33.5回、登録事業場数が201以上の地域センターは56.9回となっており、登録事業場数が増えると個別訪問産業保健指導の実施回

表2-(2)-9

数も増えている。

**c 地域センターを認知している事業場は半数以下であり、労働局、労基署及び地域センターによる周知・広報の充実が必要となっている**

**(a) 地域センターを認知している事業場は半数以下**

労働者 50 人未満で地域センターの認知状況が把握できた 160 事業場のうち、地域センターを知っていると答えたのは 73 事業場 (45.6%) と半数以下となっている。

表 2 - (2) - 10

**(b) 労働局、労基署及び地域センターにおける周知・広報活動が不十分なものあり**

地域センターでは、事業に関する事業場への周知・広報活動として、事業説明会、コーディネーターによる事業場訪問、パンフレットの郵送等を行っている。

表 2 - (2) - 11

今回、業務実績を把握した 187 地域センターにおける平成 16 年度の事業説明会及び事業場訪問の実施状況を見ると、

i) 事業説明会は平均 6.8 回となっているが、多いところは年間 51 回、少ないところは 0 回、

ii) 事業場訪問については平均 92.6 回となっているが、多いところは 1,391 回、少ないところは 0 回

となっており、地域センター別にみると、事業説明会 20 回、事業場訪問 1,391 回といずれも活発に行われている地域センターがある一方で、事業説明会 1 回、事業場訪問 2 回といずれも低調となっている地域センターもあるなど、実績に大きな差がみられる。

また、地域センターへの支援に関する労働局及び労基署への要望を把握できた 12 センターのうち 9 センターでは、労働局及び労基署における地域センターの業務の積極的な広報を望んでいる。

**d 地域センターに対する委託費の配分は事業の実績によらずほぼ一律。各地域センター間で事業の実施に関する費用に大きな差が生じており、地域センターの事業の活性化に向けたインセンティブが働くような委託費の決定方式とはなっていない**

**(a) 地域センターの事業の実績はセンター間で相当な差があるものの、委託費の配分はほぼ一律**

地域センターに対する委託費の配分は、まず、厚生労働省本省が労働局ごとに委託費を示達し、これを各労働局が地域センターに配分する仕組みとなっている。

表 2 - (2) - 12

また、厚生労働省は、平成 17 年 3 月に、「平成 17 年度地域産業保健

センター事業の委託契約額について」（平成 17 年 3 月 25 日付け基安労発第 0325001 号厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長通知）により、地域センターの委託契約額について、「事業の円滑な実施に支障を来たすことのないよう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事業場数、面積、人口等）及び地域センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とすることにも配慮すること」としているが、委託費の算定、配分を行う上で具体的なものとはなっていない。

今回、平成 16 年度の業務実績の把握を行った 187 地域センターの委託業務の実績及び委託費を比較すると、表 8 のとおり、委託業務の実績に相当な差があるものの、委託費には大きな差がみられない。

表 8 業務実績に差がみられるものの委託費に大きな差がない例

労働局名	地域センター名（拡充・一般の別）	平成 16 年度の実績		委託費（千円）	
		健康相談窓口開設回数	個別訪問産業保健指導実施回数	16 年度	17 年度
東京	B 1（拡充）	84	78	8,130	8,601
	B 2（拡充）	73	0	8,130	8,601
埼玉	B 3（一般）	62	8	4,575	4,600
	B 4（一般）	30	0	4,575	4,600
愛知	B 5（一般）	318	24	4,575	5,005
	B 6（一般）	17	20	4,575	5,005
高知	B 7（一般）	148	3	4,658	4,734
	B 8（一般）	19	9	4,658	4,742

（注） 当省の調査結果による。

また、委託費の配分に当たり地域センターの活動状況等を勘案するためには、事業実績を分析することが不可欠であると考えられるが、平成 16 年度の各地域センターの事業実績について委託費の配分につながるような分析を行っているとしているのは、調査した 22 労働局中 2 労働局のみとなっている。残りの 20 労働局については、次のような理由により、委託費の配分につながるような事業実績の分析を行っていない、又は行っているとしているものの不十分となっている。

- i) 受託者である各地域センターの責任で実施すべきものであることから事業実績を分析していない（5 労働局）。
- ii) 個別に地域センターに対して指導・助言を行っているものの、委託費の配分につながるような事業実績の分析までは行っていない（4 労働局）。

表 2 - (2) - 13

表 2 - (2) - 14



iii) 労働局が主催する地域センター連絡協議会等の際に各センター間の業務実績を比較した資料を提出しているものの、事業実績を分析し、委託費に反映させるまでには至っていない（3労働局）。

iv) その他（8労働局）

さらに、委託費の配分に反映させるような事業実績の分析を十分に行っていない20労働局の平成17年度の委託費の配分状況をみると、7労働局においては一般センターへの配分が一律となっており、その他の労働局でも千円程度の差にとどまっている。

以上のとおり、委託費の配分が実績にかかわらずほぼ一律であり、事業を活性化するものとなっていないことが地域センター事業が低調となっている一因と考えられる。

**(b) 委託費の配分が、地域センターの業務の実績によらず、ほぼ一律であることから、地域センターの健康相談の利用者1人当たりの費用及び個別訪問産業保健指導1回当たりの費用は、各地域センター間において相当な差が生じている**

平成16年度における地域センターの業務実績に関して、65センターにおける健康相談窓口利用者1人当たりの直接的経費及び個別訪問産業保健指導1回当たりの直接的経費について分析すると、表9のとおり、その費用が最も多い地域センターと最も少ない地域センターとでは健康相談窓口利用者1人当たり約207倍、個別訪問産業保健指導1回当たり約11倍の差がみられる。

表9 65地域センター（一般センター48、拡充センター17）における健康相談窓口利用者1人当たり直接的経費及び個別訪問産業保健指導1回当たりの直接的経費（平成16年度）  
（単位：千円）

区 分	健康相談窓口の利用	個別訪問産業保健指導の実施
直接的経費の合計	94,675	49,508
健康相談窓口利用者数、個別訪問産業保健指導実施回数の合計	10,089	1,898
1人（1回）当たりの費用（平均）	9.4	26.1
1人（1回）当たりの費用の最小値	1.3	5.4
1人（1回）当たりの費用の最大値	270.0	58.3

（注） 当省の調査結果による。

なお、健康相談窓口利用者1人当たり27万円を要している地域センターでは、平成15年度も23万6,300円を要しており、他の地域センターと比較しても突出して多額の費用を要しているが、この原因としては、窓口開設1回当たりの平均利用者が0.2人（窓口開設回数73回に対し、利用者14人）と非常に少なく、非効率な業務運営となっている

ことが挙げられる。

## イ 産業医共同選任事業

### (7) 実施事業場数は減少傾向

産業医共同選任事業について、平成 13 年度から 17 年度までの予算額、決算額、予算執行率及び実施事業場数をみると、表 10 のとおり、予算額、決算額、予算執行率及び実施事業場数のいずれも減少傾向となっている。

表 10 産業医共同選任事業の助成費及び実施事業場数の推移

(単位：千円、事業場、%)

区分 \ 年度		平成 13	14	15	16	17
助成費	予算額(a)	227,030	222,713	222,713	205,223	201,128
	決算額(b)	190,301	184,335	179,792	162,497	147,170
	予算執行率 (b/a)	83.8	82.8	80.7	79.2	73.2
事業場数 (伸び率)		2,924 (100)	2,842 (97.2)	2,778 (95.0)	2,506 (85.7)	2,269 (77.6)

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 事業場数の伸び率は、平成 13 年度における産業医共同選任事業実施事業場数を 100 とした時の指数である。

### (4) 産業医共同選任事業終了後に継続的に産業医を選任している事業場は少数

a 産業医共同選任事業終了時に、終了後も継続して産業医の選任等を行うことを要請している推進センターは半数以下。また、事業終了後に継続して産業医を選任している事業場はほとんどない

調査した 22 推進センターのうち、平成 16 年度に産業医共同選任事業を終了した事業場が管内にある 19 センターにおける同事業終了後における産業医の継続的な選任等の要請の有無をみると、要請しているものが 8 センター、要請していないものが 11 センターとなっている。要請していない 11 センターは、その理由として、

- i) 小規模事業場は産業医の選任に要する経費に負担感を持っていることや法的に選任義務がないことから踏み込んだ対応が執れないこと、
- ii) 産業医共同選任事業終了後に産業医が選任されていない状況が把握されてもこれを改善・支援するための事業が存在しないこと、
- iii) 独立行政法人労働者健康福祉機構本部から事業終了後の支援の具体的な方策が示されていないこと

等を挙げている。

また、要請している 8 センターのうち 3 センターは、各事業場における事業終了後の産業医の選任状況等を把握しているが、その内容をみると、以下のとおり、地域センターに登録されている例はみられるものの、継続

表 2 - (2) - 15

表 2 - (2) - 16

的に産業医を選任している例はほとんどない。

- ① 産業医共同選任事業を利用した事業場に対し、産業医の選任を継続するよう啓もうするほか、地域センターへの登録を要請している。

しかし、産業医の選任費用が負担であるとして引き続き選任している実績はない。なお、平成12年度から16年度までに事業が終了した70事業場のすべてが地域センターに登録している。

- ② 産業医共同選任事業の中核となっている事業場を訪問して事業主と面談し、実情を把握するとともに継続的な産業医の選任について要請するほか、産業医に対しても面談し協力を要請している。

しかし、平成16年度に事業が終了した製造業6事業場のうち産業医を選任したのは1事業場のみとなっている。

- ③ 産業医共同選任事業が終了する事業場の事業主に対し、事業終了後も引き続き産業保健活動に取り組むよう依頼していたが、産業医の選任に結びつく事例はなかった。

**b 調査した事業場においても事業終了後に継続的に産業医を選任している事業場は少数**

産業医共同選任事業を実施し、平成15年度から17年度までに事業を終了した34事業場における事業終了後の産業医の選任状況等について調査したところ、継続して産業医を選任している事業場は2事業場(5.9%)にとどまっている。なお、地域センター事業を利用しているものは1事業場(2.9%)となっている。

継続的に産業医を選任していない32事業場のうち、その理由が把握できた28事業場の理由(複数回答)をみると、

- i) 産業医の選任費用が負担であるためとしているものが20事業場(71.4%)  
ii) これまでどおりの健康診断の実施やかかりつけ医の対応で足りるためとしているものが19事業場(67.9%)  
iii) 選任のメリットが感じられなかったためとしているものが3事業場(10.7%)

となっている。

また、事業者から産業医共同選任事業に関して、次のような意見が聞かれた。

- ① 事業実施期間中の産業医の活動は、当該事業を一緒に行った事業場との合同での講演会の講師(年1回)、事業場訪問による健康管理に関する講話(年1回30分程度)のみであり、事業を行ったことによる効果は特に感じられなかった。このため、事業終了後は健康診断のみを実施しており、これで十分と考えている。

表2-(2)-17

表2-(2)-18

② 事業実施中は産業医に精力的に活動してもらったが、事業を行ったグループの事業場は皆零細企業であり、新たな費用負担は困難であることから産業医の選任は行っていない。

**c 独立行政法人労働者健康福祉機構は、産業医共同選任事業の効果が上がっていると評価しているが、この評価は実態を反映していない**

独立行政法人労働者健康福祉機構では、産業医共同選任事業に対する評価や要望を把握し、事業の効果的運用に資することを目的として、平成11年度から事業が終了する事業場に対しアンケート調査を実施している。同機構が、平成17年度に事業が終了する事業者に対して平成18年3月に実施したアンケート調査結果では、事業終了後の産業保健活動の取組について、「現在の産業医を引き続き選任する」としている事業場が597事業場中321事業場(53.8%)、「他の産業医を選任する」と答えた事業場が35事業場(5.9%)、「地域センターの産業保健サービスを利用する」、「必要な時、相談できる医師(かかりつけ医)に相談する」など他の代替措置を講ずるとしている事業場が130事業場(21.8%)であり、これらを合わせて8割以上が何らかの産業保健活動を継続するとしており、同機構では、これを事業の効果として挙げている。

しかし、これは事業終了時における事業者の意向を尋ねたものにすぎず、事業終了後に事業者が実際にどのように行動するかとは必ずしも直接には結びつかない。本来、事業の効果アウトカムベースで評価するのであれば、事業終了後の実際の産業医の選任状況や地域センターの利用状況等について実態を把握する必要があるが、このような評価は行われていない。

このことと上記bの調査結果とを考慮すれば、独立行政法人労働者健康福祉機構の評価は信頼性に乏しいと判断せざるをえない。

**d 事業者においては産業医共同選任事業の必要性を感じていないとする意見が多い**

労働者50人未満で産業医共同選任事業の認知状況について把握できた158事業場のうち、同事業を知っていると答えた事業場は47事業場(29.7%)であり、このうち45事業場では同事業を利用していない。

この45事業場のうち、23事業場(51.1%)では、同事業を利用していない理由として、労働者の健康確保については、健康診断の実施や健康診断を実施した機関による健康相談を受けること等で十分であると考えていることから、同事業の利用の必要性を感じていないためとしている。なお、その他の理由としては、本社等にいる産業医を活用できるためとしているものが8事業場(17.8%)、手続が煩雑なイメージがあり、共同して事業を実施する事業者を探すのも難しいためとしているものが4事業場(8.9%)

表2-(2)-19

表2-(2)-20

表2-(2)-21

等となっている。

また、産業医共同選任事業を利用した2事業場では、すでに同事業を終了しているが、事業終了後は産業医を選任しておらず、産業保健対策として実施されているのは、年1回の健康診断のみとなっている。

**e 推進センターの中には、産業医共同選任事業の実施に関する事務負担が大きい一方で補助金額が少ないこと等から同事業の実施を困難視する意見あり**

調査を行った22推進センターの中には、次のように産業医共同選任事業の実施を困難視する意見が各1センターみられた。

- ① 産業医共同選任事業を利用しても産業医の選任のためには経費がかかること、また、小規模事業場には法的に産業医の選任義務がないことから同事業の勧奨方法が見出しづらい。
- ② 商工会等を訪問して事業の説明を行っているが、ほとんどの事業者が産業医の選任には経費負担が伴うとして利用までには至らない。
- ③ 事業者負担を求めると産業医共同選任事業が利用されないおそれがあることから、助成額のみで産業医と契約するようにしている。また、事業実施事業場の約半分は1年又は2年で選任を取りやめているが、この理由としては、i) 1年ごとの再申請や半年ごとの中間報告が必要で事務負担が大きいこと、ii) 産業医が多忙であるのに加え、報酬が少ないこと等を理由に産業医が契約解除を申し出ることが挙げられる。

**(ウ) 上記(ア)、(イ)の状況がみられた原因は、小規模事業場が共同で産業医を選任すること自体は有効であり、支援は必要と考えられるものの、事業の設計に問題が存在するためと考えられる**

小規模事業場が複数集まって共同で産業医を選任すること自体は、1事業場当たりの選任コストを下げることになり、産業医を選任しやすくなるという点では有効であり、これを推進するため、小規模事業場を支援する必要性は認められる。

しかし、産業医共同選任事業の実施事業場数は年々減少傾向にあり、また、事業終了後に継続的に産業医を選任している事業場も少数にとどまっていることから、事業の実施効果が発現しているとは認められない。

このように事業の実施効果がみられない原因としては、事業の設計に問題が存在するためと考えられる。

**【所見】**

したがって、厚生労働省は、小規模事業場における労働者の健康確保や効果の低い補助事業の整理合理化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

表2-(2)-22

<p>① 地域センター事業について、</p> <p>i) 効率的、効果的な業務の実施のため、労働局及び労基署は、地域センターの利用について小規模事業場に対し積極的に働きかけるとともに、事業場の理解が得られる場合には、地域センターに対し事業場に関する情報を提供するなど必要な協力を行うこと。また、地域センターに対し、事業説明会等の場を活用して小規模事業場の登録を一層推進するよう指導すること。</p> <p>ii) 地域センターに対し、事業説明会やコーディネーターによる事業場訪問の実施回数の基準を定める等により事業場への周知を一層推進するよう指導すると共に、労働局及び労基署においても地域センター事業の周知広報を積極的に推進すること。</p> <p>iii) 公募による委託方式の下で、事業の活性化が担保されるような委託費の決定方式を導入すること。</p> <p>② 小規模事業場における産業医の共同選任を的確に推進する観点から、現行の産業医共同選任事業については廃止し、小規模事業場が産業医を共同選任することに対する効果的、効率的な助成方策を検討すること。</p>	
---	--

表 2 - (2) - 1 地域センターの業務に関する通知

○ 地域産業保健センター事業実施要綱（平成 19 年 1 月 15 日基発第 0115002 号都道府県労働局長  
あて厚生労働省労働基準局長通知）

1 目的

産業医の選任義務のない労働者数 50 人未満の事業場（以下「小規模事業場」という。）にあつては、経営基盤が脆弱であること等の理由により、事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する健康指導、健康相談等の産業保健サービスを労働者に提供することが困難な状況にある。

このため、小規模事業場に働く労働者に対する産業保健サービスを充実させることを目的として、地域産業保健センターを設けるものとする。

2 実施方法

本事業は、産業保健に精通した団体に委託して実施する。

なお、委託先の選定に当たっては、公募により一定の資格を有する団体に委託することとし、適合者が複数の場合は、企画競争により受託者を決定するものとする。

3 事業の対象

原則として、小規模事業場の事業者及び労働者とする。

4 事業の内容

事業の内容は次のとおりとする。

(1) 健康相談窓口の設置

医師等が事業者及び労働者からの健康相談に応じる窓口を開設する。

(2) 個別訪問産業保健指導の実施

医師等が事業場を個別に訪問し、健康管理等に関して、指導、助言を行う。

(3) 産業保健情報の提供

認定産業医、産業医となることを希望する医師、労働衛生コンサルタント、医療機関、労働衛生機関等の名簿を作成し、閲覧に供する。

(4) 地域産業保健センター運営協議会の設置

地域産業保健センターの業務を円滑に推進するため、地域産業保健センター運営協議会を設置する。

(5) 説明会の開催

地域産業保健センターの設置及び業務を広報するため、説明会を開催する。

(6) 地域産業保健問題協議会の設置

地域産業保健センター事業の効率的な推進を図るため、地域産業保健問題協議会を設置し、産業保健対策に係る問題点や対応策等について検討を行う。

(7) 医師による面接指導の実施

医師が労働者に対し過重労働による健康障害防止及びメンタルヘルスに係る面接を行

い、必要に応じて事業者、人事労務管理者に対する指導・助言を行う。

(8) 働き盛り層のメンタルヘルスケア支援

地域産業保健センターが主体となって、精神科医、保健師、カウンセラー等を講師とした、メンタルヘルスケアに係るセミナーを実施すると共にセミナー参加者の中で、希望する者に対し、精神科医、保健師、カウンセラー等が個別相談に応じ、その相談内容に応じ、専門医の紹介などを行う。

(9) 都市部の医療機関等における相談窓口の設置

都市部の地域産業保健センターにおいては、事業場の身近な医療機関等においても容易に相談や面接指導を受けられるよう、地域の医療機関等で相談窓口や面接・指導等を実施できる体制の強化を図る。

上記事業のうち、(6)及び(8)については、それぞれ都道府県労働局長が指定する特定の地域産業保健センターにおいて実施することとする。

また、(9)については、都道府県労働局長が指定する特定の地域の地域産業保健センターにおいて実施することとする。

5 事業の実施計画

受託者は、事業の実施内容及び時期に関する実施計画を策定するものとする。

6 事業の報告

受託者は、事業の終了後、事業を実施した内容及び時期を都道府県労働局長に報告するものとする。

7 その他

本事業の実施に当たって、受託者は、都道府県労働局及び労働基準監督署と十分な連携を取ることとする。

表 2 - (2) - 2 地域センター事業の予算の推移

(単位：万円)

区 分	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
地域センター事業 予算額	2,577 (100)	2,622 (101.7)	2,480 (96.2)	2,245 (87.1)	2,446 (94.9)	2,460 (95.5)

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 ( ) 内は、平成 13 年度予算を 100 とした場合の指数である。



表 2 - (2) - 3 産業医共同選任事業について

- 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金（産業医共同選任事業）とは  
労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者が産業医の要件を備えた医師を共同して選任した場合に要した費用の一部を助成する制度です。
- 助成金の額と支給期間は  
助成金は、1 事業年度につき、下表に掲げる区分に応じる額を支給します。また、支給期間は 3 ヶ年度を限度としています。
- 規模事業場の区分・額  
常時使用する労働者数が 30 人以上 50 人未満の事業場 83,400 円  
常時使用する労働者数が 10 人以上 30 人未満の事業場 67,400 円  
常時使用する労働者数が 10 人未満の事業場 55,400 円
- 申請前に準備することは  
常時 50 人未満の労働者を使用する小規模事業場の 2 以上の事業者が集団を組織して、集団の代表事業者を定めます。  
集団を構成する事業者が、労働者の健康管理等を行う産業医の要件を備えた医師を共同して選任します。  
共同選任した医師から産業保健サービスを受けて、事業者が実施する産業保健活動について計画書を作成します。

(注) 独立行政法人労働者健康福祉機構のホームページから抜粋した。

表 2 - (2) - 4 健康相談窓口及び個別訪問産業保健指導の実施回数の目安に関する通知

○ 地域産業保健センター事業の運営について（平成 13 年 4 月 2 日基安労発第 7 号都道府県労働局労働基準部労働衛生主務課長あて厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長通知）〈抜粋〉

2 地域産業保健センターの業務

(1) 健康相談窓口の開催

イ～ハ (略)

ニ 開設方法

定期的とは、週に 1 回程度を原則とするが、地域ニーズを踏まえ、必ずしも、これによらないことがあっても差し支えないこと。

また、メンタルヘルスに関する健康相談窓口の回数は月 1 回を原則とすること。

ホ、ヘ (略)

ト 拡充センター関係

(イ) 夜間及び休日の健康相談窓口の開催

原則として、拡充センターにおける夜間健康相談窓口の開催は、週 1 回、休日健康相談窓口の開催は、週 1 回とするが、相談体制及び利用状況に応じて、適宜、これらの開催回数の調整を行って差し支えないこと。

(ロ) メンタルヘルス相談窓口の開催

拡充センターのメンタルヘルス相談窓口の回数は、月 2 回を原則とすること。

(2) 個別訪問による産業保健指導の実施

イ～ハ (略)

ニ 拡充センター関係

拡充センターにおける個別訪問産業保健指導回数は、月 9 回程度を原則とすること。

表 2 - (2) - 5 地域センターにおける労働者 50 人未満の事業場の把握方法

(単位：センター)

把握方法	センター数
① 労働局や労基署から情報提供あり	6
i) 労働者の健康確保対策等について相談してきた事業場等について個別に紹介を受けている。	4
ii) 個別訪問に応じてくれそうな事業場について積極的な情報提供を受けている。	2
iii) 小規模事業場の一覧の提供を受けている。	1
② コーディネーターが業界団体や個別事業場を訪問して情報入手	10
③ 商工会、商工会議所や労働基準協会等から名簿等の情報を入手	7
④ 事業説明会等の際にセンターの業務を説明し、登録制を推進	5

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数回答であり、センター数は延べ数である。

表 2 - (2) - 6 地域センターにおける労働局、労基署からの情報提供等連携を望む意見等

ア 事業場一覧の提供を望む意見の例

地域センター名	意見の内容
B 9	会議で繰り返し小規模事業場の名称等の情報提供を求めているが、現在まで提供されておらず、事業場の情報は商工会等の団体からの名簿等により把握している。事業場の一覧は地域センター業務を行う基本情報であり、当該情報の提供を切に望む。
B10	労働局に対し、労働者 50 人未満の事業場についての情報提供を要請したことはあるが、企業情報は秘密事項に該当するため提供されなかった。そのため、コーディネーター（1人）が個々の事業場を訪問するなどにより、センターの活動の対象となる事業場か否かを把握している状況である。労働局から事業場の情報を提供してもらえれば、センター業務の対象外の事業場を訪問する時間と労力が省かれ、現在よりも活動しやすくなると考えている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 上記のほか、事業場一覧の情報提供を要望しているものが5センターでみられた。

イ 個別訪問に応じてくれそうな個別事業場の積極的な情報提供を望む意見の例

地域センター名	意見の内容
B11	コーディネーターが同職就任時に訪問先が分からず、個別訪問に応じてくれそうな事業場を紹介してくれるよう労基署に依頼したが、情報は提供されなかった。このようなことから事業場の把握は、ほとんどが知り合いからの紹介によるものとなっている。
B12	労働局や労基署が出席する各種会議での意見交換の際に、個別訪問に応じてくれそうな事業場名を提供してもらいたいと要望したことがあったが、情報提供は難しいとの回答があった。(他に3センターで類似の状況あり。)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 上記のほか、個別訪問産業保健指導に応じてくれそうな事業場に関する積極的な情報提供を要望しているものが4センターでみられた。

表 2 - (2) - 7 個別訪問産業保健指導における事業場の登録に関する通知

<p>○ 地域産業保健センター事業の運営について（平成 13 年 4 月 2 日基安労発第 7 号都道府県労働局労働基準部労働衛生主務課長あて厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長通知）＜抜粋＞</p> <p>2 地域産業保健センターの業務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個別訪問による産業保健指導の実施</p> <p>イ 対象事業場</p> <p>地域産業保健センターによる訪問指導を希望する事業場を募るにあたっては、説明会等の場を活用するとともに、労働基準協会、業種別企業組合、労働災害防止団体、商工会議所等の協力を得ることが効果的であると考えられること。</p> <p>なお、訪問指導を希望する事業場については、予め地域産業保健センターに登録すること。</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>(5) 説明会の開催</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 内容</p> <p>(イ) 地域産業保健センターの業務の概要</p> <p>(ロ) 地域産業保健センターへの事業場の登録の勧奨</p> <p>(ハ) 事業場における労働衛生管理等のあり方</p> <p>ホ 広報</p> <p>地域産業保健センターの業務概要の説明においては、事業者に対して登録事業場となることのメリット、例えば、労働者の健康を確保するための産業保健サービスが無料で受けられること、労働衛生向上のために積極的に取り組んでいることを宣伝できること、企業のイメージアップにつながることを等を広報すること。</p>
--

表 2 - (2) - 8 平均登録事業場数の推移

区 分	平成 11 年度 (347 センター)	16 年度 (187 センター)
平均登録事業場数	110.7 事業場	114.4 事業場

(注) 平成 11 年度の実績は労働省（当時）資料（「小規模事業場の在り方に関する検討会中間報告書」平成 12 年 9 月）に基づくデータであり、16 年度の実績は当省の調査結果による。

表 2-(2)-9 登録事業場数と個別訪問産業保健指導実施回数との関係（平成 16 年度）

（単位：センター、回、％）

登録事業場数	地域センター数（割合）	個別訪問産業保健指導延べ回数	個別訪問産業保健指導の 1 センター当たり平均実施回数
0	2 (1.1)	0	0
1～50	64(34.2)	1,167	18.2
51～100	43(23.0)	1,441	33.5
101～200	50(26.7)	2,112	42.2
201～（最高 1,131）	28(15.0)	1,594	56.9
計	187 (100)	6,314	33.8

（注） 1 当省の調査結果による。

2 （ ）内は、事業実績を把握した全地域センター数に占める割合である。

表 2-(2)-10 小規模事業場における地域センターの認知・利用状況

（単位：事業場、％）

地域センターの認知・利用状況	事業場（割合）
i) 知っている	73(45.6)
利用したことがある	12 (7.5)
ii) 知らない	87(54.4)

（注） 1 当省の調査結果による。

2 回答のあった 160 事業場の状況であり、（ ）内は 160 事業場に占める割合である。

表 2-(2)-11 地域センター事業の周知広報のための事業説明会及びコーディネーターによる事業場訪問の実施状況（平成 16 年度）

（単位：センター、％）

実施回数	事業説明会の実施		事業場訪問の実施	
	センター数	割合	センター数	割合
301 回～	0	0	8	4.3
101～300 回	0	0	40	21.4
51～100 回	1	0.5	52	27.8
31～50 回	2	1.1	26	13.9
11～30 回	28	15.0	45	24.1
1～10 回	155	82.9	14	7.5
0 回	1	0.5	2	1.1
計	187	100	187	100
平均	6.8 回		92.6 回	
最高	51 回		1,391 回	

（注） 当省の調査結果による。

表 2 - (2) - 12 地域センターの委託費の配分に関する通知

○ 平成 17 年度の地域産業保健センター事業の委託契約額について（平成 17 年 3 月 25 日付け基安  
 労発第 0325001 号都道府県労働局労働基準部労働衛生主務課長あて厚生労働省労働基準局安全衛  
 生部労働衛生課長通知）＜抜粋＞

標記については、別途安全衛生部計画課より示達されることとなっているが、その内訳につい  
 ては下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1 (略)

2 個々の地域産業保健センターの契約額については、事業の円滑な実施に支障を来すことのない  
 よう留意しつつ貴局管内の状況（過去の年度の予算執行状況、1センター当たりの小規模事  
業場数、面積、人口等）及び地域産業保健センターの活動状況を勘案し、効果的な配分とする  
ことにも配意すること。

3～4 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

表 2 - (2) - 13 地域センターの活動状況を勘案した上で委託費を配分している労働局（平成 16、17 年  
 度）

労働局名	委託費の配分状況
福 島	各地域センターの実績について、対比表を用いて分析しており、当該分析の際には、 ①窓口相談等の計画回数、②個別訪問実施事業場数、③健康教育・講話等回数、④コー ディネーター活動日数を特に重視している。 平成 16 年度は、健康教育・講話等の回数及びコーディネーター活動日数が他のセンタ ーに比べて低調であったセンターについて委託費を減額した。
福 岡	平成 17 年度から各地域センターの活動内容、予算消化率を分析し、委託費を増減した。 具体的には、各センターの委託額を原則 500 万 5,000 円とし、活動の活発なセンターは 15 万 5,000 円増額し、活動の低調なセンターは 16 万 1,000 円減額した。

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) - 14 労働局における地域センター事業に関する委託費の配分につながるような事業実績の分析状況

区 分	内 容 等
委託費の配分につながるような分析をしている	(内容) ・ 事業実績を分析した上で委託費の配分に反映：2労働局（福島、福岡）
委託費の配分につながるような分析はしていない	(主な理由) ・ 受託者である各地域センターの責任で実施すべきものであるため：5労働局（埼玉、東京、神奈川、愛知、滋賀） ・ 個別に指導・助言を行っているため：4労働局（富山、香川、高知、熊本） ・ 会議等で意見交換を実施しているため：2労働局（広島、鳥取） ・ 事業は適切に行われていると認識しているため：1労働局（宮城） ・ 分析が義務付けられたものではなく、その実施方法も不明であるため：1労働局（山梨） ・ 健康相談件数が少なく、事業の活性化方策を検討しているところであり、事業効果を分析する段階にないため：1労働局（大阪） ・ 分析は本省において行うべき事項と認識しているため：1労働局（京都）
その他	(内容) ・ 事業実績の一覧表を作成し、会議で利用：3労働局（静岡、岡山、鹿児島）

(注) 当省の調査結果による。



表 2 - (2) - 15 推進センターにおいて、産業医共同選任事業終了後の継続的な産業医の選任等についての要請が行われていない主な理由

推進センター名	要請等を行っていない主な理由
宮城	<p>事業実施中に産業医選任のメリットを認識してもらい、事業終了後も自費で産業医の選任を継続してもらうことが望ましい姿であり、事業の効果を把握するためにも、事業終了後の産業医の選任の有無の把握及び選任されていない場合に選任に向けての働きかけを行うことは必要なことと思われる。</p> <p>しかし、事業場側には、本来選任が義務付けられていないものについて事業終了後も引き続き勧奨されるのは迷惑と感じる向きがあること、また、小規模事業場は経営基盤が必ずしも盤石ではなく、産業医の選任に要する経費に負担感を持っていることから、フォローアップ等踏み込んだ対応はできないでいる。(類似意見：東京)</p>
香川	<p>事業終了後に産業医が選任されていない状況が把握されても、これを改善・支援するための事業がないため、必要性は乏しいと考えている。</p>
福岡	<p>労働者健康福祉機構本部からは、事業を終了した事業場に対する支援の継続について、一般的な指示は受けているが、支援の具体的方策が示されていないこともあり、特段のフォローアップ措置は講じていない。(類似意見：北海道、静岡)</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 上記のほか、特段の要請等を行っていない推進センターが5センター（埼玉、千葉、愛知、大阪及び京都）、電話や面談などにより継続的な産業医の選任等の要請を行っている推進センターが8センター（福島、神奈川、富山、滋賀、広島、岡山、熊本及び鹿児島）みられた。

表 2 - (2) - 16 推進センターが把握している産業医共同選任事業終了後の産業医の選任状況等

推進センター名	フォローアップの内容等
富山	<p>事業を利用した事業場に対し、①産業医の選任を継続するよう啓蒙、②地域センターへの登録を要請している。</p> <p>平成12年度から16年度に事業が終了した70事業場では、選任に係る費用が負担であるとして引き続き産業医を選任している実績はなく、新たな費用がかからないことからすべての事業場が地域センターに登録している。</p>
滋賀	<p>副所長及び業務課長が事業の中核となっている事業場を訪問して事業主と面談し、実情を把握すると共に継続的な産業医の選任について要請するほか、産業医に対しても面談し協力を要請している。</p> <p>平成16年度で事業が終了した製造業6件のうち産業医を継続して選任することとしたのは1件のみ。事業を行った事業場では産業医の必要性を感じているが、産業医が事業実施期間を終了したことで通常水準の報酬を要求することが多く、コスト増を嫌う事業場とミスマッチとなり選任事業場が伸び悩んでいる要因となっており、産業医選任が難航する事業場に対しては、地域センターの利用を推奨している。</p>
岡山	<p>事業が終了する事業場の事業主に対し、事業終了後も引き続き産業保健活動に取り組むよう依頼していたが、事業主の自己負担を求めることになり、あくまでも事業主の判断に委ねざるを得ないことから、産業医の選任に結びつく事例はなかった。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) - 17 産業医共同選任事業終了後の産業保健活動の実施状況

(単位：事業場、%)

質問 1 現在、産業保健対策としてどのようなことを実施していますか。(回答：34 事業場)	
I 産業医を選任している。	2 (5.9)
① 引き続き同じ産業医を選任している。	2 (5.9)
② 別の産業医を選任している。	0 (0.0)
II 産業医を選任していない。	32 (94.1)
① 従前から実施していた年1回(又は半年に1回)の健康診断のみを実施	29 (85.3)
② ①に加え、従前どおりかかりつけ医や近所の医師に必要なに応じて相談	2 (5.9)
③ ①に加え、地域センターに登録し、相談や訪問指導といったサービスの提供を受けている	1 (2.9)
質問 2 産業医を引き続き選任していない理由は何ですか。(複数回答)(回答：28 事業場)	
① 産業医の選任に係る費用が負担であるため。	20 (71.4)
② これまでどおりの健康診断の実施やかかりつけ医の対応で足りるため。	19 (67.9)
③ 選任した産業医の活動が低調であったことなどにより、選任のメリットが感じられなかったため。	3 (10.7)
④ 地域センターの利用の方が無料であるなど手軽なため。	1 (3.6)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内は、回答事業場数に占める割合である。

表 2 - (2) - 18 産業医共同選任事業に関する事業者の意見

事業場名、業種、 事業実施時期	意見等
A22（製造業、 平成14～16年度 に実施）	<p>事業の実施中の産業医の活動としては、当該事業を一緒に行った事業場との合同での講演会の講師（年1回）、事業場訪問による健康管理に関する講話（年1回30分程度）のみであり、事業を行ったことによる効果は特に感じられなかった。</p> <p>このため、事業の終了後は産業医の選任を行っておらず、地域センターについては名称も知らない。現在の従業員の健康対策としては年1回の健康診断の実施のみであるが特に支障は生じていない。</p>
A23（組合、平 成15～17年度に 実施）	<p>事業は組合及びその傘下の事業者で実施した。事業実施中は産業医に精力的に活動してもらったが、事業を行ったグループの事業場は皆零細企業であり、新たな費用負担は困難であることから産業医の選任は行っておらず、現在は組合が補助金を出して健康診断を実施しているほか、雇用能力開発機構の雇用管理講習会を利用している。</p>
A24（組合、平 成16及び17年 度に実施）	<p>事業は組合及びその傘下の事業者で実施した。事業終了後は健康診断実施機関が行う年2回の健康診断を無料で受診している。当該集団検診は検診結果に基づく保健指導もあり、有料である産業医よりもメリットがあると思う。</p>

（注） 当省の調査結果による。

表 2 - (2) - 19 独立行政法人労働者健康福祉機構が行った産業医共同選任事業の助成期間終了事業場に対するアンケート調査結果

(調査対象)	
○	調査対象事業場：平成 17 年度終了事業場（796 事業場 232 集団）
○	調査時期：平成 18 年 3 月
(調査票の回収率)	
	75.0%（597 事業場）
(調査結果)	
	1)、2) (略)
	3) 本事業終了後の産業保健活動の取組
○	現在の産業医を引き続き選任：53.8%（321 事業場）
○	何らかの代替措置を講ずる：21.8%（130 事業場）
	(内訳)
	・ 地域センターの産業保健サービスを活用するため：40.8%
	・ 必要な時、相談できる医師（かかりつけ医）に相談する：40.0%
	・ 必要な時に親企業の産業医に相談する：18.5%
○	現在の産業医以外を選任する：5.9%（35 事業場）
○	何らの措置も講じない：18.6%（111 事業場）
	(内訳)
	・ 健康診断を実施することで十分だと思うから：47.7%
	・ 会社の経営上、産業医を選任することが負担なため：23.4%
	・ 必要なときに親企業の産業医に相談する：18.5%

(注) 独立行政法人労働者健康福祉機構の資料に基づき、当省が作成した。

表 2 - (2) - 20 産業医共同選任事業の認知・利用状況

(単位：事業場、%)

産業医共同選任事業の認知・利用状況	事業場 (割合)
i) 知っている	47 (29.7)
利用したことがある	2 (1.3)
知っているが利用したことはない	45 (28.5)
ii) 知らない	111 (70.3)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 回答のあった 158 の小規模事業場の状況であり、( ) 内は 158 事業場に占める割合である。

表 2 - (2) - 21 産業医共同選任事業を利用しない主な理由

(単位：事業場、%)

産業医共同選任事業を利用しない主な理由	事業場 (割合)
健康診断の実施や健康診断を実施した機関による健康相談を受けること等で十分であるため	23 (51.1)
本社等にいる産業医が活用できるため	8 (17.8)
手続が煩雑なイメージがあり、共同して事業を実施する事業者を探すのも難しいため	4 (8.9)
産業医の選任に係る費用の自社負担分について経費面での余裕がないため	2 (4.4)
地域センターを利用しているため	1 (2.2)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 産業医共同選任事業を知っているが利用したことはないとしている 45 事業場の状況であり、( ) 内は 45 事業場に占める割合である。

表 2 - (2) - 22 産業医共同選任事業に関する推進センターの意見等

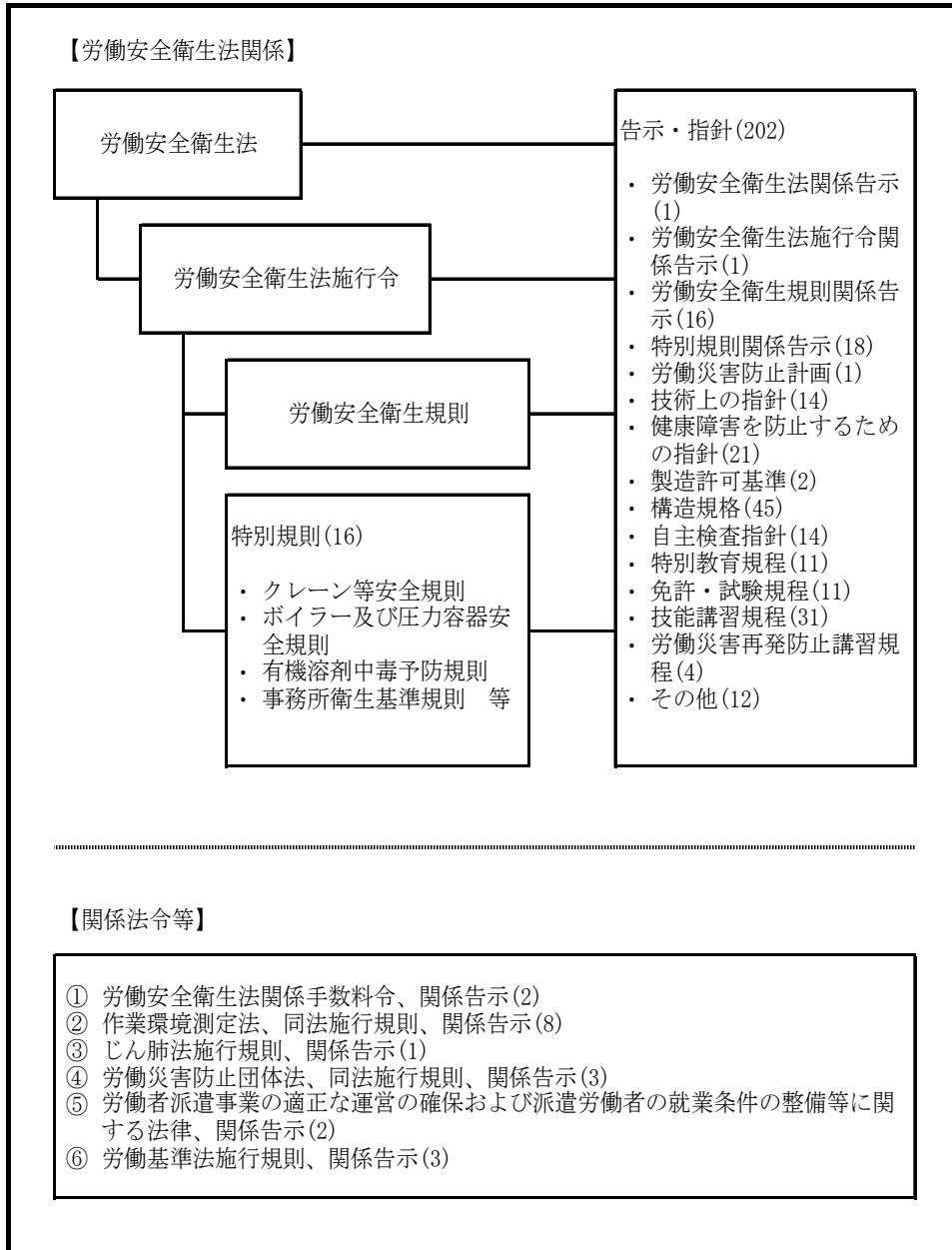
推進センター名	意見等
東京	本事業を利用しても産業医の選任のためには経費がかかること、また、小規模事業場には法的に産業医の選任義務がないことから事業の勧奨方法が見いだしづらい。
富山	労基署や地域センターから得られた事業場情報に基づいて、事業場や商工会などを訪問して説明を行っている。しかし、ほとんどの事業場が産業医の選任には経費負担を伴うとして利用までには至らない。
大阪	<p>推進センターや産業医共同選任事業への認知度が低く、センターだけでは事業の利用勧奨が困難であることから、まず労基署が事業場に事業の利用を案内し、おおむね承諾の得られた事業場にセンターが改めて事業の利用を勧めている。また、事業場に負担を求めると同事業が利用されない恐れがあることから、助成額のみで産業医と契約している。</p> <p>本事業は最大で3年間利用が可能であるが、事業実施事業場の約半分は1年又は2年で産業医の選任を取りやめている。その理由として、①事業場は1年ごとの再申請及び半年ごとの中間報告が必要で事務負担が大きいこと、②産業医が多忙であり、選任に支払われる金額が少ないこと等を理由に選任を辞退することが挙げられる。</p> <p>さらに、一般論で言えば、労働者50人未満の小規模事業場が産業医を選任する場合には金銭的な負担が大きく、事業の実施を契機に産業医の選任が進むとは考えにくい。</p>

(注) 当省の調査結果による。

### 3 労働安全等に関する規制の改革の推進

勸告	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>我が国においては、労働災害の防止の中心となる法制は労基法であったが、昭和40年代における機械設備の大型化や高速化あるいは建設工事の大規模化等に伴う重大災害を含む労働災害の増加や職業病等の増加を背景に、昭和47年に労基法の安全・衛生部分を独立させる形で安衛法が制定・公布され、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛法施行令」という。）等の関係省令や告示が公布された。</p> <p>現在、労働安全等に関する法体系は、図3のとおり、安衛法の下に、安衛法施行令、安衛則、16の特別規則及びそれらに関連する約200の告示・指針があるほか関係する他の法令等により構成されている。</p> <p>これらの法令等においては、労働者の安全と健康の確保や快適な職場環境の形成の促進を目的に労働安全等に関する各種の規制が設けられている。</p> <p>政府は、規制については、「規制改革推進3か年計画」（平成13年3月30日閣議決定）等の累次の閣議決定に基づき、改革を進めてきており、これら累次の閣議決定では、以下のような規制改革に関する指針が示されている。</p> <p>① 危険物・保安関係の規制については、安全性の確保を第一に考慮しつつ、科学技術の進展や社会経済情勢の変化等に対応してどのように効率的に安全の確保を実現するかという観点を基本とした見直しを通じて必要最小限のものとし、国民に過大な負担や制約をもたらすことのないようその軽減を図ること。</p> <p>② 申請・届出に関する規制については、i) 許可制から届出制への移行等、より緩やかな規制への移行、ii) 申請書類等の簡素化、iii) 許認可等の審査基準の明確化、迅速化等を図ること。</p> <p>③ 基準・規格及び検査・検定（基準認証等）に関する規制については、i) 国が関与する基準認証等の範囲の見直し、ii) 自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、iii) 基準の性能規定化、重複検査の排除等を進めること。</p>	<p>表3-1</p>
<p>これらの規制改革等に関する閣議決定を受け、厚生労働省は労働安全等に関する規制の改革措置を講じてきており、また、10次防においては、機械の安全化の基本となる基準・規格の性能規定化等を図ることとしている。</p>	<p>表3-2</p>

図3 労働安全等に関する法体系



(注) 安全衛生情報センターの提供資料等に基づき、当省が作成した。

### 【調査結果】

今回、労働安全等に関する規制の改革に関する法令等の見直し状況、労働安全等に関する規制の改革に関する事業者の意見・要望等について調査した結果、次のような状況がみられた。

- (1) 厚生労働省においては、構造規格等の規制の改革を進めるための検討を行い、見直すような仕組みはあるが、定期的・計画的な見直しを行っていないものがある

厚生労働省では、構造規格等の規制の制定時以降、i) 労働災害が多発し

ている機械等（注）の安全対策が求められている場合、ii）国際規格等最新の知見又は性能規定化への対応の必要がある場合、iii）技術の進展等による業界団体等からの要望への対応が求められている場合等を契機として、随時構造規格等の規制を見直すこととしている。

（注） 機械等とは、クレーン等の機械や安全を確保するための装置、保護具等のことである。

また、見直しの手順については、おおむね、

- ① 専門家等からなる委員会の設置・見直し内容等の検討
- ② 検討結果を参考に行政内部において構造規格等の改正案を作成
- ③ 外国関係者等からの意見聴取
- ④ WTO 事務局への通報及び通商公報への掲載
- ⑤ 公示制定（官報掲載）
- ⑥ 告示の施行、通達の施行

となっており、この手順による見直しは、平成5年の「エレベータ構造規格の改正」から順次実施されている。

最近では、厚生労働省は、平成14年度における社団法人日本ボイラ協会の「ボイラー・圧力容器構造規格見直し委員会」の調査研究報告を基に、平成15年4月にボイラー構造規格（平成元年労働省告示第65号）及び圧力容器構造規格（平成元年労働省告示第66号）の全部改正を行い、基準・規格の詳細な寸法等を具体的に定めた仕様規定から安全確保上必要な性能のみを規定する性能規定への変更を行うなど、労働安全等に関する規制の見直しを行っている。

しかし、機械等においては、性能や機能の向上、安全確保のための新たな技術の開発など日進月歩で進展がみられるにもかかわらず、制定から20年以上など長期間にわたり本格的な見直しが行われていない構造規格等がみられる。

また、事業者から、上記のようなものも含め、労働安全等に関する規制の中には、見直しが必要と考えられるものが多数存在するとの意見も聞かれた。

このような状況が生じている原因として、労働安全等に関する規制全体について、定期的、計画的に有識者等による検討を経て必要な見直しを行い、迅速な規制の改革措置に結び付ける仕組みの運用が徹底されていないことが考えられる。

## (2) 労働安全等に関する規制のうち、労働者の安全等の確保を前提として規制の改革を進めることについての検討が必要と考えられるものあり

今回、製造業、建設業及び陸上貨物運送業を営む438事業者から、労働安全等に関する規制の中で、最近の技術進歩や国際的動向などからみて見直しが必要と考えられるもの及びその内容等について意見を聴取した結果、これ

表3-3



らのうち、特に専門的な検討が必要と考えられるものについて、労働者の安全等の確保を前提として改革を進めることの検討が必要と考えられるものが表 11 のとおり 28 事項みられた。

表 11 規制の改革を進めることについて検討が必要と考えられる事項

規制の種類	事項数
基準・規格に関する規制	8
申請・届出手续に関する規制	9
就業等に関する規制	7
検査・検定に関する規制	4
計	28

上記 28 事項は以下のとおり。また、その詳細は別紙のとおりである。

ア 基準・規格に関する規制の改革を進めることについて検討が必要と考えられる事項

- (整理番号 1) 動力プレス機械構造規格の性能規定化
- (整理番号 2) プレス機械又はシャワーの安全装置構造規格の性能規定化
- (整理番号 3) 圧力容器構造規格の圧力容器に関する日本工業規格 (JIS) への整合化
- (整理番号 4) 「交流アーク溶接機用自動電撃防止装置構造規格」の改正
- (整理番号 5) ボイラー等の製造許可基準における製造設備の設置基準の緩和
- (整理番号 6) クレーンの点検用歩道の設置に関する基準の取扱いの統一
- (整理番号 7) 「木材加工用丸のこ盤並びにその反ばつ予防装置及び歯の接触予防装置の構造規格」の適用対象機械の周知徹底
- (整理番号 8) 減圧蒸留塔及び熱交換器の第一種圧力容器としての規制適用の有無の明確化

イ 申請・届出手续に関する規制の改革を進めることについて検討が必要と考えられる事項

- (整理番号 9) クレーン等の設置届及び変更届の届出期限の見直し
- (整理番号 10) ボイラー等の設置届及び変更届の届出期限の見直し
- (整理番号 11) 作業環境測定機関の事業報告書の提出部数の見直し
- (整理番号 12) 移動式クレーンのフックの変更届の簡素化
- (整理番号 13) クレーン等の変更届が求められる範囲の周知徹底
- (整理番号 14) ボイラー製造許可に際して伝熱管にフィンチューブを使用する際の審査に関する周知徹底
- (整理番号 15) 特定廃熱ボイラーの変更届の窓口の一本化の推進
- (整理番号 16) 廃熱ボイラーの給水配管を事業場所在地と異なる都道府県

で溶接組立する際に必要とされる申請手続の周知徹底

- (整理番号 17) クレーン製造許可書の記載事項の統一化
- ウ 就業等に関する規制の改革を進めることについて検討が必要と考えられる事項
- (整理番号 18) クレーン等運転技能講習と玉掛け技能講習の一元化
- (整理番号 19) 有機溶剤作業主任者技能講習と特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の一元化
- (整理番号 20) ずい道等の掘削等作業主任者技能講習とずい道等の覆工作業主任者技能講習の一元化
- (整理番号 21) 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習とコンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習の一元化
- (整理番号 22) ボイラー技士免許試験の受験資格要件の緩和
- (整理番号 23) 放射線業務従事者に対する教育訓練における重複排除措置の周知徹底
- (整理番号 24) 二級ボイラー技士がボイラー取扱作業主任者として取り扱うことができるボイラーの範囲の見直し
- エ 検査・検定に関する規制の改革を進めることについて検討が必要と考えられる事項
- (整理番号 25) クレーン等の製造時等における検査の実施方法の見直し
- (整理番号 26) ボイラー等の製造時等における検査の実施方法の見直し
- (整理番号 27) ボイラー等の使用検査及び使用再開検査実施機関の見直し
- (整理番号 28) 移動式クレーンの製造検査の簡素化

#### 【所見】

したがって、厚生労働省は、社会経済情勢の変化、機械等の技術の進展等を踏まえた労働安全等に関する対策を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 労働安全等に関する規制の改革を進めるための検討を定期的・計画的に行い、必要な見直しを行うこと。
- ② 上記(2)に該当する各事項について、規制の改革を進めることを早急に検討すること。

表3-1 規制改革推進3か年計画

○ 「規制改革推進3か年計画」(平成13年3月30日閣議決定) <抜粋>

I 共通的事項

1 本計画の目的及び規制改革推進の基本方針

(4) 改革方針

① 見直しの視点等

具体的な規制制度の見直しに当たっては、以下の視点に沿って、規制の撤廃・緩和、運用の見直し等を推進する。また、我が国を取り巻く環境変化への対応等の緊急性にかんがみ、各般の取組の更なる加速化に特に留意する。

(i) 経済的規制は原則自由、社会的規制は必要最小限との原則の下での規制の抜本的見直し

(ii) 免許制から許可制への移行、許可制から届出制への移行等より緩やかな規制への移行

(iii) 検査の民間移行等規制方法の合理化

(iv) 規制内容・手続についての相互の国際的整合化の推進

(v) 規制内容の明確化・簡素化や、許認可等の審査における審査基準の明確化、申請書類等の簡素化

(vi) 事前届出制から事後届出制への移行等事後手続への移行

(vii) 許認可等の審査・処理を始めとする規制関連手続の迅速化

(viii) 規制制定手続の透明化

(ix) 不合理な規制の是正による社会的な公正の確保

II 横断的措置事項

4 基準認証等関係

(1) 基準認証等分野の基本方針

基準・規格及び検査・検定(以下「基準認証等」という。)は、経済活動のグローバル化が進んだ現在においては、企業活動や消費活動に対しても、コストの上昇や選択範囲の限定等、大きな影響を与えることとなる。このため、基準認証等の制定・運用に当たっては、国民の生命、身体、財産の保護などそれぞれの制度が本来目的としている様々な政策目的の達成に支障が生じないことを前提として、こうした諸活動への影響が可能な限り小さくなるよう配慮することが重要である。このため、基準認証等の見直しに当たっては、個々の制度について真に国が関与した仕組みとして維持する必要があるかについて抜本的な見直しを行い、国が関与した制度を維持する必要がある場合においても、行政の関与を必要

最小限とする方向で以下のとおり、事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化・性能規定化、重複検査の排除等を推進する。

- ① 行政の効率化の推進や企業コストを低減する観点から、対象分野の特性を踏まえた事後措置を整備した上で、事業者の自己確認・自主保安とすることについて検討する。一律的な自己確認・自主保安化が適当でない場合には、優良な実績を有する事業場については自己確認等を認めるインセンティブ制度を検討する。
- ② 基準の内容が、技術革新に対して柔軟に対応できるよう、仕様規定となっている基準については原則としてこれをすべて性能規定化するよう検討を行う。

### Ⅲ 分野別措置事項

#### 12 危険物・保安関係

##### (1) 危険物・保安分野の基本方針

消費者、労働者等の安全・健康の確保、災害の防止、環境の保全等を目的とする危険物・保安関係の規制については、安全性の確保を第一に考慮しつつ、科学技術の進展や社会経済情勢の変化等に対応してどのように効率的に安全の確保を実現するかという観点を基本とした見直しを通じて必要最小限のものとし、国民に過大な負担や制約をもたらすことのないようその軽減を図る。

(注) 下線は、当省が付した。

表3-2 10次防における性能規定化に関する内容

#### ○ 10次防<抜粋>

##### 5. 重点対象分野における労働災害防止対策

##### (2) 特定災害防止対策

##### ア 機械に係る労働災害防止対策

機械の安全化の基本となる基準・規格の性能規定化、並びに個別機械の基準・規格の国際整合化及び民間規格の活用促進を図る。

(注) 下線は、当省が付した。

表 3-3 長期間本格的な見直しが行われていない構造規格の例

構 造 規 格 名	
①	プレス機械又はシャーの安全装置構造規格
②	動力プレス機械構造規格
③	交流アーク溶接機用自動電撃防止装置構造規格 等

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

# 別 紙

## 目 次

1	動力プレス機械構造規格の性能規定化	102
2	プレス機械又はシャーの安全装置構造規格の性能規定化	104
3	圧力容器構造規格の圧力容器に関する日本工業規格（JIS）への整合化	106
4	「交流アーク溶接機用自動電撃防止装置構造規格」の改正	109
5	ボイラー等の製造許可基準における製造設備の設置基準の緩和	112
6	クレーンの点検用歩道の設置に関する基準の取扱いの統一	115
7	「木材加工用丸のこ盤並びにその反ぱつ予防装置及び歯の接触予防装置の構造規格」の適用対象機械の周知徹底	117
8	減圧蒸留塔及び熱交換器の第一種圧力容器としての規制適用の有無の明確化	119
9	クレーン等の設置届及び変更届の届出期限の見直し	123
10	ボイラー等の設置届及び変更届の届出期限の見直し	126
11	作業環境測定機関の事業報告書の提出部数の見直し	129
12	移動式クレーンのフックの変更届の簡素化	132
13	クレーン等の変更届が求められる範囲の周知徹底	138
14	ボイラー製造許可に際して伝熱管にフィンチューブを使用する際の審査に関する周知徹底	140
15	特定廃熱ボイラーの変更届の窓口の一本化の推進	143
16	廃熱ボイラーの給水配管を事業場所在地と異なる都道府県で溶接組立する際に必要とされる申請手続の周知徹底	146
17	クレーン製造許可書の記載事項の表記方法の統一化	149
18	クレーン等運転技能講習と玉掛け技能講習の一本化	151
19	有機溶剤作業主任者技能講習と特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の一本化	160
20	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習とずい道等の覆工作業主任者技能講習の一本化	164
21	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習とコンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習の一本化	169
22	ボイラー技士免許試験の受験資格要件の緩和	173
23	放射線業務従事者に対する教育訓練における重複排除措置の周知徹底	176
24	二級ボイラー技士がボイラー取扱作業主任者として取り扱うことができるボイラーの範囲の見直し	181
25	クレーン等の製造時等における検査の実施方法の見直し	183
26	ボイラー等の製造時等における検査の実施方法の見直し	186
27	ボイラー等の使用検査及び使用再開検査の実施機関の見直し	190
28	移動式クレーンの製造検査の簡素化	192

## (整理番号1) 動力プレス機械構造規格の性能規定化

### (規制の内容)

労働者が機械に挟まれる等の労働災害を防止するため、安衛法第42条において、事業者は、作業時に危険を伴うような機械等については、厚生労働大臣の定める規格又は安全装置を備えておかなければならないとされている。

これら、厚生労働大臣の定める構造等の基準として、47の構造規格等が定められている。

### (規制の改革について検討が必要と考える状況等)

上記構造規格のうち、動力プレス機械(注)構造規格(昭和52年労働省告示第116号)は、規格を寸法等で定めた「仕様規定」となっており、制定以来本格的な改正が一度も行われていない。

(注) 動力プレス機械とは、電気、油圧等の動力によって駆動し、金属等の材料の曲げ、せん断等の加工を行う工作機械を示す。

寸法等による仕様規定については、技術革新等の展開が早い昨今では、安全性が向上した新たな技術が存在しても、寸法等が規定に適合しない場合、導入は困難であることから、累次の規制改革に関する閣議決定において、原則として、備えるべき安全性の機能・性能について定める「性能規定」に変更することについて検討することとされている。

こうした考え方から、厚生労働省においても、規制改革に関するこれまでの閣議決定等を受け、10次防において、機械の安全化の基本となる基準・規格の性能規定化を図ることを掲げているが、上記構造規格については、平成16年度に見直しに関する調査研究を行っているものの、いまだ改正には至っていない。

以上のことから、厚生労働省は、動力プレス機械構造規格について、性能規定化を含めた見直しを早急に行うことについて検討が必要と考えられる。

### (根拠法令)

#### ○ 安衛法 <抜粋>

(譲渡等の制限等)

第42条 特定機械等以外の機械等で、別表第2に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

別表第2 (第42条関係)



一～十 （略）

十一 動力により駆動されるプレス機械  
(以下略)

(整理番号2) プレス機械又はシャーの安全装置構造規格の性能規定化

(規制の内容)

労働者が機械に挟まれる等の労働災害を防止するため、安衛法第42条において、事業者は、作業時に危険を伴うような機械等については、厚生労働大臣の定める規格又は安全装置を備えておかなければならないとされている。

これら、厚生労働大臣の定める構造等の基準として、47の構造規格等が定められている。

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

上記構造規格のうち、プレス機械又はシャー(注)の安全装置構造規格(昭和53年労働省告示第102号)は、規格を寸法等で定めた「仕様規定」となっており、制定以来本格的な改正が一度も行われていない。

(注) シャーとは、受け刃等に対して垂直に動く刃物を備え、金属板等の材料をせん断する工作機械を示す。

寸法等による仕様規定については、技術革新等の展開が早い昨今では、安全性が向上した新たな技術が存在しても、寸法等が規定に適合しない場合、導入は困難であることから、累次の規制改革に関する閣議決定において、原則として、備えるべき安全性の機能・性能について定める「性能規定」に変更することについて検討することとされている。

こうした考え方から、厚生労働省においても、規制改革に関するこれまでの閣議決定等を受け、10次防において、機械の安全化の基本となる基準・規格の性能規定化を図ることを掲げているが、上記構造規格については、平成16年度に見直しに関する調査研究を行っているものの、いまだ改正には至っていない。

以上のことから、厚生労働省は、プレス機械又はシャーの安全装置構造規格について、性能規定化を含めた見直しを早急に行うことについて検討が必要と考えられる。

(根拠法令)

○ 安衛法 <抜粋>

(譲渡等の制限等)

第42条 特定機械等以外の機械等で、別表第2に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

別表第 2（第 42 条関係）

一～四（略）

五 プレス機械又はシャーの安全装置  
（以下略）

(整理番号3) 圧力容器構造規格の圧力容器に関する日本工業規格 (JIS) への整合化

(規制の内容)

圧力容器の破裂等による労働災害を防止するため、安衛法第 37 条第 1 項においては、圧力容器が備えるべき構造等に関する規格として、圧力容器構造規格 (平成 15 年厚生労働省告示第 196 号) が定められており、同規格第 32 条に基づき、第一種圧力容器の内部を確認するためののぞき窓の規格が定められている。

一方、日本工業規格 (以下「JIS」という。) においては、強化ガラスに関する規格として「強化ガラス」 (以下「JIS R3206」という。) が、また、圧力容器ののぞき窓の規格として「圧力容器用のぞき窓」 (以下「JIS B8286」という。) がそれぞれ制定されている。

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

JIS R3206 (昭和 32 年制定、平成 15 年最終改正) は、主として建築及び船舶の窓、家具などに使用する強化ガラスの規格であり、JIS B8286 の制定以前に圧力容器ののぞき窓用のガラスを製造する際の参考とされていた。しかし、その内容は、例えば、常用温度に関する規定がないなど、現在では、圧力容器ののぞき窓のガラスとして十分な安全性を担保したものではなくなっている。

JIS B8286 は、圧力容器のガラス製ののぞき窓の規格として平成 6 年に制定され、その後の技術進歩及びのぞき窓に起因する事故を背景に 17 年に改正されている。

他方、圧力容器構造規格第 32 条では、依然として、のぞき窓に使用するガラスとして JIS R3206 に適合したもの又はこれと同等以上の機械的性質を有するものと定めているが、以上のことから、現在では JIS B8286 を引用することが妥当と考えられる。

これについて、調査した圧力容器を製造する 2 事業者のいずれも同様の意見を有している。

以上のことから、厚生労働省は、圧力容器構造規格について、JIS との整合性を図るための見直しを行うことについて検討が必要と考えられる。

(根拠法令)

○ 安衛法 <抜粋>

(製造の許可)

第 37 条 特に危険な作業を必要とする機械等として別表第 1 に掲げるもので、政令で定めるもの (以下「特定機械等」という。) を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受け

なければならない。

- 2 都道府県労働局長は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、申請に係る特定機械等の構造等が厚生労働大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(以下略)

## ○ 圧力容器構造規格 <抜粋>

(のぞき窓)

第 32 条 第一種圧力容器であつて、作業中内部の状況を見る必要のあるものには、胴又は鏡板にガラス製ののぞき窓を設けることができる。

- 2 前項ののぞき窓に使用するガラス板は、日本工業規格 R 3206 (強化ガラス) に適合したもの又はこれと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。

- 3 前項のガラス板の最小厚さは、次の算式により算定するものとする。

$$t = 5 \sqrt{\frac{PA}{\sigma_b}}$$

この式において、 $t$ 、 $P$ 、 $A$  及び  $\sigma_b$  は、それぞれ次の値を表すものとする。

$t$  ガラス板の最小厚さ (単位 ミリメートル)

$P$  のぞき窓を設ける胴、鏡板等の最高使用圧力 (単位 メガパスカル)

$A$  ガラス板の圧力を受ける部分の面積 (単位 平方センチメートル)

$\sigma_b$  ガラス板の許容曲げ応力 (単位 ニュートン毎平方ミリメートル) で、強化ガラスにあっては 15 ニュートン毎平方ミリメートル、その他のガラスにあっては曲げ強さの十分の一とする。

## ○ JIS R 3206 「強化ガラス」 <抜粋>

### 1. 適用範囲

この規格は、主として建築及び船舶の窓 (船用丸窓強化ガラスを除く。)、家具などに使用する強化ガラスについて規定する。

### 7. 材料

強化ガラスの材料板ガラスとしては、JIS R3202 に規定するフロート板ガラス及び磨き板ガラス、JIS R3203 に規定する型板ガラス、JIS R3208 に規定する熱線吸収フロート板ガラス及び熱線吸収磨き板ガラス又は JIS R3221 に規定する熱線反射ガラスを使用する。

## ○ JIS B 8286 「圧力容器用のぞき窓」 <抜粋>

1. 適用範囲

この規格は、設計圧力 30MPa 未満の圧力容器に使用するのぞき窓の構造及びのぞき窓ガラスについて規定する。

6. のぞき窓ガラスの種類及び特性

のぞき窓ガラスの種類、記号、平均線膨張係数、常温曲げ強さの最小値及び常用最高温度は、表 1 による。ただし、ソーダ石灰（軟質）については、内容物が腐食性のものに使用してはならない。

ガラスの種類	記号	平均線膨張係数 ( $\times 10^{-7}/^{\circ}\text{C}$ )	常温曲げ強さ の最小値 ( $\text{N}/\text{mm}^2$ )	常用最高 温度 ( $^{\circ}\text{C}$ )
アルミノけい酸塩	Sa	38 以上 50 以下	200	325
ほうけい酸塩	Sb	40 以上 55 以下	150	200
低膨張ほうけい酸塩	Sc	37 以下	120	260
ソーダ石灰（軟質）	Sd	98 以下	150	80

(整理番号4)「交流アーク溶接機用自動電撃防止装置構造規格」の改正

(規制の内容)

交流アーク溶接機(注)による感電災害を防ぐため、安衛則第332条においては、船舶の二重底等導電体に囲まれた場所で著しく狭いところ又は墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある高さが2m以上の場所で鉄骨等導電性の高い接地物に労働者が接触するおそれがあるところにおいて、交流アーク溶接機を使用した作業を行うときは、事業者は、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置(以下「電撃防止装置」という。)を使用しなければならないとされている。

(注) 交流アーク溶接機とは、交流電力で作動する溶接機で、放電によって発生させた火花(アーク)の熱で金属の溶接を行うものを示す。

この電撃防止装置については、安衛法第42条において、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければならないとされており、この規格として、「交流アーク溶接機用自動電撃防止装置構造規格」(昭和47年労働省告示第143号。以下「電撃防止装置構造規格」という。)が定められている。

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

電撃防止装置構造規格では、交流アーク溶接機から危険な電流が流れることを防ぐための基準となる電気抵抗値は、定められていない。

これについて、電気抵抗値が低いと溶接作業効率が低くなる一方、電気抵抗値が高いと汗をかいているなど作業者の状態によっては感電災害が発生する可能性があることから、電撃防止装置構造規格において効率的で安全な電気抵抗値を定めてほしいとする意見が、調査した溶接に関する事業を営んでいる84事業者のうち80事業者から聞かれた。

なお、任意規格であるJISでは、平成17年に作業者の状態を検討の上、感電災害が起こりにくくなるように、電気抵抗値の基準を変更する改正が行われている。

以上のことから、厚生労働省は、電撃防止装置構造規格において、電撃防止装置の電気抵抗値を明定することについて検討が必要と考えられる。

(根拠法令)

○ 安衛法 <抜粋>

(譲渡等の制限等)

第42条 特定機械等以外の機械等で、別表第2に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

別表第2（第42条関係）

一～十一 （略）

十二 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置

（以下略）

○ 安衛則 <抜粋>

（交流アーク溶接機用自動電撃防止装置）

第332条 事業者は、船舶の二重底若しくはピークタンクの内部、ボイラーの胴若しくはドームの内部等導電体に囲まれた場所で著しく狭あいなところ又は墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある高さが2メートル以上の場所で鉄骨等導電性の高い接地物に労働者が接触するおそれがあるところにおいて、交流アーク溶接等（自動溶接を除く。）の作業を行うときは、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を使用しなければならない。

○ JIS C9311「交流アーク溶接機用電撃防止装置」 <抜粋>

5. 種類

防止装置の種類は、取付方式及び始動感度によって表1のとおり区分し、次による。

a) 取付方式による区分

- 1) 外付け形 外付け形は、専用の外箱をもち、溶接機に外付けして使用する防止装置であり、その記号はSPとする。
- 2) 内蔵形 内蔵形は、溶接機の外箱に内蔵して使用する防止装置であり、その記号はSPBとする。

b) 始動感度による区分

- 1) 低抵抗始動形 低抵抗始動形は、始動感度が表1に示す値のものであり、その記号はLとする。
- 2) 高抵抗始動形 高抵抗始動形は、始動感度が表1に示す値のものであり、その記号はHとする。



表 1 防止装置の種類及び特性

種類の区分		種類の記号	特 性			
			始動感度 (Ω)	安全電圧 (V)	始動時間 (秒)	遅動時間 (秒)
外付け形	低抵抗始動形	SP-3A4-L SP-5A6-L SP-3B4-L SP-5B6-L SP-3C4-L SP-5C6-L	2 未満	25 以下	0.06 以下	1.0±0.3
	高抵抗始動形	SP-3A4-H SP-5A6-H SP-3B4-H SP-5B6-H SP-3C4-H SP-5C6-H	2～260			
内蔵形	低抵抗始動形	SPB-□A□-L SPB-□B□-L SPB-□C□-L	3 未満	25 以下	0.06 以下	1.0±0.3
	高抵抗始動形	SPB-□A□-H SPB-□B□-H SPB-□C□-H	3～260			

備考 種類の記号は、次による。

- a) 記号 SP、又は SPB の次の数字“□”は、出力側の定格電流の 100 位の値を示す。2.5 は 250A、3 は 300A を示す。
- b) 次の記号 A は交流アーク溶接機に内蔵されている力率改善用コンデンサの有無に関係なく使用できるもの、B はコンデンサを内蔵しない交流アーク溶接機に使用するもの、C はコンデンサ内蔵形交流アーク溶接機に使用する防止装置を示す。
- c) 上記の A、B 及び C の次の数字“□”は、定格使用率（%表示）の十位の値を示す。

(整理番号5) ボイラー等の製造許可基準における製造設備の設置基準の緩和

(規制の内容)

ボイラー等(注1)による労働災害を防止するため、ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号。以下「ボイラー則」という。)第3条等において、ボイラー等を製造しようとする者は、所轄労働局長の許可を受けなければならないとされている。その際、製造するボイラー等の構造や、製造又は検査のための設備等がボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準(昭和47年労働省告示第75号。以下「製造許可基準」という。)を満たしていなければ、許可を受けることができない。

製造許可基準第2条において、鋼製ボイラー等を製造しようとする事業場は、板曲げローラ(注2)及びプレス(注3)を備えなければならないとされている。

(注1) 「ボイラー等」とは、安衛法施行令第1条第3号の規定で定められているボイラー及び同条第5号で規定されている第一種圧力容器を示す。

(注2) 板曲げローラとは、金属板の曲げ加工を行う設備を示す。

(注3) プレスとは、金属等の材料の曲げ、せん断等の加工を行う設備を示す。

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

近年、製造業においては、全工程を自社内で行う事業者は少なく、外部の加工専門業者に外注することが主流となっている。

ボイラー等の製造業者は、板曲げローラやプレスを用いた工程を外注しているが、このような場合にも、製造業者がこれらを備えることが求められており、製造許可基準の要件から外してほしいとする意見が、調査したボイラー等の製造等を行っている24事業者のうち21事業者から聞かれた。

以上のことから、厚生労働省は、板曲げローラやプレスを用いた工程を外注している場合には、製造するボイラー等の製造許可に際して、工作責任者による外注部品の品質の確認等安全性を低下させない要件を考慮しつつ、板曲げローラ及びプレスの設置の義務付けを緩和することについて検討が必要と考えられる。

(根拠法令)

○ 製造許可基準 <抜粋>

第2条 ボイラー又は第一種圧力容器に係る製造又は検査のための設備、工作者、工作責任者等は、次の各号に掲げるボイラー又は第一種圧力容器の種類又は部分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

一 鋼製ボイラー(次号及び第四号のボイラーを除く。)又は鋼製第一種圧力容器(第3号及び第4号の第一種圧力容器を除く。)

溶接によるボイラー若しくは第一種圧力容器又は使用廃止後改修して製造するボイラー若しくは第一種圧力容器にあつては、その製造又は検査のための設備並びに工作者及び工作責任者がそれぞれ別表第1に掲げる基準に適合

していること。  
(以下略)

別表第1 (第2条関係)

項目	ボイラー	第一種圧力容器
製造又は検査のため の設備	次の設備を有すること。 一 板曲げローラ 二 プレス 三 溶接機 四 焼鈍炉 五 水圧試験設備 六 万能試験設備 七 放射線検査設備	次の設備を有すること。 一 板曲げローラ 二 プレス 三 溶接機 四 焼鈍炉(圧力容器構造規格の規定により溶接後熱処理を行うことが必要とされるもの以外のもののみを製造する場合を除く。) 五 水圧試験設備 六 万能試験設備 七 衝撃試験設備(第5条第2項の表備考3の規定により、衝撃試験を行うことが必要とされるものを製造する場合に限る。) 八 非破壊試験設備(放射線検査、超音波探傷試験、浸透探傷試験又は磁粉探傷試験に用いる設備のうち必要なもの)
工作者	ボイラー溶接士であること	ボイラー溶接士であること
工作責任者	次の各号のいずれかに該当すること。 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含む。以下同じ。)を卒業した者で、ボイラー又は第一種圧力容器若しくは第二種圧力容器(以下「圧力容器」という。)の設計、工作又は検査について2年以上の経験があるもの 二 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による実業学校を含む。以下同じ。)を卒業した者で、ボイラー又は圧力容 器の設計、工作又は検査について5年以上の経験があるもの 三 ボイラー又は圧力容 器の設計、工作 又は検査について8年以上の経験がある者	次の各号のいずれかに該当すること。 一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、ボイラー又は圧力容 器の設計、工作又は検査について1年以上の経験があるもの 二 学校教育法による高等学校を卒業した者で、ボイラー又は圧力容 器の設計、工作又は検査について2年以上の経験があるもの 三 ボイラー又は圧力容 器の設計、工作又は検査について5年以上の経験がある者

備考 随時他の者の有するプレス、焼鈍炉、万能試験機、衝撃試験設備若しくは非破壊試験設備を利用することができる場合又は他の者と共同してプレス、焼鈍炉、万能試験機、衝撃試験設備若しくは非破壊試験設備を備えている場合には、これらの設備を有しているものとみなす。

(整理番号6) クレーンの点検用歩道の設置に関する基準の取扱いの統一

(規制の内容)

クレーンの点検時の労働災害を防止するため、クレーン構造規格（平成7年労働省告示第134号）第43条第1項において、事業者は、以下のクレーンへの歩道設置に関する規定に従わなければならないとされている。

① 吊り上げ荷重が3トン以上の天井クレーン(注1)、橋形クレーン(注2)又はアンローダ(注3)のクレーンガーダ(注4)

② 吊り上げ荷重が3トン以上のジブクレーン(注5)の水平ジブ

は、幅が40センチメートル以上の歩道を全長にわたって備えるものでなければならない。ただし、点検台その他当該クレーンを点検するための設備(注6)が設けられている場合には、この限りでない。

(注1) 天井クレーンとは、建屋の天井近くに設けられた桁(ガーダ)の上を移動するクレーンを示す。

(注2) 橋形クレーンとは、天井クレーンの桁の両端に脚を設けた構造のクレーンで、主に屋外に設置されるクレーンを示す。

(注3) アンローダとは、船から荷物を陸揚げするためのクレーンを示す。

(注4) クレーンガーダとは、天井クレーンや橋形クレーンの水平に渡された桁のことを示す。

(注5) ジブクレーンとは、ジブと呼ばれるクレーンの腕の部分を持つクレーンを示す。

(注6) 「点検台その他当該クレーンを点検するための設備」には、建物に設けられた専用の点検台のほか、移動式の点検台が含まれることとされている。(「クレーン構造規格及び移動式クレーン構造規格の適用について」(平成8年2月1日付け基発第47号労働省労働基準局長通知))

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

調査した事業者の中から、「労基署によって、クレーン構造規格第43条の歩道について解釈が異なっており、この解釈を統一してほしい。現在、クレーンガーダの片側に歩道を設置すればよいとしている労基署が多数であるが、一部の労基署はクレーンガーダの両方に歩道を設置すべきとする指導を行っている。」との意見が聞かれた。

これについて、厚生労働省本省は、上記規定に基づき、個々のクレーンについて、適切に点検できるか否か個別に判断することとしており、労基署においては、設置状況等の実情に応じた指導を行っていると説明している。

しかしながら、上記のような取扱いとなっていることから、事業者は製造しようとするクレーンについて、歩道を両側に設置すべきか片側に設置すれば足りるのか、容易に判断がつかない状況となっている。

以上のことから、厚生労働省は、事業者の混乱防止の観点から、労基署における取扱いが区々とならないよう、指導を徹底するとともに、事業者等への情報提供を行う必要がある。

(根拠法令)

○ クレーン構造規格 <抜粋>

(歩道)

第 43 条 天井クレーン、橋形クレーン又はアンローダであって、つり上げ荷重が 3 トン以上のもののクレーンガーダ及びつり上げ荷重が 3 トン以上のジブクレーンの水平ジブは、幅が 40 センチメートル以上の歩道を全長にわたって備えるものでなければならない。ただし、点検台その他当該クレーンを点検するための設備が設けられている場合には、この限りでない。

(以下略)

○ 「クレーン構造規格及び移動式クレーン構造規格の適用について」 <抜粋>

II 細部事項

第 1 クレーン構造規格関係

38 第 43 条関係

第 1 項の「点検台その他当該クレーンを点検するための設備」には、建物に設けられた専用の点検台のほか、移動式の点検台が含まれること。

(整理番号7)「木材加工用丸のこ盤並びにその反ばつ予防装置及び歯の接触予防装置の構造規格」の適用対象機械の周知徹底

(規制の内容)

木材加工用丸のこ盤(注1)については、使用時における労働災害を防止するため、安衛法第42条においては、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければならないとされており、この規格として、「木材加工用丸のこ盤並びにその反ばつ予防装置および歯の接触予防装置の構造規格」(昭和47年労働省告示第86号。以下「木材加工用丸のこ盤等構造規格」という。)が定められている。

木材加工用丸のこ盤等構造規格の中には、卓上丸のこ盤(注2)に関する規定は設けられていない。

(注1) 木材加工用丸のこ盤とは、製材等の木材の加工に使用する工作機械で、加工する木材をテーブルや台車等に載せ、円盤状ののこぎり(丸のこ)で切断するものを示す。

(注2) 卓上丸のこ盤とは、小型の丸のこ盤で、作業卓に載せて使用するものを示す。

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

近年、卓上丸のこ盤については、その使用時に事故が発生した場合、労働者の負傷等の程度が大きくなってきているが、上記のとおり、この安全対策について木材加工用丸のこ盤等構造規格では触れられていない。

しかし、厚生労働省は、木材加工用丸のこ盤等構造規格の中で卓上丸のこ盤に関する規定は特段設けていないが、規定上除外されていないことから、本構造規格の適用を受けるとしている。

これについて、木材加工用丸のこ盤等構造規格の内容と適用範囲が卓上丸のこ盤にも適用されるか否か判然としないとの意見が、調査した木材加工用丸のこ盤製造事業者を含む30事業者のうち29事業者から聞かれた。

以上のことから、厚生労働省は、卓上丸のこ盤が構造規格の適用を受けることについて、事業者に対する周知を徹底する必要がある。

(根拠法令)

○ 安衛法 <抜粋>

(譲渡等の制限等)

第42条 特定機械等以外の機械等で、別表第2に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

別表第 2（第 42 条関係）

一～九 （略）

十 木材加工用丸のこ盤及びその反発予防装置又は歯の接触予防装置  
（以下略）



(整理番号 8) 減圧蒸留塔及び熱交換器の第一種圧力容器としての規制適用の有無の明確化

(規制の内容)

圧力容器の破裂等による労働災害を防止するため、ボイラー則において、圧力容器を製造又は使用する事業者は、製造又は使用に関する許可、検査等を受けなければならないとされている。

第一種圧力容器に該当する容器については、安衛法施行令第 1 条第 5 号において、蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器等で、容器内の圧力が大気圧を超えるものとされている。

減圧蒸留塔(注 1)及び熱交換器(注 2)に対する規制適用の有無については、以下の解釈通達が発出されている。

① 減圧蒸留塔については、「ボイラ及び圧力容器安全規則の施行について」(昭和 34 年 2 月 19 日付け基発第 102 号労働省労働基準局長通知。以下「基発第 102 号通達」という。)において、蒸留塔が「圧力容器に該当しないもの」として例示されている。

② 熱交換器については、基発第 102 号通達では「第一種圧力容器に該当」としているものの、「ボイラ及び圧力容器安全規則関係疑義について」(昭和 34 年 7 月 6 日付け基発第 488 号労働省労働基準局長通知)においては、「石油精製工場における熱交換器については第一種圧力容器の適用外として扱う」とされている。

(注 1) 減圧蒸留塔とは、反応物を蒸留して製品を精製するための設備で、内部圧力を大気圧より低くし、液体の沸点を下げることにより気化しやすくして、蒸留分離を行うものを示す。

(注 2) 熱交換器とは、隔壁を通じて 2 つの流体間で熱の授受を行わせて、加熱、蒸発、冷却、凝縮等の用途に使用されるものを示す。

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

調査した事業者の中から、減圧蒸留塔を工場に設置した際、所轄労基署から「減圧装置に異常があった場合に、容器内部の圧力が高くなる可能性がある」として、減圧蒸留塔本体について第一種圧力容器の適用を受けたが、減圧蒸留塔は、

i) 構造上圧力及び温度の制御をしており、内部圧力が大気圧を超えることはないこと、

ii) 当該事業者の他県の工場では、減圧蒸留塔本体は第一種圧力容器の扱いを受けていないこと

から、減圧蒸留塔は、第一種圧力容器の扱いを受けないよう解釈を統一してほしいとの意見が聞かれた。

また、熱交換器について、飲料水を加熱するプレート殺菌機が第一種圧力容器の適用を受けているが、実際の稼働では 100 度以上の加熱を行うことはなく、容

器内の圧力が大気圧を超えることはないため、第一種圧力容器に該当しないもの  
と考えるとの意見が聞かれた。

これについて、厚生労働省本省は、第一種圧力容器の定義は、安衛法施行令第  
1条第5号に基づき、その設計条件によって判断され、減圧蒸留塔、熱交換器等  
容器の名称で適用の判断はできないと説明しているが、上記①及び②のように、  
通達で判断基準を示している。

また、当省が45労基署について、減圧蒸留塔及び熱交換器を第一種圧力容器と  
して規制しているかについて調査したところ、

i) 減圧蒸留塔について

- ① 基発第102号通達に基づき、規制の適用を受けないとしているものが3労  
基署
- ② 規制の適用は名称のみで判断できず、設計条件により判断するとしている  
ものが38労基署
- ③ 取り扱った実績がなく不明としているものが4労基署

ii) 熱交換器について

- ① 基発第102号通達等に基づき、規制の適用を受けるとしているものが2労  
基署
- ② 規制の適用は名称のみで判断できず、設計条件により判断するとしている  
ものが39労基署
- ③ 取り扱った実績がなく不明としているものが4労基署

と取扱いが異なる状況がみられた。

以上のことから、厚生労働省は、事業者の混乱防止の観点から、第一種圧力容  
器の規制の適用について、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 基発第102号通達を廃止すること。
- ② 労基署における取扱いが区々とならないよう指導を徹底するとともに、事業  
者等への情報提供を行うこと。

(根拠法令)

○ 安衛法施行令 <抜粋>

(定義)

第1条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める  
ところによる。

一～四 (略)

五 第一種圧力容器 次に掲げる容器(ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で  
使用する容器で、内容積が〇・〇四立方メートル以下のもの又は胴の内径が  
二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが千ミリメートル以下のもの及び

その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇四以下の容器を除く。)をいう。

イ 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）

ロ 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によつて蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

ハ 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

ニ イからハマまでに掲げる容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器

(以下略)

## ○ 「ボイラ及び圧力容器安全規則の施行について」 <抜粋>

### 一 第1条関係

(1)～(4) (略)

(5) 「第一種圧力容器」とは、具体的には次に掲げる如きものと解すること。

1 第5項第1号(令第1条第5号イ)に該当するもの

蒸煮器、ダイゼスター、糖化器、消毒器(殺菌器を含む。)、精練器(染色器を含む。)、加硫器、熱交換器(重油加熱器及び給水加熱器を含む。)及びストレージタンク

2 第5項第2号(令第1条第5号ロ)に該当するもの

オートクレーブ及び連続反応器

3 第5項第3号(令第1条第5号ハ)に該当するもの

蒸留器及び蒸発器

4 第5項第4号(令第1条第5号ニ)に該当するもの

スチームアキュムレータ

(6)～(8) (略)

(9) 圧力容器に該当しないもの

次に掲げるものは、圧力容器に該当しないものであること。

1 コンデンサー

2 蒸留塔

3 アルカリタワー

4 デフューザー

(以下略)

○ 「ボイラ及び圧力容器安全規則関係疑義について」 <抜粋>

問 石油精製工場における圧力容器について、本条の適用区分を明示していただきたい。

答 別表によらるたい。

(別表) 石油精製関係圧力容器一覧

ボイラ及び圧力容器別	設備の名称	説明
適用外として取り扱うもの	熱交換器	精製工程中において、高温油と低温油とを接触させ、高温油の温度を下げると同時に低温油の温度を上昇させる容器。ただし原油については、被加熱油の出口温度が 200℃以下のもの、その他の油については、被加熱油の出口温度が大気圧における沸点以下のものに限る。
	塔類	常圧または減圧の蒸留塔、吸収塔、抽出塔等石油類を分留させるための塔

(整理番号9) クレーン等の設置届及び変更届の届出期限の見直し

(規制の内容)

クレーン等(注)の使用に際し、クレーン等の破損等による労働災害を防止するため、安衛法第88条第1項及び第2項、クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号。以下「クレーン則」という。)第5条、第44条等において、クレーン等を設置し、又はクレーン等の主要構造部分(原動機、ブレーキ等)を変更(同一の部品との交換は除く。整理番号13参照。)しようとする者は、当該設置又は変更の工事計画について、工事開始日の30日前までに所轄労基署長に届け出なければならないとされている。平成17年度における設置届出件数は4,716件、変更届出件数(変更検査が行われたもの)は675件となっている。

労基署長は、届出内容について、安衛法第88条第7項に基づき、労働災害防止のための措置が有効に講じられているかを審査し、法令等に違反すると認められるときは、工事の差し止めや計画の変更等を命ずることができるとされている。

(注) 「クレーン等」とは、安衛法施行令第12条第1項第3号から第5号に規定されているクレーン、移動式クレーン及びデリックを示す。

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

上記の届出は、クレーン等の設置又は変更の内容にかかわらず、一律に工事開始日の30日前までに行うこととされているが、例えば、以下の場合には、届出内容の審査等に要する期間に相当の差が生ずるものと考えられる。

- i) クレーン等が複数台の場合と1台の場合
- ii) 大規模工事で使用するクレーン等を設置する場合と工場内で使用するクレーン等に軽微な変更を行う場合

これについて、クレーン等の設置又は変更に関する計画の届出に関しては、

- i) クレーン等を設置する際、工事開始予定日の30日以前に設置届の提出を求められているため、工事のスケジュール上、設置届の提出後30日以降に着工することにならざるを得ず、非効率である、
- ii) 修理に相当する変更であり、速やかに修理を行いたい場合でも30日前の届出内容に関する審査が終わるまで修理ができず作業が遅滞する

など、業務に支障を来すことから、工事開始日の30日前までの届出の期間を短縮してほしいとの意見が、調査したクレーン等を使用している160事業者のうち29事業者から聞かれた。

以上のことから、厚生労働省は、クレーン等の設置届及び変更届のうち、クレーン等を1台設置する場合や、修理に相当する変更等軽微な内容の工事に関する届出については、工事開始日の30日前とされている届出期限を見直すことについて検討が必要と考えられる。

(根拠法令)

○ 安衛法 <抜粋>

(計画の届出等)

第 88 条 事業者は、当該事業場の業種及び規模が政令で定めるものに該当する場合において、当該事業場に係る建設物若しくは機械等（仮設の建設物又は機械等で厚生労働省令で定めるものを除く。）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の 30 日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第 28 条の 2 第 1 項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。

2 前項の規定は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする事業者（同項本文の事業者を除く。）について準用する。

3～6 (略)

7 労働基準監督署長は第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 4 項の規定による届出があつた場合において、厚生労働大臣は第 3 項の規定による届出があつた場合において、それぞれ当該届出に係る事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる。

(以下略)

○ 安衛法施行令 <抜粋>

(特定機械等)

第 12 条 法第 37 条第 1 項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

一、二 (略)

三 つり上げ荷重が 3 トン以上（スタツカー式クレーンにあつては、1 トン以上）のクレーン

四 つり上げ荷重が 3 トン以上の移動式クレーン

五 つり上げ荷重が 2 トン以上のデリック

(以下略)

## ○ クレーン則 <抜粋>

(設置届)

第 5 条 クレーンを設置しようとする事業者が、労働安全衛生法（以下「法」という。）第 88 条第 1 項の規定による届出をしようとするときは、クレーン設置届（様式第 2 号）にクレーン明細書（様式第 3 号）、クレーンの組立図、別表の上欄に掲げるクレーンの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書及び次の事項を記載した書面を添えて、その事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

- 一 据え付ける箇所の周囲の状況
- 二 基礎の概要
- 三 走行クレーンにあつては、走行する範囲

(以下略)

(変更届)

第 44 条 設置されているクレーンについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第 88 条第 1 項の規定による届出をしようとするときは、クレーン変更届（様式第 12 号）にクレーン検査証及び変更しようとする部分（第 5 号に掲げるものを除く。）の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 クレーンガーダ、ジブ、脚、塔その他の構造部分
- 二 原動機
- 三 ブレーキ
- 四 つり上げ機構
- 五 ワイヤロープ又はつりチェーン
- 六 フック、グラブバケット等のつり具

(以下略)

(整理番号 10) ボイラー等の設置届及び変更届の届出期限の見直し

(規制の内容)

ボイラー等（整理番号 5 参照）の使用に際し、ボイラー等の爆発等による労働災害を防止するため、安衛法第 88 条第 1 項及び第 2 項、ボイラー則第 10 条、第 41 条等において、ボイラー等を設置し、又はボイラー等の主要構造部分（胴、ドーム等）を変更しようとする者は、当該設置又は変更の工事計画について、工事開始日の 30 日前までに所轄労基署長に届け出なければならないとされている。平成 17 年度における設置届出件数は 4,703 件、変更届出件数（変更検査が行われたもの）は 436 件となっている。

労基署長は、届出内容について、安衛法第 88 条第 7 項において、労働災害防止のための措置が有効に講じられているかを審査し、法令等に違反すると認められるときは、工事の差し止めや計画の変更等を命ずることができるとされている。

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

上記の届出は、ボイラー等の設置又は変更の内容にかかわらず、一律に工事開始日の 30 日前までに行うこととされているが、例えば、以下の場合には届出内容の審査等に要する期間に相当の差が生ずるものと考えられる。

- i) ボイラー等が複数台の場合と 1 台の場合
- ii) 石油化学工業等で使用される産業用ボイラーを設置する場合と住宅等で使用される暖房用ボイラーに軽微な変更を行う場合

これについて、ボイラー等の設置又は変更に関する計画の届出に関しては、

- i) ボイラー等を設置する際、工事開始予定日の 30 日以上前に設置届の提出を求められているため、工事のスケジュール上、設置届の提出後 30 日以降に着工することにならざるを得ず、その間の生産活動が停滞する、
- ii) 修理に相当する変更であり、速やかに修理を行いたい場合でも 30 日前の届出内容に関する審査が終わるまで修理ができず作業が遅滞する

など、業務に支障を来すことから、工事開始日の 30 日前までの届出の期間を短縮してほしいとの意見が、調査したボイラー等を使用している 79 事業者のうち 20 事業者から聞かれた。

以上のことから、厚生労働省は、ボイラー等の設置届及び変更届のうち、ボイラー等を 1 台設置する場合や、修理に相当する変更等軽微な内容の工事に関する届出については、工事開始日の 30 日前とされている届出期限を見直すことについて検討が必要と考えられる。

(根拠法令)

- 安衛法 <抜粋>



(計画の届出等)

第 88 条 事業者は、当該事業場の業種及び規模が政令で定めるものに該当する場合において、当該事業場に係る建設物若しくは機械等（仮設の建設物又は機械等で厚生労働省令で定めるものを除く。）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の 30 日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第 28 条の 2 第 1 項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。

2 前項の規定は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする事業者（同項本文の事業者を除く。）について準用する。

3～6 (略)

7 労働基準監督署長は第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 4 項の規定による届出があつた場合において、厚生労働大臣は第 3 項の規定による届出があつた場合において、それぞれ当該届出に係る事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる。

(以下略)

## ○ ボイラー則 <抜粋>

(設置届)

第 10 条 ボイラー（移動式ボイラーを除く。以下この条において同じ。）を設置しようとする事業者が法第 88 条第 1 項の規定による届出をしようとするときは、ボイラー設置届（様式第 11 号）にボイラー明細書（様式第 3 号）及び次の事項を記載した書面を添えて、その事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

- 一 第 18 条のボイラー室及びその周囲の状況
- 二 ボイラー及びその配管の配置状況
- 三 ボイラーの据付基礎並びに燃焼室及び煙道の構造
- 四 燃焼が正常に行われていることを監視するための措置

(変更届)

第 41 条 ボイラーについて、次の各号のいずれかに掲げる部分又は設備を変更しようとする事業者が、法第 88 条第 1 項の規定による届出をしようとするときは、ボイラー変更届（様式第 20 号）にボイラー検査証及びその変更の内容を示す書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 胴、ドーム、炉筒、火室、鏡板、天井板、管板、管寄せ又はステー
- 二 附属設備
- 三 燃焼装置
- 四 据付基礎

（以下略）

(整理番号 11) 作業環境測定機関の事業報告書の提出部数の見直し

(規制の内容)

労働者が働く作業環境の実態を把握することにより、適正な作業環境を確保し、職場における労働者の健康を保持するため、安衛法第 65 条において、事業者は、有害な業務を行う屋内作業場（粉じんを著しく発散させる作業場、放射線業務を行う作業場、特定化学物質等を製造又は取り扱う作業場等）等において作業環境測定を行わなければならないとされている。

ただし、作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）第 3 条第 2 項において、作業環境測定を事業者が自ら実施できない場合、事業者は、厚生労働大臣又は労働局長の登録を受けた作業環境測定機関（平成 19 年 4 月 1 日現在 803 機関）に委託しなければならないとされている。

また、作業環境測定機関における適正な作業環境測定の実施を確保するため、作業環境測定法第 34 条第 1 項に基づき、作業環境測定機関は、毎事業年度の事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないとされている。

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

上記事業報告書の提出については、「作業環境測定機関の事業報告書等に係る事務処理要領について」(昭和 51 年 7 月 15 日付け基発第 528 号労働省労働基準局長通知)において、労働局は、作業環境測定機関から 2 部提出させ、1 部を厚生労働省本省に送付することとされている。

厚生労働省本省では、当該事業報告書を、作業環境測定機関への監査の実施の際の基礎情報として活用しているとしている。

しかし、事業者負担の軽減の観点から、作業環境測定機関からの事業報告書の提出部数は 1 部とし、厚生労働省本省に送付する分については、必要に応じ労働局がコピーする等により対応すべきと考える。

以上のことから、厚生労働省は、作業環境測定機関の事業報告書の提出については、1 部のみ求めることとするについて検討が必要と考えられる。

(根拠法令)

○ 安衛法 <抜粋>

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第 50 条 (略)

2、3 (略)

4 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後 3 月以内に、第 1 項の規定により作成した損益計算書又は収支決算書及び事業報告書又は事業報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(作業環境測定)

第 65 条 事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

2 前項の規定による作業環境測定は、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行わなければならない。

3～5 (略)

## ○ 作業環境測定法 <抜粋>

(作業環境測定の実施)

第 3 条 事業者は、労働安全衛生法第 65 条第 1 項の規定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならない。

2 事業者は、前項の規定による作業環境測定を行うことができないときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業環境測定を作業環境測定機関に委託しなければならない。ただし、国又は地方公共団体の機関その他の機関で、厚生労働大臣が指定するものに委託するときは、この限りでない。

(準用)

第 34 条 労働安全衛生法第 46 条第 2 項の規定は前条第 1 項の登録について、同法第 47 条第 1 項 及び第 2 項、第 50 条第 4 項並びに第 54 条の 5 の規定は作業環境測定機関について準用する。この場合において、同法第 46 条第 2 項第 1 号中「この法律又はこれに基づく命令」とあるのは「この法律若しくは作業環境測定法又はこれらに基づく命令」と、同項第 2 号中「第 53 条」とあるのは「作業環境測定法第 35 条の 3」と、同項第 3 号中「前 2 号のいずれか」とあるのは「第 1 号」と、同法第 47 条第 1 項中「製造時等検査を」とあるのは「作業環境測定法第 3 条第 2 項の規定による作業環境測定を」と、同条第 2 項中「製造時等検査を」とあるのは「他人の求めに応じて作業環境測定を」と、「検査員」とあるのは「厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定士」と、同法第 50 条第 4 項中「第 1 項の規定により作成した損益計算書又は収支決算書及び事業報告書を」とあるのは「その事業年度の事業報告書を作成し、」と、同法第 54 条の 5 第 1 項中「第 54 条の 3 第 2 項各号」とあるのは「作業環境測定法第 34 条第 1 項において読み替えて準用する第 46 条第 2 項各号」と読み替えるものとする。

○ 「作業環境測定機関の事業報告書等に係る事務処理要領について」

作業環境測定機関の登録等については、昭和 51 年 2 月 18 日付け基発第 207 号をもって通達したところであるが、その記の I の 6 により事業報告書等に係る事項については、おって指示することとしていたところである。

今般、その事務処理要領を下記のとおり定めたので了知のうえ、遺憾のないよう取り扱われたい。

記

1 作業環境測定法第 34 条第 1 項において準用する労働安全衛生法第 50 条の規定による毎事業年度の事業報告書及び収支決算書については、作業環境測定の業務に関するもののみで足りるものであること。

なお、事業報告書については、別紙様式によるよう指導すること。

2 事業報告書については、2 部提出させ、そのうち 1 部を本省へ送付するものとする。

(整理番号 12) 移動式クレーンのフックの変更届の簡素化

(規制の内容)

移動式クレーンにおいて使用するフックの変更による労働災害を防止するため、クレーン則第 85 条第 1 項において、事業者は、当該フックを変更する場合には、所轄労基署長に届出を行わなければならないとされている。

ただし、最大の定格荷重(注)の荷を吊り上げる際に使用するフック（以下「最大定格荷重用フック」という。）については、使用頻度の低いものも多くあることから、複数の移動式クレーン間で相互に使用することを容易なものとするため、「移動式クレーンのジブ又はフックの相互使用について」(平成 11 年 3 月 29 日付け基発第 146 号労働省労働基準局長通知)において、i) 製造者、ii) 設置地及び事業の名称、iii) 相互使用部材の材料、形状及び寸法が同一の移動式クレーンの場合には、変更届を提出することなく相互使用することができることとされている。

(注) 「最大の定格荷重」とは、移動式クレーンが吊り上げることができる最大の荷重を示す。

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

上記通知の趣旨に即して、使用頻度の低いフックについては、最大定格荷重用フックのみならず、他のフックについても上記 i) から iii) までの要件を満たす場合、変更届を提出することなく相互使用を可能としても特段の問題はないと考えられる。

これについて、移動式クレーンに配備されているフックの中には性能検査を受検するためだけに各機に配備されているものもあり、これら使用頻度の低いフックについても、最大定格荷重用フックと同様に変更届を提出することなく同一の移動式クレーン間での共用を認めてほしいとの意見が、調査した移動式クレーンを使用している 72 事業者のうち 63 事業者から聞かれた。

以上のことから、厚生労働省は、最大定格荷重用フックと同様、使用頻度の低い他のフックを、変更届を提出することなく、同一の移動式クレーン間で共用することを可能とする措置について検討が必要と考えられる。

(根拠法令)

○ クレーン則 <抜粋>

(変更届)

第 85 条 設置されている移動式クレーンについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第 88 条第 1 項の規定による届出をしようとするときは、移動式クレーン変更届(様式第 12 号)に移動式クレーン検査証及び変更しようとする部分(第五号に掲げるものを除く。)の図面を添えて、所

轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 ワイヤロープ又はつりチェーン

(以下略)

○ 「移動式クレーンのジブ又はフックの相互使用について」 <抜粋>

近年、大型の移動式クレーンが増加する傾向にあるが、これらについては、つり上げ荷重が大きく、また、ジブも長尺化してきている状況にある。しかしながら、その用途の特性から、継ぎジブ、最大の定格荷重の荷をつり上げる際に使用する特殊上ジブ及びフックについては、移動式クレーンの本体の稼働に比べ使用頻度が少ないものも多くあるところである。

このような状況を踏まえ、今般、下記により取り扱う場合には、特定のジブ又はフック(以下「相互使用部材」という。)について、各移動式クレーンで相互使用部材を使用する毎にクレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第85条第1項の規定に基づく変更届を要しないものとして差し支えないこととしたので、関係事業場等に対して周知を図るとともに、その適正な運用に遺憾なきを期されたい。

記

第1 相互使用の対象について

1 相互使用できる移動式クレーン

ジブ又はフックを複数の移動式クレーンの中で相互に使用するためには、これらを取り付ける全ての移動式クレーンについて、次の事項が同一であること。

ただし、(2)については、ジブを相互使用する場合に限る。

- (1) 製造者
- (2) 種類、型式及び能力
- (3) 設置地及び事業の名称
- (4) 相互使用部材の材料、形状及び寸法

2 相互使用部材

相互使用部材は、次のものに限ることとする。

- (1)、(2) (略)
- (3) 最大の定格荷重の荷をつり上げる際に使用するフック

3 相互使用ができる移動式クレーンの台数

相互使用部材を取り付けることができる移動式クレーンの台数は次のとお

りとする。

- (1) (略)
- (2) フックについては、6台以下

## 第2 相互使用に係る管理について

### 1 管理台帳の作成

相互使用部材及びこれらを取り付ける移動式クレーン(以下「相互使用部材等」という。)について、次の事項を示す管理台帳を作成し、変更届、移動式クレーン明細書等相互使用部材等に係る書類とともに保管すること。

- (1) 製造検査時等に相互使用部材と同時に検査を受けて合格した移動式クレーンの下部走行体(以下「帰属機」という。)及び各相互使用部材の受け払い
- (2) 相互使用部材等の保管場所
- (3) 定期自主検査の実施状況
- (4) 相互使用部材等の補修の実施状況
- (5) 性能検査の実施状況
- (6) 変更検査の実施状況
- (7) 移動式クレーン以外での使用状況

### 2 相互使用部材の判別措置

相互使用部材について、判別を容易にするため、各部材毎に運用番号を定め、見やすい箇所に表示するとともに、運用番号及び取り付けることができる移動式クレーンの刻印番号を示す書面(以下「相互使用部材明細書」という。)を作成すること。

### 3 保管状況等の管理

- (1) 相互使用部材等の保管場所は、他の移動式クレーンに使用する部材等と区分した場所とすること。
- (2) 相互使用部材等の保管は、次の方法で行うこと。
  - イ 水平な場所に敷角材等を置き、ジブの主材を受けること。また、積み重ねの場合は、その間に枕木等を入れ損傷、変形をきたさないようにすること。
  - ロ 錆を発生させない方法で保管すること。
  - ハ ペンダントロープは、油ぎれを起こさないようにすること。
  - ニ 上記イからハマまでの状況について1月以内毎に1回、定期的に確認し、不備がある場合は補修その他必要な措置を講じること。

### 4 定期自主検査等

- (1) 相互使用部材について、移動式クレーンの定期自主検査指針(昭和 56



年 12 月 28 日付け自主検査指針公示第 1 号)に示されている方法で 1 年以内毎に 1 回自主検査を行うこと。その結果、異常を認めたときは、直ちに補修等を行うこと。なお、ジブ又はフックの相互使用を行う移動式クレーンについては、最も早い時期に定期自主検査を行う移動式クレーンの定期自主検査実施時期に合わせて他の移動式クレーンの定期自主検査を実施すること。

(2) 相互使用部材について、移動式クレーンの自主検査指針(昭和 51 年 6 月 21 日付け基発第 468 号)に示されている方法で 1 月以内毎に 1 回自主検査を行うこと。その結果、異常を認めたときは、直ちに補修等を行うこと。

(3) (略)

#### 5 使用時の管理

(1) 使用するに当たっては、ジブ及びフック並びに移動式クレーンが相互使用部材明細書に記載されている相互使用部材等であることを確認すること。

(2) ジブ又はフックを相互使用する移動式クレーンを使用するに当たっては、「相互使用部材明細書」及び第 2 の 4 における相互使用部材に係る定期自主検査の結果を示す書面(以下「相互使用部材定期自主検査記録」という。)の写しを当該移動式クレーンに備え付けること。

### 第 3 性能検査の実施について

(1) 相互使用部材等については、同一の性能検査代行機関等から性能検査を受けること。

(2) ジブ又はフックの相互使用を行う移動式クレーンについては、検査証の有効期間が最も早く満了する移動式クレーンの性能検査実施日に併せて他の移動式クレーンの性能検査を受けること。

(3) 相互使用を行おうとするジブ及びフックは、全て帰属機と同時に性能検査を受けること。

(4) 性能検査を受けるに際しては、次の書面を提示すること。

イ 検査を受ける移動式クレーンに係る「移動式クレーン検査証」、「移動式クレーン明細書」、「相互使用部材明細書」及び相互使用に係る「変更届」

ロ 「相互使用部材定期自主検査記録」

ハ 第 2 の 1 の(4)に係る管理台帳

ニ 第 2 の 1 の(7)に係る管理台帳

ホ 第 2 の 1 の(1)、(2)、(3)、(5)又は(6)に係る管理台帳のうち、検査員等が必要と認めたもの

(5) 性能検査において、相互使用部材の不備によりその帰属機が不合格となっ

た場合には、その相互使用部材を相互使用する移動式クレーン全てが不合格となるものであること。

#### 第4 相互使用に係る事前の手続について

相互使用を行うに当たっては、事前に次の1又は2の手続を行うこと。

##### 1 製造検査申請時における手続

###### (1) 新たに製造される移動式クレーンに既存の部材を相互使用する際の手続

既存の移動式クレーンに取り付けられているジブ又はフックを新たに製造される移動式クレーンとの間で相互使用を行う場合で、製造検査申請時において既に製造者と設置者の間において譲渡契約が成立している場合には、次の手続をとること。なお、この場合においては、対象となる全ての移動式クレーンが、直近の製造検査又は性能検査に合格し、かつ、その結果、補修、取替えその他の措置を必要とする旨の指示が検査証に記入されていないこと(以下「合格」という。)を条件とすること。また、相互使用を行おうとするジブ又はフックの帰属機が複数ある場合には、その全てについて手続をとること。

イ 製造検査申請時において、相互使用を行おうとする既存の移動式クレーンの検査証及び明細書の写その他当該移動式クレーンが相互使用の要件に適合していることを示す書面を添付すること。

ロ (i)、(ii) (略)

(iii) フックを相互使用しようとする場合は、製造検査を受けようとする移動式クレーンの明細書の「つり具及びその重量」の欄に相互使用しようとするフックの仕様及び刻印番号を記載するとともに、刻印番号の石刷り、その他当該フックが、相互使用することが適当であることを示す書面を添付すること。

ハ 相互使用を行う全ての移動式クレーンについて所轄の都道府県労働基準局において相互使用部材に係る検査証の裏書きを受けること。

###### (2) 相互使用する複数の移動式クレーンを同時に購入する際等の手続

ジブ又はフックを相互使用しようとする複数の移動式クレーンについて、製造時検査申請時において既に製造者と設置者の間において譲渡契約が成立している場合には、同時に製造検査を受けること。また、ジブ又はフックを相互使用することを前提に複数の移動式クレーンを製造した場合においても同時に製造検査を受けること。

##### 2 相互使用に係る変更の届出

(1) 相互使用に係る移動式クレーンの変更届

第1の1の相互使用できる移動式クレーンに該当する移動式クレーンを複数所有している設置者が相互使用部材を相互使用する場合には、相互使用を行おうとする全ての移動式クレーンについて、次の手続をとること。なお、この場合においては、対象となる全ての移動式クレーンが、直近の製造検査又は性能検査に合格していることを条件とすること。

イ 相互使用を行おうとした時点において届出る全ての変更届に、相互使用を行おうとする全ての移動式クレーンの検査証及び明細書の写、その他当該移動式クレーンが相互使用の要件に適合していることを示す書面を添付すること。

ロ (i)、(ii) (略)

(iii) フックを相互使用しようとする場合は、全ての移動式クレーンの明細書の「つり具及びその重量」の欄に相互使用しようとするフックの仕様及び刻印番号を記載するとともに、刻印番号の石刷り、その他当該フックが、相互使用することが適当であることを示す書面を添付すること。

ハ 相互使用を行おうとする全ての移動式クレーンについて、所轄の労働基準監督署において相互使用部材に係る検査証の裏書きを受けること。

(2) 相互使用部材の変更届

相互使用を行っている移動式クレーンについて、相互使用部材を変更する場合は、相互使用しようとする全ての移動式クレーンについて変更届を提出すること。

(3) 相互使用部材の帰属機の変更届

相互使用を行っている部材をその帰属機の廃止後も他の相互使用を行っている移動式クレーンにおいて使用する場合は、当該移動式クレーンの廃止前に変更届を提出すること。

(整理番号 13) クレーン等の変更届が求められる範囲の周知徹底

(規制の内容)

クレーン等の主要構造部分を変更する場合、クレーン等の破損等による労働災害を防止するため、クレーン則第 44 条等において、クレーン等の使用者は、当該変更内容について所轄労基署長へ届け出なければならないとされている。(整理番号 9 参照)

また、届出を求める範囲については、「クレーン等安全規則の一部を改正する省令の施行等について」(昭和 46 年 9 月 7 日付け基発第 621 号労働省労働基準局長通知)において、原動機、ブレーキ、吊り上げ機構、ワイヤーロープ又はつりチェーン、フック・グラブバケット等のつり具は、その予備品又は当該部分と能力、材料、形状及び寸法が同一であるものと交換する場合は、届出を求める変更に含まれないこととされている。

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

これについて、厚生労働省本省は、各労基署においては、上記通知に基づき取扱いを行っていると説明している。

しかし、上記クレーン等の原動機、ブレーキ等の部品を能力、材料等が同一であるものと交換する場合でも変更届を提出しており、これを省略してもらいたいとの意見が、調査したクレーン等を使用している事業者から聞かれ、上記通知を事業者が正しく認知していない状況がみられた。

以上のことから、厚生労働省は、事業者の混乱防止の観点から、クレーン等の変更届を求める範囲については、事業者等に対する周知を徹底する必要がある。

(根拠法令)

○ クレーン則 <抜粋>

(変更届)

第 44 条 事業者は、当該事業場の業種及び規模が政令で定めるものに該当する場合において、当該事業場に係る建設物若しくは機械等（仮設の建設物又は機械等で厚生労働省令で定めるものを除く。）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の 30 日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第 28 条の 2 第 1 項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。

2 前項の規定は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用する

るもののうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする事業者（同項本文の事業者を除く。）について準用する。

3～6 （略）

7 労働基準監督署長は第1項（第2項において準用する場合を含む。）又は第4項の規定による届出があつた場合において、厚生労働大臣は第3項の規定による届出があつた場合において、それぞれ当該届出に係る事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる。

（以下略）

○ 「クレーン等安全規則の一部を改正する省令の施行等について」＜抜粋＞

25 第41条（現行第44条）関係

「変更」には、第1項第2号から第6号までに掲げる部分をその予備品または当該部分と能力、材料、形状および寸法が同一であるものと交換する場合は含まれないこと。なお、本条第1項各号のいずれかに該当する部分を変更することによって、つり上荷重が3トン未満（スタッカ式クレーンにあっては1トン未満）となる場合であっても本条の変更認可が必要であること。

(整理番号 14) ボイラー製造許可に際して伝熱管にフィンチューブを使用する際の審査に関する周知徹底

(規制の内容)

ボイラー等による労働災害を防止するため、ボイラー則第 3 条等において、ボイラー等を製造しようとする者は、所轄労働局長の許可を受けなければならないとされている。その際、製造許可基準を満たしていなければ、許可を受けることができない。(整理番号 5 参照)

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

海外メーカーのフィンチューブ(注)を伝熱管として使用するボイラーの製造許可を申請したところ、所轄労働局から、フィンチューブは製造許可の審査対象となると説明を受けた。しかし、伝熱管はボイラーを構成する部品ではあるが、これを変更してもボイラー則第 41 条に基づく変更届や検査を要しないものであり、このような部品を製造許可の審査の対象とするのは不合理であるとの意見が、調査したボイラーの製造事業者から聞かれた。

(注) 「フィンチューブ」とは、伝熱管の熱効率を向上させるため、鋼管にひれ(フィン)を溶接で取り付けたものを示す。

このフィンチューブに関する製造許可の取扱いについて、厚生労働省本省は、「ボイラ及び圧力容器安全規則関係疑義について」(昭和 34 年 7 月 6 日付け基発第 488 号労働省労働基準局長通知)に基づき、フィンチューブのみを製造する者やフィンの溶接のみを行う者が製造許可申請を行う必要はなく、ボイラーの主要部分を製造する者がフィンチューブも含めて製造許可申請を行うこととしており、労働局においてもそのような取扱いを行っていると説明している。

以上のことから、厚生労働省は、事業者の混乱防止の観点から、ボイラー製造許可の審査について、事業者等への周知を徹底する必要がある。

(根拠法令)

○ 安衛法施行令 <抜粋>

(定義)

第 1 条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一、二 (略)

三 ボイラー 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう。

イ ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、厚生労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積(以下「伝熱面積」という。)

が〇・五平方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが四百ミリメートル以下のもの

ロ ゲージ圧力〇・三メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が〇・〇〇〇三立方メートル以下のもの

ハ 伝熱面積が二平方メートル以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が二十五ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力〇・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの

ニ ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が四平方メートル以下のもの

ホ ゲージ圧力一メガパスカル以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が百五十ミリメートルを超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が五平方メートル以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・〇二立方メートル以下のものに限る。）

ヘ 内容積が〇・〇〇四立方メートル以下の貫流ボイラー（管寄せ及び気水分離器のいずれをも有しないものに限る。）で、その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇二以下のもの

#### 四 （略）

五 第一種圧力容器 次に掲げる容器（ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する容器で、内容積が〇・〇四立方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが千ミリメートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇四以下の容器を除く。）をいう。

イ 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）

ロ 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によつて蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

ハ 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

ニ イからハまでに掲げる容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器

（以下略）

○ **ボイラー則** <抜粋>

(製造許可)

第3条 ボイラー(小型ボイラーを除く。以下この章において同じ。)を製造しようとする者は、製造しようとするボイラーについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「所轄都道府県労働局長」という。)の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けているボイラーと型式が同一であるボイラー(以下「許可型式ボイラー」という。)については、この限りでない。

(以下略)

(変更届)

第41条 ボイラーについて、次の各号のいずれかに掲げる部分又は設備を変更しようとする事業者が、法第88条第1項の規定による届出をしようとするときは、ボイラー変更届(様式第20号)にボイラー検査証及びその変更の内容を示す書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 胴、ドーム、炉筒、火室、鏡板、天井板、管板、管寄せ又はステー
- 二 附属設備
- 三 燃焼装置
- 四 据付基礎

(以下略)

○ 「ボイラ及び圧力容器安全規則関係疑義について」 <抜粋>

問 所在する都道府県を異にする2以上の事業場が共同してボイラまたは第一種圧力容器を製造しようとする場合において、管寄せ、ふた板等の従たる部分のみを製造する者に対する製造認可(許可)は、如何に取り扱うべきか。

答 管寄せ、ふた板等の構成部分(管を除く。)で継手があるものを製造しようとする場合には、所轄都道府県労働基準局長あて当該部分の製造認可(許可)の申請を行わせること。

右の場合における製造認可基準(製造許可基準)は、昭和34年2月19日付基発第102号(改正昭和41年4月11日付基発第353号)通達(昭和47年労働省告示第75号、ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準)の別表第3または別表第4に準ずるものとする。なお溶接検査その他の検査は当該ボイラ全体を1件として扱い、主たる部分を製造する事業場から所轄都道府県労働基準局長に申請させること。この場合において、当該都道府県労働基準局長は、従たる部分の検査を関係都道府県労働基準局長あて依頼するものとする。



(整理番号 15) 特定廃熱ボイラーの変更届の窓口の一本化の推進

(規制の内容)

特定廃熱ボイラー（火気以外の高圧ガスを加熱に利用する廃熱ボイラーのうち高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の適用を受けるもの）による労働災害を防止するため、特定廃熱ボイラーの主要な部品や設備の変更を行おうとする際には、ボイラー則第 41 条において、事業者は所轄労基署長に変更届を提出し、また、高圧ガス保安法第 14 条第 4 項等において、事業者は都道府県知事にも変更の届出を行わなければならないとされている。

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

行政庁に対する申請、届出等については、「申請負担軽減対策」（平成 9 年 2 月 10 日閣議決定）において、i）同一人が行う同種の複数の申請については、一括申請を認めること、ii）国・地方を通じた窓口の一元化、関連の申請などがすべて同時にできるワンストップサービスを実現することとされている。

特定廃熱ボイラーの変更届については、「保安四法関係許認可事務合理化連絡協議会における『保安四法共管競合事項等改善措置』事項の実施について」（昭和 61 年 12 月 26 日付け基安発第 43 号労働省労働基準局安全衛生部長通知。以下「基安発第 43 号通知」という。）によって、許可申請（届出）窓口の一本化等を図ることとされている。

しかしながら、特定廃熱ボイラーに関する変更を行う場合、所轄労基署長と都道府県知事の両方に変更届を提出することとされているため、窓口を一本化してほしいとする意見が、調査した 33 事業者のうち 31 事業者から聞かれた。

以上のことから、厚生労働省は、労基署長及び都道府県知事に提出することとされている特定廃熱ボイラーの変更届については、事業者における申請手続の負担軽減を図る観点から、上記基安発第 43 号通知に基づく窓口の一本化を推進することについて検討が必要と考えられる。

(根拠法令)

○ ボイラー則 <抜粋>

(変更届)

第 41 条 ボイラーについて、次の各号のいずれかに掲げる部分又は設備を変更しようとする事業者が、法第 88 条第 1 項の規定による届出をしようとするときは、ボイラー変更届（様式第 20 号）にボイラー検査証及びその変更の内容を示す書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 胴、ドーム、炉筒、火室、鏡板、天井板、管板、管寄せ又はステー
- 二 附属設備

三 燃焼装置

四 据付基礎

(以下略)

○ 高圧ガス保安法 <抜粋>

(製造のための施設等の変更)

第 14 条 (略)

2、3 (略)

4 第二種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、製造のための施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

○ 「保安四法関係許認可事務合理化連絡協議会における『保安四法共管競合事項等改善措置』事項の実施について」 <抜粋>

第 2 次臨時行政調査会の第 5 次答申（最終答申）において保安四法に係る許認可等の整理合理化を図るよう答申が出されたことに伴い、保安四法に係る許認可等の簡素合理化を進めるため関係行政機関等による協議、調整の場を設ける旨、昭和 58 年 5 月 24 日に閣議決定が行われたことを受け、関係四省庁の局長等（労働省労働基準局長、通商産業省立地公害局長、自治省消防庁次長及び総務庁行政監察局長）を構成員とする「保安四法関係許認可事務合理化連絡協議会」が同年 9 月 30 日に設置され、以後同協議会において保安四法に係る許認可等の簡素合理化の具体的方策等の検討が進められてきたところである。

同協議会において、本年 3 月 31 日に「保安四法共管競合事項等改善措置」実施事項（別紙参照）が決定されたところであり、これを受け、労働省としては、保安四法に係る許認可事務等について、その一層の簡素合理化を図るべく、下記のとおり取り扱うこととしたので、了知されたい。

また、これらの趣旨等について、関係事業者に対して一層の周知徹底を図るとともに、保安四法に係る許認可事務等の処理について十分配慮されたい。

記

1 許可申請（届出）窓口の一本化等について

労働省、通商産業省及び自治省の間で、石油コンビナート等災害防止法上の特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）における高圧ガス取締法、労働

安全衛生法及び消防法の三法（以下「三法」という。）、又は三法のうちいずれか二法に基づく許可申請（届出）については、製造プラント等の新設又は大規模な変更に関し、必要に応じ、都道府県知事、労働基準監督署長及び市町村長が合同で審査又は許可申請（届出）者との事前相談を行うとともに、当該審査の場において許可申請（届出）を受け取るものとし、また、この合同審査又は事前相談の具体的な取扱いについては、下記の2の連絡会議において協議し、各行政庁において決定することとされたので、関係行政機関と必要な協議を行って対処すること。

（以下略）

別紙

「保安四法共管競合事項等改善措置」実施事項 <抜粋>

事項	措置内容
<p>1 設置・変更許可申請（届出）の重複申請の調整等</p> <p>(1) 許可申請（届出）窓口の一本化</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 関係許可（届出）行政庁間の連絡協議</p> <p>(以下略)</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法上の特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）における高圧ガス取締法、労働安全衛生法及び消防法のいわゆる保安三法（以下「三法」という。）又は三法のうちいずれか二法に基づく許可申請（届出）については、必要に応じ一の機関が申請（届出）を受けこれを他の機関に送付するとともに、当該設置・変更の態様等を勘案し、関係許可（届出）行政庁による合同審査（ヒアリング）を行うものとする。また、受検者との事前相談についても、必要に応じ合同で行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>特別防災区域において、保安四法に係る共管競合事務の合理化、効率化を促進するため、その連絡協議のための場として、必要に応じ、都道府県、市町村、労働基準監督署の関係職員で構成する連絡会議（必要に応じ、受検者等のオブザーバーの参加を求めることができる。）を設けるものとする。</p> <p>(以下略)</p>

(整理番号 16) 廃熱ボイラーの給水配管を事業場所在地と異なる都道府県で溶接組立する際に必要とされる申請手続の周知徹底

(規制の内容)

ボイラー等（整理番号 5 参照）による労働災害を防止することを目的として、

- ① ボイラー則第 3 条において、ボイラーを製造しようとする者は、製造しようとするボイラーについて、あらかじめ事業場を管轄する労働局長（以下「事業場所轄労働局長」という。）の許可を受けなければならないとされている。
- ② ボイラー則第 5 条において、ボイラーを製造した者は、事業場所轄労働局長の検査を受けなければならないこととされており、当該ボイラーが組立式ボイラーの場合は、当該ボイラーの設置地を管轄する労働局長（以下「設置地所轄労働局長」という。）に対して検査を申請し、受検することとされている。この検査申請については、事業場所轄労働局長から設置地所轄労働局長に対して当該検査の依頼が行われることで運用されている。
- ③ 石油化学工業等において設置される廃熱ボイラーで、熱交換器、気水分離器等からなるものについては、「熱交換器、気水分離器等の部分容器により構成されるボイラーの取扱いについて」（昭和 44 年 7 月 8 日付け基発第 444 号労働省労働基準局長通知）において、i) 製造許可は、ボイラーの最終組立を行う現地作業事務所をボイラー則第 3 条における事業場とみなし、設置地所轄労働局長あて製造許可を申請し許可を受けること、ii) 最終組立後のボイラー全体の構造検査は、設置地所轄労働局長あて申請し、受検することとされている。

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

しかし、調査した事業者から、「ボイラーの給水配管を他都道府県の現地で溶接組立する場合の構造検査について、設置地所轄労働局長に対して申請することが求められる場合と、事業場所轄労働局長に対して申請することが求められる場合がある。ボイラーを設置する段階になって新たに他の労働局長に対して製造許可申請をするとすると、納期が遅れ多大な負担が生じるため、統一した運用を望む」との意見があった。

これについて、厚生労働省本省は、設置地で組み立てるボイラーであるか否か、複数の事業場による共同製造であるか否かによって上記規定のとおり取扱いを定めており、労働局においても上記規定に基づき運用していると説明している。

以上のことから、厚生労働省は、事業者の混乱防止の観点から、ボイラーの製造許可及び構造検査の申請手続については、申請先となる労働局長について事業者等への周知を徹底する必要がある。

(根拠法令)

○ ボイラー則 <抜粋>

(製造許可)

第3条 ボイラー(小型ボイラーを除く。以下この章において同じ。)を製造しようとする者は、製造しようとするボイラーについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「所轄都道府県労働局長」という。)の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けているボイラーと型式が同一であるボイラー(以下「許可型式ボイラー」という。)については、この限りでない。

(以下略)

(構造検査)

第5条 ボイラーを製造した者は、法第38条第1項の規定により、当該ボイラーが特定廃熱ボイラー以外のものであるときは所轄都道府県労働局長(組立式ボイラーにあつては、当該ボイラーの設置地を管轄する都道府県労働局長。以下この条において同じ。)の、特定廃熱ボイラーであるときは法第38条第1項の登録製造時等検査機関(以下「登録製造時等検査機関」という。)の検査を受けなければならない。

2 溶接によるボイラーについては、第7条第1項の規定による検査に合格した後でなければ、前項の規定により所轄都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関が行う検査(以下この章において「構造検査」という。)を受けることができない。

(以下略)

○ 「熱交換器、気水分離器等の部分容器により構成されるボイラの取扱いについて」 <抜粋>

石油化学工業等において設置される廃熱ボイラで、熱交換器、気水分離器等(以下「部分容器」という。)から成るものの取扱いについては、今後下記によられたい。

記

1 製造認可(製造許可)は最終組立てを行う事業の現地作業事務所をボイラ及び圧力容器安全規則第3条にいう事業場とみなして、当該作業事務所を管轄する都道府県労働基準局長あて申請させること。この場合には、製造認可申請(製造許可申請)書に組立図のほか各部分容器の溶接明細書及びボイラ明細書の写

を添付させること。

なお、最終組立てを行う者は、所轄労働基準局長からボイラ製造認可（製造許可）を受けていることを条件とし、かつ製造認可基準（製造許可基準）は昭和41年4月11日付け基発第353号通達別表第2（ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準別表第1）によることとし、現場における作業に関連のある設備についてのみ審査するものとする。

2 溶接検査及び構造検査は、当該ボイラの部分容器ごとに、それぞれ当該部分容器を製造する事業場を管轄する都道府県労働基準局長あて申請させること。

3 最終組立て後ボイラ全体の構造検査は、設置地を管轄する都道府県労働基準局長あて申請させること。

（以下略）

(整理番号 17) クレーン製造許可書の記載事項の表記方法の統一化

(規制の内容)

クレーン等（整理番号 9 参照）の使用に際し、クレーン等の破損等による労働災害を防止するため、クレーン則第 3 条等において、クレーンを製造しようとする者は、あらかじめクレーンの型式ごとに所轄労働局長の許可（製造許可）を受けなければならないとされている。

また、クレーンの製造許可における型式の取扱いについては、「クレーン製造許可の取扱いについて」（平成 8 年 3 月 21 日付け基発第 134 号労働省労働基準局長通知）において、クレーンの種類、構造部分の材料、構造部分の形状、能力及び工作方法に関する区分が定められている。

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

上記区分のうち、構造部分の形状については、

- ① 形材のみを単材で使用し、構造部分としたもの
- ② ボックス型、トラス型等①以外の構造のもの

と区分しているのみであり、ある事業者が受けたクレーンの製造許可書について、例えば、構造部分に該当するガーダ(注)の型式が同一のものであっても、労働局によっては「ボックス構造」、「ボックス型・トラス型等」又は「ボックス等単材以外」と様々な表記が行われている。

(注) ガーダとは、天井クレーンや橋形クレーンの水平に渡された桁のことを示す。

このように、労働局によってクレーンの製造許可書におけるガーダの型式等の記載事項の表記方法が区々となっていることから、同一のクレーンでありながら、異なるクレーンと勘違いされる等の支障を来しているため、統一してほしいとする意見が、調査したクレーン等を製造している 17 事業者のうち 16 事業者から聞かれた。

以上のことから、厚生労働省は、クレーン製造許可書の記載事項の表記方法について、改めて労働局に周知を徹底する必要がある。

(根拠法令)

○ クレーン則 <抜粋>

(製造許可)

第 3 条 クレーン（令第 12 条第 1 項第 3 号のクレーンに限る。以下本条から第 10 条まで、第 16 条及び第 17 条並びにこの章第 4 節及び第 5 節において同じ。）を製造しようとする者は、その製造しようとするクレーンについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受

けているクレーンと型式が同一であるクレーン（以下この章において「許可型式クレーン」という。）については、この限りでない。

（以下略）

○ 「クレーン製造許可の取扱いについて」 <抜粋>

1 クレーン製造許可における型式の取扱いについて

(3) 構造部分の形状の区分

次のイ又はロにより区分すること。

イ 形材のみを単材で使用し、構造部分としたもの

ロ ボックス型、トラス型等イ以外の構造のもの

ただし、ロの形状の製造許可を有する場合において、イの形状のクレーンであって、その他の型式に係る事項が同一であるものを製造するときは、別途製造許可を要しないこと。



(整理番号 18) クレーン等運転技能講習と玉掛け技能講習の一本化

(規制の内容)

クレーンの運転等に関する作業の安全性を確保するため、安衛法第 61 条第 1 項等において、事業者は、クレーンの運転その他の業務については、当該業務に関する免許を受けた者、技能講習を修了した者等でなければ当該業務に就かせてはならないとされている。

また、これに関して、安衛法施行令第 20 条、クレーン則第 221 条等において、クレーンの運転については、運転する機種又はつり上げる荷物の荷重に応じて免許の取得又は技能講習等を、玉掛け(注 1)業務については、業務で取り扱うつり上げ荷重に応じて技能講習等を、それぞれ修了しなければならないとされている。

(注 2)

(注 1) 玉掛けとは、クレーンに荷物のつけ外しを行う作業のことを示す。

(注 2) クレーンの運転資格等は、荷物のつり上げ荷重又はクレーンの種類によって必要な免許又は教育が異なり、例えば、つり上げ荷重 0.5t 以上 1t 未満の小型移動式クレーンでは特別教育を、同荷重 1t 以上 5t 未満の小型移動式クレーンでは技能講習を受ける必要があり、同荷重 5t 以上の移動式クレーンは移動式クレーン運転士の免許が必要となる。

また、玉掛け業務については、つり上げ荷重 0.5t 以上 1t 未満は特別教育、同荷重 1t 以上は技能講習を受ける必要がある。

さらに、この 2 つの業務に関する講習科目は、上記クレーン則のほか、クレーン等運転関係技能講習規程(平成 6 年労働省告示第 92 号)、玉掛け技能講習規程(昭和 47 年労働省告示第 119 号)等において規定されている。

なお、平成 17 年度におけるクレーン運転技能講習(床上操作式クレーン運転技能講習)の受講者数は 3 万 2,626 人、玉掛け技能講習の受講者数は 17 万 5,868 人となっている。

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

両業務に関する技能講習については、玉掛け業務に関する技能講習を受けた者がクレーン等の運転に関する技能講習を受ける場合には、講習科目のうち、「床上操作式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識」等一部の科目が免除されることとなっているが、両講習には、この他にも安衛法等の関係法令やクレーン等に関する種類、型式等に関する科目など重複する内容が含まれている。

一方、比較的小規模なクレーン等を扱う事業場では、クレーン等の運転業務と玉掛け業務とを一体的に実施している場合がほとんどであり、これら両業務を行おうとする者は、重複した内容を含む両講習をそれぞれ受講しなければならず、過度な負担を強いられている。

これについて、クレーンの運転士は玉掛け業務も行うことから、クレーン等の技能講習に玉掛け技能講習の科目を追加するなどにより玉掛け技能講習の受講を不要とすれば、効率的に講習を受講できるようになるとの意見が、調査した 208

事業者のうち 185 事業者から聞かれた。

以上のことから、厚生労働省は、両講習とも受講しようとする者に対応するため、重複する講習科目を排除して一本化した新たな講習を設けるなど、受講者の負担軽減措置を講ずることについて検討が必要と考えられる。

(根拠法令)

○ 安衛法 <抜粋>

(就業制限)

第 61 条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

(以下略)

(技能講習)

第 76 条 第 14 条又は第 61 条第 1 項の技能講習(以下「技能講習」という。)は、別表第 18 に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行う。

2 技能講習を行なつた者は、当該技能講習を修了した者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。

3 技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

別表第 18 (第 76 条関係)

一～二十五 (略)

二十六 床上操作式クレーン運転技能講習

二十七 小型移動式クレーン運転技能講習

二十八～三十五 (略)

三十六 玉掛け技能講習

(以下略)

○ 安衛法施行令 <抜粋>

(就業制限に係る業務)

第 20 条 法第 61 条第 1 項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一～五 (略)

- 六 つり上げ荷重が5トン以上のクレーン（跨線テルハを除く。）の運転の業務
- 七 つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路（以下この条において「道路」という。）上を走行させる運転を除く。）の業務
- 八 つり上げ荷重が5トン以上のデリックの運転の業務
- 九～十五 （略）
- 十六 制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務

## ○ クレーン則 <抜粋>

（就業制限）

第221条 事業者は、令第20条第16号に掲げる業務（制限荷重が1トン以上の揚貨装置の玉掛けの業務を除く。）については、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

- 一 玉掛け技能講習を修了した者
- 二 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「能開法規則」という。）別表第4の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練（通信の方法によつて行うものを除く。）を修了した者
- 三 その他厚生労働大臣が定める者

（床上操作式クレーン運転技能講習の講習科目）

第244条 床上操作式クレーン運転技能講習は、学科講習及び実技講習によつて行う。

- 2 学科講習は、次の科目について行う。
  - 一 床上操作式クレーンに関する知識
  - 二 原動機及び電気に関する知識
  - 三 床上操作式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識
  - 四 関係法令
- 3 実技講習は、次の科目について行う。
  - 一 床上操作式クレーンの運転
  - 二 床上操作式クレーンの運転のための合図

(小型移動式クレーン運転技能講習の講習科目)

第 245 条 小型移動式クレーン運転技能講習は、学科講習及び実技講習によつて行う。

2 学科講習は、次の科目について行う。

- 一 小型移動式クレーンに関する知識
- 二 原動機及び電気に関する知識
- 三 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識
- 四 関係法令

3 実技講習は、次の科目について行う。

- 一 小型移動式クレーンの運転
- 二 小型移動式クレーンの運転のための合図

(玉掛け技能講習の講習科目)

第 246 条 玉掛け技能講習は、学科講習及び実技講習によつて行う。

2 学科講習は、次の科目について行う。

- 一 クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置（以下この条において「クレーン等」という。）に関する知識
- 二 クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識
- 三 クレーン等の玉掛けの方法
- 四 関係法令

3 実技講習は、次の科目について行う。

- 一 クレーン等の玉掛け
- 二 クレーン等の運転のための合図

(技能講習の細目)

第 247 条 安衛則第 80 条から第 82 条の 2 まで及びこの章に定めるもののほか、床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習及び玉掛け技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

## ○ クレーン等運転関係技能講習規程 <抜粋>

(講習科目の範囲及び時間)

第 2 条 技能講習のうち学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
床上操作式クレーンに関する知識	種類及び型式 主要構造部分 つり上げ、走行、トロリの横行等の作動をする装置 安全装置 ブレーキ機能 取扱方法	6 時間
小型移動式クレーンに関する知識	種類及び型式 主要構造部分 つり上げ、起伏、旋回等の作動をする装置 安全装置 ブレーキ機能 取扱方法	6 時間
床上操作式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識	電動機 電流、電圧及び抵抗 電力及び電力量 配線、集電装置、配電盤、開閉器、コントローラー等電気を通ずる機械器具 電路の点検及び補修 感電による危険性	3 時間
小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識	内燃機関 油圧駆動装置 感電による危険性	3 時間
床上操作式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント) 重心 重量 速度及び加速度 荷重 応力 材料の強さ ワイヤロープ、フック及びつり具の強さ ワイヤロープの掛け方と荷重との関係	3 時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。次条において「令」という。)、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)及びクレーン等安全規則中の関係条項	1 時間

2 技能講習のうち実技講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
床上操作式クレーンの運転 小型移動式クレーンの運転	基本操作 重量の確認 荷のつり上げ 定められた経路による運搬 定位置 への荷の卸し	6 時間
床上操作式クレーンの運転のための合図 小型移動式クレーンの運転のための合図	荷のつり上げ、荷の卸し、荷の水平 移動等の合図	1 時間

3 第1項の学科講習は、おおむね100人以内の受講者を、前項の実技講習は、10人以内の受講者を、それぞれ一単位として行うものとする。

(講習科目の受講の一部免除)

第3条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。

受講の免除を受けることができる者	講習科目
一 クレーン・デリック運転士免許を受けた者	小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 小型移動式クレーンの運転のための合図
二 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者	
三 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 18 年厚生労働省令第 1 号）第 6 条の規定による改正前のクレーン等安全規則（以下「旧クレーン則」という。）第 223 条に規定するクレーン運転士免許を受けた者	
一 移動式クレーン運転士免許を受けた者	床上操作式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 床上操作式クレーンの運転のための合図
二 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	
一 揚貨装置運転士免許を受けた者	床上操作式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 床上操作式クレーンの運転のための合図 小型移動式クレーンの運転のための合図
二 玉掛け技能講習を修了した者	
三 旧クレーン則第 235 条に規定するデリック運転士免許を受けた者	
一 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の 3 に規定する建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は二級の技術検定で昭和 48 年建設省告示第 860 号に定められた第二種若しくは第六種の種別に該当するものに合格した者	小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識
二 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了した者	
令第 20 条第 6 号若しくは第 7 号の業務又は労働安全衛生規則第 36 条第 6 号、第 15 号から第 17 号まで若しくは第 19 号の業務に、6 月以上従事した経験を有する者	床上操作式クレーンの運転のための合図 小型移動式クレーンの運転のための合図
鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 2 条第 2 項及び第 4 項の規定による鉱山（以下「鉱山」という。）においてクレーン（令第 20 条第 6 号のクレーンをいう。）の運転の業務に 1 月以上従事した経験を有する者	床上操作式クレーンの運転 床上操作式クレーンの運転のための合図
鉱山において移動式クレーン（令第 20 条第 7 号の移動式クレーンをいう。）のうちつり上げ荷重が 5 トン以上のものの運転の業務に 1 月以上従事した経験を有する者	小型移動式クレーンの運転 小型移動式クレーンの運転のための合図

(修了試験)

第4条 技能講習においては、修了試験を行うものとする。

2 修了試験は、学科試験及び実技試験とする。

3 学科試験は、技能講習のうち学科講習の科目について、筆記試験又は口述試験によって行う。

4 実技試験は、技能講習のうち実技講習の科目について行う。

5 前3項に定めるもののほか、修了試験の実施について必要な事項は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによる。

## ○ 玉掛け技能講習規程 <抜粋>

(講習科目の範囲及び時間)

第2条 技能講習のうち学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置（以下「クレーン等」という。）に関する知識	種類及び型式 構造及び機能 安全装置及びブレーキ	1時間
クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	力（合成、分解、つり合い及びモーメント） 重心及び物の安定 摩擦 質量 速度及び加速度 荷重 応力 玉掛用具の強さ	3時間
クレーン等の玉掛けの方法	玉掛けの一般的な作業方法 玉掛用具の選定及び使用の方法 基本動作（安全作業方法を含む。） 合図の方法	7時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）及びクレーン等安全規則中の関係条項	1時間

2 技能講習のうち実技講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
クレーン等の玉掛け	重量目測 玉掛用具の選定及び使用 定められた方法による〇・五トン以上の重量を有する荷についての玉掛けの基本作業及び応用作業	6時間
クレーン等の運転のための合図	手、小旗等を用いて行う合図	1時間

3 第1項の学科講習は、おおむね100人以内の受講者を、前項の実技講習は、10人以内の受講者を、それぞれ一単位として行うものとする。

(講習科目の受講の一部免除)

第3条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。

受講の免除を受けることができる者	講習科目
一 クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 クレーン等の運転のための合図
二 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	
三 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第1号)第6条の規定による改正前のクレーン等安全規則第223条に規定するクレーン運転士免許又は同令第235条に規定するデリック運転士免許を受けた者	
一 令第20条第6号若しくは第7号の業務又は安衛則第36条第6号若しくは第15号から第17号までの業務に、6月以上従事した経験を有する者	クレーン等の運転のための合図
二 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項及び第4項の規定による鉱山(以下「鉱山」という。)においてクレーン(令第20条第6号のクレーンに限る。)の運転の業務に1月以上従事した経験を有する者	
三 鉱山においてつり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転の業務に1月以上従事した経験を有する者	

(玉掛けの補助作業の業務等に6月以上従事した経験を有する者に関する特例)

第4条 クレーン、移動式クレーン、デリック若しくは揚貨装置でつり上げ荷重若しくは制限荷重が1トン以上のものの玉掛けの補助作業の業務又は制限荷重が1トン未満の揚貨装置の玉掛けの業務に6月以上従事した経験を有する者に対する技能講習は、前2条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる講習科目について行うものとし、当該講習科目の範囲及び時間は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。



講習科目	範囲	講習時間
クレーン等に関する知識	種類及び型式 構造及び機能 安全装置及びブレーキ	1 時間
クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	力（合成、分解、つり合い及びモーメント） 重心及び物の安定 摩擦 質量 速度及び加速度 荷重 応力 玉掛用具の強さ	3 時間
クレーン等の玉掛けの方法	玉掛用具の選定及び使用の方法 基本動作（安全作業方法を含む。） 合図の方法	6 時間
関係法令	労働安全衛生法、令、安衛則及びクレーン等安全規則中の関係条項	1 時間
クレーン等の玉掛け	質量目測 玉掛用具の選定及び使用 定められた方法による〇・五トン以上の重量を有する荷についての玉掛けの応用作業	4 時間
クレーン等の運転のための合図	手、小旗等を用いて行う合図	1 時間

2 つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務に6月以上従事した経験を有する者に対する技能講習は、前2条の規定にかかわらず、前項の表の上欄に掲げる講習科目（クレーン等の運転のための合図を除く。）について行うものとし、当該講習科目の範囲及び時間は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

（修了試験）

第5条 技能講習においては、修了試験を行うものとする。

2 修了試験は、学科試験及び実技試験とする。

3 学科試験は、技能講習のうち学科講習の科目について、筆記試験又は口述試験によって行う。

4 実技試験は、技能講習のうち実技講習の科目について行う。

5 前3項に定めるもののほか、修了試験の実施について必要な事項は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによる。

(整理番号 19) 有機溶剤作業主任者技能講習と特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の一本化

(規制の内容)

危険性が高い有機溶剤及び特定化学物質を取り扱う事業場における災害の発生を防止するため、安衛法第 14 条及び第 76 条において、事業者は、有機溶剤作業主任者技能講習（平成 17 年度受講者数約 5 万 626 人）又は特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（平成 17 年度受講者数約 11 万 8,928 人）を修了した者のうちから、それぞれ作業主任者を選任しなければならないとされている。

有機溶剤作業主任者及び特定化学物質作業主任者の職務及び技能講習の講習科目は、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）及び化学物質関係作業主任者技能講習規程（平成 6 年労働省告示第 65 号）において規定されている。

有機溶剤作業主任者と特定化学物質作業主任者とでは取り扱う有害物が異なること等から、両作業主任者の講習はそれぞれ独立して実施されている。

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

両作業主任者の講習科目は、i) 健康障害及びその予防措置に関する知識、ii) 作業環境の改善方法に関する知識、iii) 保護具に関する知識及びiv) 関係法令とされており、このうち、例えば、

- ① 保護具の知識に関する講習の内容は、防毒マスク、手袋、長靴等両作業主任者が取り扱う作業に共通して使用される保護具に関する知識を習得するものであり、その内容は、ほぼ同様のものとなっている。
- ② 関係法令に関する講習の内容をみると、安衛法、安衛法施行令及び安衛則の関係条項は両作業主任者技能講習に共通しており、また、作業主任者の職務等に関する規定は、有機則と特化則でも共通となっている。

上記のとおり、有機溶剤作業主任者及び特定化学物質作業主任者では、取り扱う有害物は異なるものの、技能講習の講習科目の内容には共通するものも含まれている。

これについて、塗装業等においては有機溶剤と特定化学物質の両方を取り扱うことから、有機溶剤と特定化学物質の作業主任者技能講習を統合してほしいとする意見が、調査した有機溶剤及び特定化学物質を取り扱っている 136 事業者（うち両方を取り扱っている事業者は 66）のうち 109 事業者（うち両方を取り扱っている事業者は 52）から聞かれた。

以上のことから、厚生労働省は、両講習とも受講しようとする者に対応するた

め、重複する講習科目を排除して一本化した新たな講習を設けるなど、受講者の負担軽減措置を講ずることについて検討が必要と考えられる。

(根拠法令)

○ 安衛法 <抜粋>

(作業主任者)

第 14 条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

(技能講習)

第 76 条 第 14 条又は第 61 条第 1 項の技能講習(以下「技能講習」という。)は、別表第 18 に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によって行う。

2 技能講習を行なった者は、当該技能講習を修了した者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。

3 技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

別表第 18 (第 76 条関係)

一～十九 (略)

二十 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

二十一 (略)

二十二 有機溶剤作業主任者技能講習

(以下略)

○ 安衛法施行令 <抜粋>

(作業主任者を選任すべき作業)

第 6 条 法第 14 条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一～十七 (略)

十八 別表第 3 に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く。)

十九 (略)

二十 別表第 5 第 1 号から第 6 号まで又は第 8 号に掲げる四アルキル鉛等業務

(遠隔操作によつて行なう隔離室におけるものを除くものとし、同表第六号に掲げる業務にあつては、ドラムかんその他の容器の積卸しの業務に限る。)に係る作業

二十一 (略)

二十二 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表第6の2に掲げる有機溶剤(当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の物との混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の5パーセントを超えて含有するものを含む。第21条第10号及び第22条第1項第6号において同じ。)を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業

## ○ 有機則 <抜粋>

第9章 有機溶剤作業主任者技能講習

第37条 有機溶剤作業主任者技能講習は、学科講習によつて行う。

2 学科講習は、有機溶剤に係る次の科目について行う。

- 一 健康障害及びその予防措置に関する知識
- 二 作業環境の改善方法に関する知識
- 三 保護具に関する知識
- 四 関係法令

3 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第80条から第82条の2まで及び前2項に定めるもののほか、有機溶剤作業主任者技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

## ○ 特化則 <抜粋>

第51条 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習は、学科講習によつて行う。

2 学科講習は、特定化学物質及び四アルキル鉛に係る次の科目について行う。

- 一 健康障害及びその予防措置に関する知識
- 二 作業環境の改善方法に関する知識
- 三 保護具に関する知識
- 四 関係法令

3 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第80条から第82条の2まで及び前2項に定めるもののほか、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

## ○ 四アルキル鉛中毒予防規則 <抜粋>

第4章 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

第27条 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の科目その他必

要な事項については、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)の定めるところによる。

○ 化学物質関係作業主任者技能講習規程 <抜粋>

(講習科目の範囲及び時間)

第2条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目	範囲			講習時間
	有機溶剤作業主任者技能講習	鉛作業主任者技能講習	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	
健康障害及びその予防措置に関する知識	有機溶剤による健康障害の病理、症状、予防方法及び応急措置	鉛中毒の病理、症状、予防方法及び応急措置	特定化学物質による健康障害及び四アルキル鉛中毒の病理、症状、予防方法及び応急措置	4時間(鉛作業主任者技能講習にあっては3時間)
作業環境の改善方法に関する知識	有機溶剤の性質 有機溶剤の製造及び取扱いに係る器具その他の設備の管理 作業環境の評価及び改善の方法	鉛の性質 鉛に係る設備の管理 作業環境の評価及び改善の方法	特定化学物質及び四アルキル鉛の性質 特定化学物質の製造又は取扱い及び四アルキル鉛等業務に係る器具その他の設備の管理 作業環境の評価及び改善の方法	4時間(鉛作業主任者技能講習にあっては3時間)
保護具に関する知識	有機溶剤の製造又は取扱いに係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理	鉛に係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理	特定化学物質の製造又は取扱い及び四アルキル鉛等業務に係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理	2時間(鉛作業主任者技能講習にあっては1時間)
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)及び労働安全規則(昭和47年労働省令第32号)中の関係条項 有機溶剤中毒予防規則	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項 鉛中毒予防規則	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項 特定化学物質障害予防規則 四アルキル鉛中毒予防規則	2時間(鉛作業主任者技能講習にあっては3時間)

2 前項の技能講習は、おおむね百人以内の受講者を一単位として行うものとする。

(整理番号 20) ずい道等の掘削等作業主任者技能講習とずい道等の覆工作業主任者技能講習の一本化

(規制の内容)

落盤等の危険性が高いずい道等の掘削作業及び覆工作業中のずい道内での労働災害を防止するため、安衛法第 14 条及び第 76 条において、事業者は、ずい道等の掘削等の作業(注 1)については、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習(平成 17 年度受講者数 424 人)を修了した者のうちから、また、ずい道等の覆工作業(注 2)については、ずい道等の覆工作業主任者技能講習(平成 17 年度受講者数 313 人)を修了した者のうちから、それぞれ作業主任者を選任しなければならないとされている。

ずい道等の掘削等作業主任者及びずい道等の覆工作業主任者の職務及び技能講習の講習科目は、安衛則、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程(昭和 56 年労働省告示第 41 号)及びずい道等の覆工作業主任者技能講習規程(昭和 56 年労働省告示第 42 号)において規定されている。

ずい道等の掘削等作業主任者とずい道等の覆工作業主任者とでは掘削作業と覆工作業の違いがあること等から、両作業主任者の講習はそれぞれ独立して実施されている。

(注 1) 掘削作業とは、ずい道等を作るため地面や岩盤を掘る作業を示す。

(注 2) 覆工作業とは、ずい道の壁等にコンクリートを流し込む際の型枠等の組立てやコンクリートを流し込む作業を示す。

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

両作業主任者の講習科目は、i) 作業の方法に関する知識、ii) 工事用設備、機械、器具等に関する知識、iii) 作業環境等に関する知識、iv) 作業者に対する教育等に関する知識及びv) 関係法令とされており、このうち、例えば、次のとおり両作業主任者の技能講習の講習科目の内容には共通するものも多く含まれている。

- ① 工事用設備、機械、器具等に関する知識についての講習の内容は、安全帯や保護帽等ずい道等の掘削作業でも覆工作業でも共通に使用される保護具に関する知識を習得するものであり、その内容はほぼ同様と考えられる。
- ② 関係法令に関する講習をみると、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習では、安衛法、安衛法施行令、安衛則及び酸素欠乏症等防止規則(昭和 47 年労働省令第 42 号)等の関係条項が講習内容となっており、ずい道等の覆工作業主任者技能講習では、安衛法、安衛法施行令及び安衛則の関係条項が講習内容となっており、安衛法、安衛法施行令及び安衛則の関係条項に関する講習内容は同様となっている。

また、ずい道等の建設作業を行う場合、掘削作業と覆工作業は一連のもので

あるため、掘削作業に引き続き覆工作業を実施する中で同一人物を両作業の作業主任者として選任することがあるとする事業者もあり、2つの技能講習をそれぞれ受講しなければならないことは、過大な負担となっている。

これについて、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習と覆工作業主任者技能講習を統合することが望ましいとする意見が、調査した39事業者のうち32事業者から聞かれた。

以上のことから、厚生労働省は、両技能講習とも受講する必要がある者に対応するため、重複する講習科目を排除して一本化した新たな講習を設けるなど、受講者の負担軽減措置を講ずることについて検討が必要と考えられる。

#### (根拠法令)

##### ○ 安衛法 <抜粋>

(作業主任者)

第14条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

(技能講習)

第76条 第14条又は第61条第1項の技能講習(以下「技能講習」という。)は、別表第18に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行う。

2 技能講習を行なった者は、当該技能講習を修了した者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。

3 技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

別表第18(第76条関係)

一～五 (略)

六 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習

七 ずい道等の覆工作業主任者技能講習

(以下略)

##### ○ 安衛法施行令 <抜粋>

(作業主任者を選任すべき作業)

第6条 法第14条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一～十 (略)

十の二 ずい道等(ずい道及びたて坑以外の坑(採石法(昭和25年法律第291号)第2条に規定する岩石の採取のためのものを除く。))をいう。以下同じ。)の掘削の作業(掘削用機械を用いて行う掘削の作業のうち労働者が切羽に近接することなく行うものを除く。))又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工(ずい道等における落盤、肌落ち等を防止するための支保工をいう。)の組立て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業

十の三 ずい道等の覆工(ずい道型わく支保工(ずい道等におけるアーチコンクリート及び側壁コンクリートの打設に用いる型わく並びにこれを支持するための支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成される仮設の設備をいう。)の組立て、移動若しくは解体又は当該組立て若しくは移動に伴うコンクリートの打設をいう。)の作業

十一～十四 (略)

十五の二 建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5メートル以上であるものに限る。)の組立て、解体又は変更の作業

十五の三、十五の四 (略)

十五の五 コンクリート造の工作物(その高さが5メートル以上であるものに限る。)の解体又は破壊の作業

(以下略)

## ○ 安衛則 <抜粋>

(技能講習の受講資格及び講習科目)

第79条 法別表第18第1号から第17号まで及び第28号から第35号までに掲げる技能講習の受講資格及び講習科目は、別表第6のとおりとする。

(技能講習の細目)

第83条 第79条から前条までに定めるもののほか、法別表第18第1号から第17号まで及び第28号から第35号までに掲げる技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。



別表第6（第79条関係） <抜粋>

区分	受講資格	講習科目
ずい道等の掘削等作業主任者技能講習	<p>一 ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業（次号において「ずい道等の掘削等の作業」という。）に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上ずい道等の掘削等の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>学科講習</p> <p>イ 作業の方法に関する知識</p> <p>ロ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>ハ 作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p>
ずい道等の覆工作業主任者技能講習	<p>一 ずい道等の覆工の作業に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上ずい道等の覆工の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>学科講習</p> <p>イ 作業の方法に関する知識</p> <p>ロ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>ハ 作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p>

○ ずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程 <抜粋>

（講習科目の範囲及び時間）

第3条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
作業の方法に関する知識	ずい道等の掘削の方法 ずり積みの方法 ずい道支保工の種類及び構造 ずい道支保工の組立ての方法 ロックボルトの取付けの方法 コンクリート等の吹付けの方法 浮石の処理 湧(ゆう)水の処理及び排水の方法 土砂及び岩石の性質	6 時間
工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事中設備及び機械の取扱い 電気及び内燃機関 器具及び工具 有害ガス及び可燃性ガス 危険防止のための措置 落盤又は肌(はだ)落ちの予知 服装及び保護具	4 時間
作業員に対する教育等に関する知識	作業員に対する教育及び指導の方法 作業標準 災害発生時における措置	1 時間 30 分
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)、労働安全衛生規則、高気圧作業安全衛生規則(昭和47年労働省令第40号)、酸素欠乏症等防止規則(昭和47年労働省令第42号)及び粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号)中の関係条項	1 時間 30 分

(以下略)

○ ずい道等の覆工作業主任者技能講習規程 <抜粋>

(講習科目の範囲及び時間)

第3条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
作業の方法に関する知識	ずい道型わく支保工の種類、材料、構造、組立図、点検及び補修 ずい道型わく支保工の組立て及び解体の作業の方法 コンクリートの打設の方法	6 時間
工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事中設備及び機械の取扱い 器具及び工具 危険防止のための措置 服装及び保護具	4 時間
作業員に対する教育等に関する知識	作業員に対する教育及び指導の方法 作業標準 災害発生時における措置	1 時間 30 分
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)及び労働安全衛生規則中の関係条項	1 時間 30 分

(以下略)

(整理番号 21) 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習とコンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習の一本化

(規制の内容)

墜落等の危険性が高い建築物等の鉄骨の解体作業及びコンクリート造の工作物の解体作業を行う作業場での労働災害を防止するため、安衛法第 14 条及び第 76 条において、事業者は、建築物等の鉄骨の解体作業については、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習（平成 17 年度受講者数 4,781 人）を修了した者のうちから、また、コンクリート造の工作物の解体作業については、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習（平成 17 年度受講者数 2,401 人）を修了した者のうちから、それぞれ作業主任者を選任しなくてはならないとされている。

建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者及びコンクリート造の工作物の解体作業主任者の職務及び技能講習の講習科目は、安衛則、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和 52 年労働省告示第 121 号）及びコンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習規程（昭和 56 年労働省告示第 44 号）において規定されている。

建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者とコンクリート造の工作物の解体等作業主任者の職務は、対象が鉄骨とコンクリートと異なること等から、両者の講習はそれぞれ独立して実施されている。

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

両作業主任者の講習科目は、i) 作業の方法に関する知識、ii) 工事用設備、機械、器具等に関する知識、iii) 作業環境等に関する知識、iv) 作業者に対する教育等に関する知識及びv) 関係法令とされており、このうち、例えば、次のとおり両作業主任者の技能講習の科目の内容には共通するものも多く含まれている。

- ① 工事用設備、機械、器具等に関する知識についての講習の内容は、安全帯や保護帽等鉄骨の組立て等作業でもコンクリート造の工作物の解体等作業でも共通に使用される保護具に関する知識を習得するものであり、その内容はほぼ同様と考えられる。
- ② 関係法令に関する講習をみると、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習とコンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習の両方とも、安衛法、安衛法施行令、安衛則及びクレーン則の関係条項に関する講習となっており、その内容はほぼ同様となっている。

また、コンクリート造の工作物の解体作業と鉄骨の解体作業が一体のものとして行われる場合、同一人物に両作業の作業主任者を兼任させているとする事

業者もあり、2つの技能講習をそれぞれ受講しなければならないことは、過大な負担となっている。

これについて、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習とコンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習を統合することが望ましいとする意見が、調査した58事業者のうち47事業者から聞かれた。

以上のことから、厚生労働省は、両技能講習とも受講する必要がある者に対応するため、重複する講習科目を排除して一本化した新たな講習を設けるなど、受講者の負担軽減措置を講ずることについて検討が必要と考えられる。

#### (根拠法令)

#### ○ 安衛法 <抜粋>

(作業主任者)

第14条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

(技能講習)

第76条 第14条又は第61条第1項の技能講習(以下「技能講習」という。)は、別表第18に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行う。

2 技能講習を行なった者は、当該技能講習を修了した者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。

3 技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

別表第18(第76条関係)

一～九 (略)

十 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習

十一 (略)

十二 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習

(以下略)

#### ○ 安衛法施行令 <抜粋>

(作業主任者を選任すべき作業)

第6条 法第14条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一～十五 (略)

十五の二 建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5メートル以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業

十五の三、十五の四 （略）

十五の五 コンクリート造の工作物（その高さが5メートル以上であるものに限る。）の解体又は破壊の作業

（以下略）

○ 安衛則 <抜粋>

（技能講習の受講資格及び講習科目）

第79条 法別表第18第1号から第17号まで及び第28号から第35号までに掲げる技能講習の受講資格及び講習科目は、別表第6のとおりとする。

（技能講習の細目）

第83条 第79条から前条までに定めるもののほか、法別表第18第1号から第17号まで及び第28号から第35号までに掲げる技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

別表第6（第79条関係） <抜粋>

区分	受講資格	講習科目
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	一 建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業（次号において「建築物等の鉄骨の組立て等の作業」という。）に関する作業に3年以上従事した経験を有する者 二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有するもの 三 その他厚生労働大臣が定める者	学科講習 イ 作業の方法に関する知識 ロ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 ハ 作業者に対する教育等に関する知識 ニ 関係法令
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	一 コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業（次号において「工作物の解体等の作業」という。）に3年以上従事した経験を有する者 二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上工作物の解体等の作業に従事した経験を有するもの 三 その他厚生労働大臣が定める者	学科講習 イ 作業の方法に関する知識 ロ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 ハ 作業者に対する教育等に関する知識 ニ 関係法令

○ 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習規程 <抜粋>

(講習科目の範囲及び時間)

第3条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
作業の方法に関する知識	建築物及び塔の種類、材料、構造、設計図及び工作図 建築物等の鉄骨の組立て等の作業の方法 点検	5時間
工事中設備、機械、器具等に関する知識	工事中設備及び機械の取扱い 器具及び工具 電気	1時間30分
作業環境等に関する知識	墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 悪天候時における作業の方法 服装及び保護具	1時間30分
作業員に対する教育等に関する知識	作業員に対する教育及び指導の方法 作業標準 災害発生時における措置	1時間30分
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）中の関係条項	1時間30分

(以下略)

○ コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習規程 <抜粋>

(講習科目の範囲及び時間)

第3条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
作業の方法に関する知識	コンクリート造の工作物の種類及び構造 解体等の工法の種類及び作業の方法 作業計画	7時間
工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事中設備及び機械の取扱い 器具及び工具 墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 服装及び保護具	3時間
作業員に対する教育等に関する知識	作業員に対する教育及び指導の方法 作業標準 災害発生時における措置	1時間30分
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）中の関係条項	1時間30分

(以下略)

(整理番号 22) ボイラー技士免許試験の受験資格要件の緩和

(規制の内容)

ボイラー技士の安全を確保するため、ボイラー則第 97 条及び 101 条において、ボイラー技士免許は、特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許及び二級ボイラー技士免許の 3 段階となっている(注)。

特級ボイラー技士免許及び一級ボイラー技士免許の受験資格は、i) 直下位級のボイラー技士免許(特級の受験なら一級、一級の受験なら二級)を有する者、ii) 大学等においてボイラーに関する講座や学科を修めた者で、その後ボイラーの取扱いについて一定期間(特級は 2 年以上、一級は 1 年以上)実地修習を経たもの等とされている。

なお、平成 17 年における各ボイラー技士免許試験の受験者数及び合格者数は、下表のとおりである。

試験の種類	受験者数(人)	合格者数(人)
特級ボイラー技士免許	722	58
一級ボイラー技士免許	10,913	4,924
二級ボイラー技士免許	37,242	17,758

(注) 各ボイラー技士免許は、ボイラー取扱作業主任者として取り扱うことのできるボイラーの伝熱面積により分けられており、それぞれの免許で取り扱うことのできるボイラーは、特級ボイラー技士免許はすべて、一級ボイラー技士免許は伝熱面積が 500 m<sup>2</sup>未満のボイラー、二級ボイラー技士免許は伝熱面積が 25 m<sup>2</sup>未満のボイラーとなっている。

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

実務経験や関係団体等が主催する研修の受講等により知識や技術の習得は可能と考えられることから、直下位級の免許を有する者にしか受験資格を与えないというのは妥当性を欠くものとする。

現に、ボイラー技士免許試験と同様に 3 段階の資格制度になっている高圧ガス製造保安責任者、危険物取扱者等では、直下位級の資格の取得を上位級の資格試験の受験の条件とはしていない。

なお、平成 18 年度の「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」に、高度な知識を持つ上位級の資格者をできるだけ早く育成するニーズがあるにもかかわらず、直下位級の有資格者でなければ上位級の免許試験を受験できないことは、技術者育成の妨げになっていることから、直下位級の有資格者でなくとも受験できるようにすべきとの意見が、事業者から寄せられている。

以上のことから、厚生労働省は、特級ボイラー技士免許及び一級ボイラー技士免許の受験資格について、既取得資格にかかわらず受験が可能となるよう見直すことについて検討が必要と考えられる。

(根拠法令)

○ ボイラー則 <抜粋>

(ボイラー取扱作業主任者の選任)

第 24 条 事業者は、令第 6 条第 4 号の作業については、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に掲げる者のうちから、ボイラー取扱作業主任者を選任しなければならない。

一 取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が 500 平方メートル以上の場合（貫流ボイラーのみを取り扱う場合を除く。）における当該ボイラーの取扱いの作業  
特級ボイラー技士免許を受けた者（以下「特級ボイラー技士」という。）

二 取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が 25 平方メートル以上 500 平方メートル未満の場合（貫流ボイラーのみを取り扱う場合において、その伝熱面積の合計が 500 平方メートル以上のときを含む。）における当該ボイラーの取扱いの作業  
特級ボイラー技士又は一級ボイラー技士免許を受けた者（以下「一級ボイラー技士」という。）

三 取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が 25 平方メートル未満の場合における当該ボイラーの取扱いの作業  
特級ボイラー技士、一級ボイラー技士又は二級ボイラー技士免許を受けた者（以下「二級ボイラー技士」という。）

(以下略)

(免許を受けることができる者)

第 97 条 次の各号に掲げる免許は、当該各号に掲げる者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

一 特級ボイラー技士免許

イ 一級ボイラー技士免許を受けた後、5 年以上ボイラー（令第 20 条第 5 号イからニまでに掲げるボイラー及び小型ボイラーを除く。以下この条において同じ。）を取り扱った経験がある者又は当該免許を受けた後、3 年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験がある者であつて、特級ボイラー技士免許試験に合格したもの

ロ 第 101 条第 1 号ロ又はハに掲げる者で、特級ボイラー技士免許試験に合格したもの

二 一級ボイラー技士免許

イ 二級ボイラー技士免許を受けた後、2 年以上ボイラーを取り扱った経験がある者又は当該免許を受けた後、1 年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験がある者であつて、1 級ボイラー技士免許試験に合格したもの

ロ 第 101 条第 2 号ロ又はハに掲げる者で、一級ボイラー技士免許試験に合格したもの

三 二級ボイラー技士免許



- イ 二級ボイラー技士免許試験に合格した者
- ロ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第2の訓練科の欄に定める設備管理・運転系ボイラー運転科又は同令別表第4の訓練科の欄に掲げるボイラー運転科の訓練（通信の方法によつて行うものを除く。）を修了した者
- ハ イ又はロに掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

（免許試験の受験資格）

第101条 次の各号に掲げる免許試験は、当該各号に掲げる者でなければ、受けることができない。

一 特級ボイラー技士免許試験

- イ 一級ボイラー技士免許を受けた者
- ロ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下同じ。）においてボイラーに関する講座又は学科目を修めて卒業した者で、その後ボイラーの取扱いについて2年以上の実地修習を経たもの
- ハ イ又はロに掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

二 一級ボイラー技士免許試験

- イ 二級ボイラー技士免許を受けた者
- ロ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。以下同じ。）又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修めて卒業した者で、その後ボイラーの取扱いについて1年以上の実地修習を経たもの
- ハ イ又はロに掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

三 二級ボイラー技士免許試験

- イ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修めて卒業した者で、ボイラーの取扱いについて3月以上の実地修習を経たもの
- ロ ボイラーの取扱いについて6月以上の実地修習を経た者
- ハ 都道府県労働局長又は登録教習機関（法第77条第3項の登録教習機関をいう。）が行つたボイラー取扱技能講習を修了した者で、その後4月以上令第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーを取り扱つた経験があるもの
- ニ イからハマまでに掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

(整理番号 23) 放射線業務従事者に対する教育訓練における重複排除措置の周知徹底

(規制の内容)

放射線による労働災害の発生を防止することを目的として、安衛法第 59 条第 3 項及び電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）第 52 条の 5 において、事業者は、エックス線装置等を用いて行う透過写真撮影業務に従事する労働者に対し、教育訓練を行わなければならないとされており、また、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号。以下「放射線障害防止法」という。）第 22 条により、放射線業務に従事する労働者で管理区域(注)に立ち入る者に対して教育訓練を行わなければならないとされている。

(注) 管理区域とは、3 か月間の放射線量の合計が 1.3 ミリシーベルトを越えるおそれのある区域等のことを示す。

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

電離則による教育訓練の内容と放射線障害防止法による教育訓練の内容をみると、下表のとおり、重複しているものがみられる。

表 電離則と放射線障害防止法による教育訓練の内容

区分	電離則	放射線障害防止法
重複しているもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ x 線装置又は <math>\gamma</math> 線照射装置の構造及び取扱いの方法</li> <li>・ 電離放射線の生体に与える影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い</li> <li>・ 放射線の人体に与える影響</li> </ul>
重複していないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 透過写真の撮影の作業の方法</li> <li>・ 関係法令（労働安全衛生関係法令）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令</li> <li>・ 放射線障害予防規程</li> </ul>

これについて、厚生労働省では、安衛則第 37 条により、科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、事業者は当該科目についての特別教育を省略することができるとされ、さらに、「特別教育に係る科目の省略範囲の明確化について」（平成 9 年 3 月 21 日付け基発第 180 号労働省労働基準局長通知）において、科目を省略することができる者の範囲が明確化されており、放射線障害防止法に基づく教育訓練を受けた者に対する電離則の教育訓練の省略措置が講じられているとしている。

しかし、電離則による教育訓練の内容は、放射線障害防止法の教育訓練でほぼカバーされていることから、放射線障害防止法の教育訓練を受けていれば、電離則による教育訓練を受けなくてもよいのではないかとの意見が、調査した 2 事業者の両方から聞かれた。

以上のことから、厚生労働省は、放射線障害防止法に基づく教育訓練を受けた

者に対する電離則の教育訓練の省略措置について、事業者に対する周知を徹底する必要がある。

(根拠法令)

○ 安衛法 <抜粋>

(安全衛生教育)

第 59 条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

○ 電離則 <抜粋>

(透過写真撮影業務に係る特別の教育)

第 52 条の 5 事業者は、エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、特別の教育を行わなければならない。

一 透過写真の撮影の作業の方法

二 エックス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法

三 電離放射線の生体に与える影響

四 関係法令

2 安衛則第 37 条及び第 38 条並びに前項に定めるほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

○ 透過写真撮影業務特別教育規程

電離放射線障害防止規則第 52 条の 5 第 1 項の規定による特別の教育は、学科教育により、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
透過写真の撮影の作業の方法	作業の手順 電離放射線の測定 被ばく防止の方法 事故時の措置	1時間 30分
エックス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法	エックス線装置を用いて透過写真の撮影の業務を行う者にあつては、次に掲げるもの エックス線装置の原理 エックス線装置のエックス線管、高電圧発生器及び制御器の構造及び機能 エックス線装置の操作及び点検	1時間 30分
	ガンマ線照射装置を用いて透過写真の撮影の業務を行う者にあつては、次に掲げるもの ガンマ線照射装置の種類及び形式 線源容器の構造及び機能 放射線源送し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の構造及び機能 放射線源の構造及び放射性物質の性質 ガンマ線照射装置の操作及び点検	1時間 30分
電離放射線の生体に与える影響	電離放射線の種類及び性質 電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	30分
関係法令	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	1時間

○ 放射線障害防止法 <抜粋>

（教育訓練）

第22条 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者に対し、文部科学省令で定めるところにより、放射線障害予防規程の周知その他を図るほか、放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練を施さなければならない。

○ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号) <抜粋>

（教育訓練）

第21条の2 法第22条の規定による教育及び訓練は、次の各号に定めるところによる。

- 一 管理区域に立ち入る者(第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者を含む。)及び取扱等業務に従事する者に、次号から第5号までに定めるところにより、教育及び訓練を行うこと。
- 二 放射線業務従事者に対する教育及び訓練は、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後にあつては1年を超えない期間ごとに行わなければならない。

三 取扱等業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入らないものに対する教育及び訓練は、取扱等業務を開始する前及び取扱等業務を開始した後にあつては1年を超えない期間ごとに行わなければならない。

四 前2号に規定する者に対する教育及び訓練は、次に定める項目について施すこと。

イ 放射線の人体に与える影響

ロ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い

ハ 放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令

ニ 放射線障害予防規程

五 前号に規定する者以外の者(第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者を含む。)に対する教育及び訓練は、当該者が立ち入る放射線施設において放射線障害が発生することを防止するために必要な事項について施すこと。

2 前項の規定にかかわらず、同項第4号又は第5号に掲げる項目又は事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項についての教育及び訓練を省略することができる。

3 前2項に定めるもののほか、教育及び訓練の時間数その他教育及び訓練の実施に関し必要な事項は、文部科学大臣が定める。

## ○ 安衛則 <抜粋>

(特別教育の科目の省略)

第37条 事業者は、法第59条第3項の特別の教育(以下「特別教育」という。)の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。

## ○ 「特別教育に係る科目の省略範囲の明確化について」 <抜粋>

労働安全衛生規則第37条に基づき、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができることとされているところである。

これについて、昭和48年3月19日付け基発第145号「労働安全衛生法関係の疑義解釈について」において、特別教育の科目の省略が認められる者について、「当該業務に関連し上級の資格(免許又は技能講習修了)を有する者、他の事業場において当該業務に関しすでに特別教育を受けた者、当該業務に関し職業訓練を受けた者等がこれに該当する」としているところであるが、今般、さらに下記のと

おり科目を省略することができる者の範囲を明確にしたので、適切に対処されたい。

#### 記

1 (略)

2 他の法令に基づく各種資格の取得者で、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められるものに対しては、当該科目について特別教育を省略することができること。

(以下略)

(整理番号 24) 二級ボイラー技士がボイラー取扱作業主任者として取り扱うことができるボイラーの範囲の見直し

(規制の内容)

ボイラーの爆発、破裂等による労働災害を防止するため、ボイラー則第 23 条において、事業者は、ボイラーを取り扱う作業を行うときは、ボイラー技士以外の者を当該業務に就かせてはならないとされている。

ボイラー技士免許は、ボイラー取扱作業主任者として取り扱うことのできるボイラーの伝熱面積によって、特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許及び二級ボイラー技士免許の 3 段階に区分されている (整理番号 22 参照)。

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

二級ボイラー技士が作業主任者として取り扱うことのできるボイラーの範囲は、一級ボイラー技士が作業主任者として取り扱うことのできるボイラーの範囲に比べかなり小規模なものに限定されている。これは、一級ボイラー技士が二級ボイラー技士と比べてより高度な知識と豊富な実務経験を有していることによるものである。しかし、ボイラーの安全性や操作性は向上していると考えられることから、操作が比較的容易であり、構造が簡易なボイラーであれば、現在一級ボイラー技士が取り扱うこととされている伝熱面積が 25 m<sup>2</sup>以上のボイラーであっても、二級ボイラー技士でも管理が可能であると考えられる。

また、本件について、厚生労働省は、平成 16 年度の規制改革・民間開放要望受付月間における規制改革要望意見に対する回答において、二級ボイラー技士がボイラー取扱作業主任者として取り扱うことのできるボイラーの伝熱面積を 100 m<sup>2</sup>程度に拡大することは、ボイラーの構造等が複雑となり、管理にはより高度な知識、実務経験を要する等の理由により困難であるという見解を示しているが、一方で 25 m<sup>2</sup>未満でなければならない合理的な理由は明らかにしていない。

これについて、ボイラーの安全性及び操作性は向上していることから、二級ボイラー技士が作業主任者として取り扱うことのできるボイラーの範囲を拡大してもらいたいとの意見が、調査した 59 事業者のうち 50 事業者から聞かれた。

以上のことから、厚生労働省は、二級ボイラー技士が作業主任者として取り扱うことのできるボイラーの範囲について、取り扱うボイラーの操作性等を条件として、例えば 50 m<sup>2</sup>等に拡大を図ることについて検討が必要と考えられる。

(根拠法令)

○ ボイラー則 <抜粋>

(就業制限)

第 23 条 事業者は、令第 20 条第 3 号の業務については、特級ボイラー技士免許、

一級ボイラー技士免許又は二級ボイラー技士免許を受けた者（以下「ボイラー技士」という。）でなければ、当該業務につかしてはならない。ただし、安衛則第 42 条に規定する場合は、この限りでない。

（以下略）

（ボイラー取扱作業主任者の選任）

第 24 条 事業者は、令第 6 条第 4 号の作業については、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に掲げる者のうちから、ボイラー取扱作業主任者を選任しなければならない。

一 取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が 500 平方メートル以上の場合（貫流ボイラーのみを取り扱う場合を除く。）における当該ボイラーの取扱いの作業 特級ボイラー技士免許を受けた者（以下「特級ボイラー技士」という。）

二 取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が 25 平方メートル以上 500 平方メートル未満の場合（貫流ボイラーのみを取り扱う場合において、その伝熱面積の合計が 500 平方メートル以上のときを含む。）における当該ボイラーの取扱いの作業 特級ボイラー技士又は一級ボイラー技士免許を受けた者（以下「一級ボイラー技士」という。）

三 取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が 25 平方メートル未満の場合における当該ボイラーの取扱いの作業 特級ボイラー技士、一級ボイラー技士又は二級ボイラー技士免許を受けた者（以下「二級ボイラー技士」という。）

四 令第 20 条第 5 号イからニまでに掲げるボイラーのみを取り扱う場合における当該ボイラーの取扱いの作業 特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習を修了した者

2 前項第 1 号から第 3 号までの伝熱面積の合計は、次に定めるところにより算定するものとする。

一 貫流ボイラーについては、その伝熱面積に十分の一を乗じて得た値を当該貫流ボイラーの伝熱面積とすること。

二 廃熱ボイラーについては、その伝熱面積に二分の一を乗じて得た値を当該廃熱ボイラーの伝熱面積とすること。

三 令第 20 条第 5 号イからニまでに掲げるボイラーについては、その伝熱面積を算入しないこと。

四 ボイラーに圧力、温度、水位又は燃焼の状態に係る異常があつた場合に当該ボイラーを安全に停止させることができる機能その他の機能を有する自動制御装置であつて厚生労働大臣の定めるものを備えたボイラーについては、当該ボイラー（当該ボイラーのうち、最大の伝熱面積を有するボイラーを除く。）の伝熱面積を算入しないことができること。



(整理番号 25) クレーン等の製造時等における検査の実施方法の見直し

(規制の内容)

クレーン等（整理番号 9 参照）の使用に際し、クレーン等の破損等による労働災害を防止するため、安衛法第 38 条、クレーン則第 6 条等において、事業者は、i) クレーン等を設置した時、ii) クレーン等に変更を加える時、iii) 休止したクレーン等を再び使用する時などには、事業場を管轄する労働局長及び労基署長が実施する検査を受けなければならないとされている。

平成 17 年度の全国における検査実施実績は、上記 i) が 7,058 台、ii) が 675 台、iii) が 273 台となっている。

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

調査した 21 労働局及び 42 労基署において、クレーン等の製造時等における検査の実施状況を調査したところ、17 労働局及び 39 労基署は、事業者の申請に基づいて適時に検査を実施しているが、残る 4 労働局及び 3 労基署については、曜日を限定して検査を実施していた。この理由として、これら 7 局署では、検査に向くための官用車使用の局内調整が必要であることや検査を集中的に行った方が効率的であるとの判断によるものであるとしている。

しかしながら、このような検査日の設定により、事業者は、検査日を当該所轄労働局等の都合に合わせて合わせなければならない、業務に支障を来している。

これについて、クレーン等に関する検査を受ける場合、業務に支障を来すので、事業者が希望する日に検査を実施する登録検査機関等が検査を代行できるようにしてほしいとの意見が、調査したクレーン等を製造又は使用している 135 事業者のうち 108 事業者から聞かれた。

以上のことから、厚生労働省は、クレーン等の製造時等における検査について、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 労働局及び労基署に対し、検査日について、事業者からの要請に柔軟に対応するよう指導すること。
- ② 当該検査を登録検査機関等においても実施することについて検討すること。

(根拠法令)

○ 安衛法 <抜粋>

(製造時等検査等)

第 38 条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定め

る事項について、当該特定機械等が、特別特定機械等（特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録製造時等検査機関」という。）の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項（次項において「輸入時等検査対象機械等」という。）について当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。

一 当該特定機械等を本邦に輸出しようとするとき。

二 当該特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者以外の者（以下この号において単に「他の者」という。）である場合において、当該製造した者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないとき。

3 特定機械等（移動式のものを除く。）を設置した者、特定機械等の厚生労働省令で定める部分に変更を加えた者又は特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

## ○ クレーン則 <抜粋>

（落成検査）

第6条 クレーンを設置した者は、法第38条第三項の規定により、当該クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたクレーンについては、この限りでない。

（以下略）

（変更届）

第44条 設置されているクレーンについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第88条第1項の規定による届出をしようとするときは、クレーン変更届（様式第12号）にクレーン検査証及び変更しようとする部分（第5号に掲げるものを除く。）の図面を添えて、所轄労働基準監督署長

に提出しなければならない。

一 クレーンガード、ジブ、脚、塔その他の構造部分  
(以下略)

(変更検査)

第 45 条 前条第 1 項第 1 号に該当する部分に変更を加えた者は、法第 38 条第 3 項の規定により、当該クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたクレーンについては、この限りでない。

(以下略)

(使用再開検査)

第 49 条 使用を休止したクレーンを再び使用しようとする者は、法第 38 条第 3 項の規定により、当該クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

(以下略)

(製造検査)

第 55 条 移動式クレーンを製造した者は、法第 38 条第 1 項の規定により、当該移動式クレーンについて、所轄都道府県労働局長の検査を受けなければならない。

(以下略)

(使用検査)

第 57 条 次の者は、法第 38 条第 1 項の規定により、当該移動式クレーンについて、都道府県労働局長の検査を受けなければならない。

一 移動式クレーンを輸入した者

二 製造検査又はこの項若しくは次項の検査(以下この節において「使用検査」という。)を受けた後設置しないで二年以上(設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めた移動式クレーンについては三年以上)経過した移動式クレーンを設置しようとする者

三 使用を廃止した移動式クレーンを再び設置し、又は使用しようとする者

(以下略)

(整理番号 26) ボイラー等の製造時等における検査の実施方法の見直し

(規制の内容)

ボイラー等(整理番号5参照)による労働災害を防止するため、安衛法第38条、ボイラー則第5条等において、事業者は、i) ボイラー等を製造した時、ii) 溶接によるボイラー等を製造する時、iii) ボイラー等を使用する時、iv) ボイラー等に変更を加える時などには、事業場を管轄する労働局長及び労基署長が実施する検査を受けなければならないとされている。

平成17年度の全国における検査実施実績は、上記i)及びiii)が5,397基、ii)が3,752基、iv)が436基となっている。

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

調査した22労働局及び38労基署において、ボイラー等の製造時等における検査の実施状況を調査したところ、18労働局及び35労基署は、事業者の申請に基づいて適時に検査を実施しているが、残る4労働局及び3労基署については、曜日を限定して検査を実施していた。この理由として、これら7局署では、検査に向くための官用車使用の局内調整が必要であることや検査を集中的に行った方が効率的であるとの判断によるものであるとしている。

しかしながら、このような検査日の設定により、事業者は、検査日を当該所轄労働局等の都合に合わせて合わせなければならない、業務に支障を来している。

これについて、ボイラー等に関する検査を受ける場合、業務に支障を来すので、事業者が希望する日に検査を実施する登録検査機関等が検査を代行できるようにしてほしいとの意見が、調査したボイラー等を製造又は使用している66事業者のうち56事業者から聞かれた。

以上のことから、厚生労働省は、ボイラー等の製造時等における検査について、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 労働局及び労基署に対し、検査日について、事業者からの要請に柔軟に対応するよう指導すること。
- ② 当該検査を登録検査機関等においても実施することについて検討すること。

(根拠法令)

○ 安衛法 <抜粋>

(製造時等検査等)

第38条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定め

る事項について、当該特定機械等が、特別特定機械等（特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録製造時等検査機関」という。）の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項（次項において「輸入時等検査対象機械等」という。）について当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。

一 当該特定機械等を本邦に輸出しようとするとき。

二 当該特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者以外の者（以下この号において単に「他の者」という。）である場合において、当該製造した者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないとき。

3 特定機械等（移動式のものを除く。）を設置した者、特定機械等の厚生労働省令で定める部分に変更を加えた者又は特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

## ○ ボイラー則 <抜粋>

（構造検査）

第5条 ボイラーを製造した者は、法第38条第1項の規定により、当該ボイラーが特定廃熱ボイラー以外のものであるときは所轄都道府県労働局長（組立式ボイラーにあつては、当該ボイラーの設置地を管轄する都道府県労働局長。以下この条において同じ。）の、特定廃熱ボイラーであるときは法第38条第1項の登録製造時等検査機関（以下「登録製造時等検査機関」という。）の検査を受けなければならない。

2 溶接によるボイラーについては、第7条第1項の規定による検査に合格した後でなければ、前項の規定により所轄都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関が行う検査（以下この章において「構造検査」という。）を受けることができない。

（以下略）

(溶接検査)

第7条 溶接によるボイラーの溶接をしようとする者は、法第38条第1項の規定により、当該ボイラーが特定廃熱ボイラー以外のものであるときは所轄都道府県労働局長の、特定廃熱ボイラーであるときは登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。ただし、当該ボイラーが附属設備（過熱器及び節炭器に限る。以下この章において同じ。）若しくは圧縮応力以外の応力を生じない部分のみが溶接によるボイラー又は貫流ボイラー（気水分離器を有するものを除く。）である場合は、この限りでない。

(以下略)

(使用検査)

第12条 次の者は、法第38条第1項の規定により、それぞれ当該ボイラーが特定廃熱ボイラー以外のものであるときは都道府県労働局長の、特定廃熱ボイラーであるときは登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。

一 ボイラーを輸入した者

二 構造検査又はこの項の検査を受けた後1年以上（設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたボイラーについては2年以上）設置されなかつたボイラーを設置しようとする者

三 (略)

2 外国においてボイラーを製造した者は、法第38条第2項の規定により、当該ボイラーが特定廃熱ボイラー以外のものであるときは都道府県労働局長の、特定廃熱ボイラーであるときは登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。当該検査が行われた場合においては、当該ボイラーを輸入した者については、前項の規定は、適用しない。

(以下略)

(落成検査)

第14条 ボイラー（移動式ボイラーを除く。）を設置した者は、法第38条第3項の規定により、当該ボイラー及び当該ボイラーに係る次の事項について、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたボイラーについては、この限りでない。

一 第18条のボイラー室

二 ボイラー及びその配管の配置状況

三 ボイラーの据付基礎並びに燃焼室及び煙道の構造

2 前項の規定による検査（以下この章において「落成検査」という。）は、構造

検査又は使用検査に合格した後でなければ、受けることができない。

(以下略)

(変更届)

第 41 条 ボイラーについて、次の各号のいずれかに掲げる部分又は設備を変更しようとする事業者が、法第 88 条第 1 項の規定による届出をしようとするときは、ボイラー変更届（様式第 20 号）にボイラー検査証及びその変更の内容を示す書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 胴、ドーム、炉筒、火室、鏡板、天井板、管板、管寄せ又はステー
- 二 附属設備
- 三 燃焼装置
- 四 据付基礎

(以下略)

(変更検査)

第 42 条 ボイラーについて前条第 1 項各号のいずれかに掲げる部分又は設備に変更を加えた者は、法第 38 条第 3 項の規定により、当該ボイラーについて所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたボイラーについては、この限りでない。

(以下略)

(整理番号 27) ボイラー等の使用検査及び使用再開検査の実施機関の見直し

(規制の内容)

ボイラー等（整理番号 5 参照）による労働災害を防止するため、ボイラー則第 12 条等において、事業者は、使用を廃止したボイラー等を再び設置し、又は使用する場合には、所轄労働局長の検査（以下「使用検査」という。）を受けなければならないとされている。また、ボイラー則第 46 条等において、使用を休止していたボイラー等を再び使用する場合には、所轄労基署長の検査（以下「使用再開検査」という。）を受けなければならないとされている。

(規制の改革について検討が必要と考える状況等)

使用を廃止又は休止したボイラー等について、労働局長及び労基署長が実施する検査を受ける場合、検査日を労働局及び労基署の都合に合わせなければならない、業務に支障を来すことなどから、事業者の希望日に合わせて検査を実施してもらえぬ登録検査機関に検査を実施してもらいたいとの意見が、調査したボイラー等を使用する 21 事業者のうち 14 事業者から聞かれた。

また、労働局及び労基署において、ボイラー等の使用検査及び使用再開検査の実施状況を調査したところ、曜日を限定して検査を実施している労働局及び労基署がみられた。

以上のことから、厚生労働省は、ボイラー等の使用検査及び使用再開検査について、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 労働局及び労基署に対し、検査日について、事業者からの要請に柔軟に対応するよう指導すること。
- ② 当該検査を登録検査機関等においても実施することについて検討すること。

(根拠法令)

○ 安衛法 <抜粋>

(製造時等検査等)

第 38 条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、当該特定機械等が、特別特定機械等（特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録製造時等検査機関」という。）の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項（次項におい



て「輸入時等検査対象機械等」という。)について当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。

一 当該特定機械等を本邦に輸出しようとするとき。

二 当該特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者以外の者(以下この号において単に「他の者」という。)である場合において、当該製造した者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないとき。

3 特定機械等(移動式のものを除く。)を設置した者、特定機械等の厚生労働省令で定める部分に変更を加えた者又は特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

## ○ ボイラー則 <抜粋>

(使用検査)

第 12 条 次の者は、法第 38 条第 1 項の規定により、それぞれ当該ボイラーが特定廃熱ボイラー以外のものであるときは都道府県労働局長の、特定廃熱ボイラーであるときは登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。

一、二 (略)

三 使用を廃止したボイラーを再び設置し、又は使用しようとする者

(以下略)

(使用再開検査)

第 46 条 使用を休止したボイラーを再び使用しようとする者は、法第 38 条第 3 項の規定により、当該ボイラーについて所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

(以下略)

## (整理番号 28) 移動式クレーンの製造検査の簡素化

### (規制の内容)

移動式クレーンの使用に際し、移動式クレーンの破損等による労働災害を防止するため、クレーン則第 55 条において、つり上げ荷重が 3 トン以上の移動式クレーンを製造した事業者は、製造したすべての移動式クレーンについて、所轄労働局長の検査を受けなければならないとされている。

本検査については、「移動式クレーンに係る製造検査の簡素化について」（平成 9 年 12 月 19 日付け基発第 763 号労働省労働基準局長通知）において、同一の設計図に基づき同一事業場において継続的に計画生産されている移動式クレーンであって、かつ、その定格総荷重が同一のものについては、品質管理等が適切に行われている場合に製造検査を簡素化できるとされている（注 1）。

（注 1） 製造当初から 3 台目までの移動式クレーンについて標準の製造検査を実施し、当該検査に完全に合格した場合は、4 台目以降の製造検査において、検査項目の一部（外觀検査等）を省略しても差し支えないとするもの。

### (規制の改革について検討が必要と考える状況等)

荷重 3 トン以上の移動式クレーンの平成 17 年における新規出荷台数は約 4,400 台（注 2）、17 年 12 月 31 日現在使用されている総台数は約 6 万 9,000 台（注 3）であり、またその製造メーカーは約 20 社となっている。このように、1 社で多数の移動式クレーンを製造している現状にある。

（注 2） 新規移動式クレーンの設置報告件数

（注 3） 労働局に設置報告がされている移動式クレーンの総数

これについて、同一の製造工程で同一の製品を多数製造する場合、製品を製造する事業場において品質管理が適切に実施されていれば、当該製品の品質は均一であるとみなすことが可能であり、そのような製品に対する品質検査は抜取り検査で十分であると考えられるが、全数検査を受けなければならないため負担が大きいとして、当該検査を全数検査から抜取り検査に変更してほしいとの意見が、調査した移動式クレーンを製造している 14 事業者のうち 9 事業者から聞かれた。

また、これらの事業者のうち製造検査の結果が確認できた 4 事業者において、平成 15 年から 17 年までの 3 年間で製造した 2,262 台のうち、検査不合格となった移動式クレーンはみられなかった。

以上のことから、厚生労働省は、荷重 3 トン以上の移動式クレーンの検査については、同一の製造工程で複数のクレーンを製造している事業場においては、例えば製造台数や製品の事故歴、品質管理水準等に関する条件を設定した上で、製造検査を全数検査から抜取り検査に変更することについて検討が必要と考えられる。

(根拠法令)

○ クレーン則 <抜粋>

(製造検査)

第 55 条 移動式クレーンを製造した者は、法第 38 条第 1 項の規定により、当該移動式クレーンについて、所轄都道府県労働局長の検査を受けなければならない。

(以下略)

○ 「移動式クレーンに係る製造検査の簡素化について」

移動式クレーンについては、使用時における安全の確保を図るため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 38 条第 1 項に基づき、製造検査が義務付けられているところである。

近年、移動式クレーンの製造者においては、品質管理等の水準に向上が見られること等の状況を踏まえ、今般、下記のとおり、一定の要件の下に、移動式クレーンの製造検査の運用を簡素化することとしたので、関係事業場に対して周知徹底を図るとともに、その適正な遺憾なきを期されたい。

なお、本件については、規制緩和推進計画（平成 9 年 3 月 28 日閣議決定）に盛り込まれた事項である。

記

第 1 製造検査の簡素化の対象となる機械の範囲

製造検査の簡素化の対象となる機械の範囲は、同一の設計図に基づき同一事業場において継続的に計画生産されている移動式クレーンであって、かつ、その定格総荷重が同一であるもの（以下「同一形式の移動式クレーン」という。）であること。

第 2 製造検査の簡素化の対象となる製造者が具備すべき要件

製造検査の簡素化の対象となる製造者が具備すべき要件は、品質管理、生産管理が良好であり、かつ、過去の製造検査の実施結果が良好であること等とし、その具体的な内容は次のとおりとする。

1 品質管理

(1) 品質管理システム

イ 製造者は、品質管理（共同で製造する場合の品質管理も含む。）システムの手順書を作成し、保管するとともに、品質管理の経験を 3 年以上有する品質管理責任者を選任し、当該品質管理責任者に品質管理システム

が手順書に従い適格に実施されるように管理させること。

ロ 品質管理責任者は、次の業務を行うこと。

(イ) 品質管理計画（設計管理及び購買品管理を含む。）の策定及び進行管理

(ロ) 製品の品質の評価

(ハ) 検査・試験の管理

(ニ) 不適合品に関する補修・廃棄措置及び対策の管理

(ホ) 品質管理に関する教育訓練の進行管理

## (2) 検査・試験

製造者は、製品が構造規格に適合していることを確認するために、次の事項について管理すること。

イ 材料検査、外観検査、運転試験及び安定度試験の検査・試験の手順書並びにこれらを行う検査員の資格に係る規定を作成し、保管するとともに、この手順書に基づく実施結果を記録し、保管すること。

ロ 検査・測定・試験の装置を校正する手順書を作成し、保管するとともに、この手順書に基づく実施結果を記録し、保管すること。

ハ 次の事項に関する手順書を作成し、保管するとともに、この手順書に基づく実施結果を記録し、保管すること。

(イ) 不適合品の識別、補修・廃棄措置の基準及び方法

(ロ) 不適合品発生の原因究明及び再発防止の方法

## (3) 教育・訓練

製造者は、品質に関連する業務に従事する者に対する教育・訓練の計画、資格認定等に関する手順書を作成し、保管するとともに、この手順書に基づく実施結果を記録し、保管すること。

## 2 生産管理

製造者は、生産管理に関する事項のうち次のものについて手順書を作成し、保管するとともに、生産管理が手順書に従い的確に実施されるように管理すること。

また、製造者は、この手順書に基づく実施結果を記録し、保管すること。

### (1) 組立作業等

### (2) 溶接管理

イ 溶接設備の点検内容及びその頻度

ロ 溶接施工法等の事前確認の方法及び確認の記録

ハ 溶接作業に従事する者の資格等の事前確認の方法及び確認の記録

ニ 溶接部の検査方法、検査記録等の方法及びその結果の記録・保管

## 3 製造検査の実施結果

過去3年間に製造検査を受けた移動式クレーンがすべて合格していること。

#### 4 その他

製造者が過去3年間、労働安全衛生関係法令の重大な違反をしていないこと。

### 第3 製造検査の簡素化の内容

第4の2の認定を受けた製造事業場に対する製造検査の簡素化の内容は、次のとおりとする。

- 1 新たに製造される同一形式の移動式クレーンについては、製造当初から3号機までは、基本ジブ、中間ジブ、最長ジブ及び補助ジブ付きジブ（以下「各ジブ」という。）のそれぞれについて外観検査、荷重試験、安定度試験の試験等を行うこととし、これらの検査に完全に合格した場合においては、4号機以降の製造検査については次の方法に拠ることとしても差し支えないものであること。

ただし、必要がある場合には、省略した項目についての検査を行うこと。

- (1) 箱形構造のジブを有する移動式クレーンについては、最長ジブの状態において、最も条件の厳しい箇所での荷重試験を行った後、その付近で定格荷重が安定度で定められる領域における安定度が最も不利になる箇所での安定度試験を行い、これらの検査に合格した場合には、他の状態における検査を省略することができること。
  - (2) ラチス構造のジブを有するものについては、基本ジブの状態において(1)と同様な検査を行い、これらの検査に合格した場合には、他の状態における検査を省略することができるものであること。なお、この場合、検査に使用していないジブについての外観検査を行うとともに、当該ジブの溶接部に関する非破壊検査の結果を十分に確認すること。
- 2 上記(1)又は(2)による検査を行う場合には、事前に少なくとも各ジブの状態において、次の(1)から(5)の事項について製造者が実施した自主検査の結果について、異常のないことを確認すること。
    - (1) 上部旋回体、下部走行体、アウトリガー、フロントアタッチメント、安全装置等についての外観検査
    - (2) 無負荷で行う巻上げ、巻下げ、起伏、旋回及び伸縮の運動
    - (3) 定格荷重の1.25倍に相当する荷重の荷をつって行うつり上げ、旋回、走行等の作動状態
    - (4) 過負荷防止装置の作動状態
    - (5) 定格荷重の1.27倍に相当する荷重の荷をつって、移動式クレーンの安定に関し最も不利な条件で地切りすること

#### 第4 製造検査の簡素化の手続き

製造検査の簡素化の手続きに関する事項は、次のとおりとする。

##### 1 申請

製造検査の簡素化の適用を受けようとする製造者は、製造事業場ごとに「製造検査の簡素化に係る認定申請書」（様式第1号）及び第1及び第2の要件に適合することを明らかにする添付資料（以下「申請書類」という。）を所轄の都道府県労働基準局長（以下「所轄局長」という。）に提出すること。

##### 2 審査及び結果通知

所轄局長は、申請者から提出された申請書類の内容を審査し、また、必要に応じ実地調査を実施した上で、第1及び第2の要件の適合性を判定（以下「認定」という。）し、認定を行う場合にあっては、「製造検査の簡素化に係る認定通知書」（様式第2号）により、認定を行わない場合にあっては「製造検査の簡素化に係る認定審査結果通知書」（様式第3号）により、それぞれ申請者に通知すること。

##### 3 認定の有効期間

認定の有効期間は、3年間とすること。

##### 4 認定の変更手続き

認定を受けた者は、軽微な変更の場合を除き、申請書類の内容に変更が生じる場合、事前に所轄局長に対し、「製造検査の簡素化に係る変更認定申請書」（様式第4号）を提出し、変更認定を受けること。

なお、軽微な変更の場合は、所轄局長に当該変更内容を報告すること。

##### 5 認定の更新手続き

認定の有効期間の更新を受けようとする者は、「製造検査の簡素化に係る認定更新申請書」（様式第5号）及び申請書類を所轄局長に提出すること。

ただし、前回の認定申請内容に変更がない事項については、その旨を記載することにより当該事項の添付資料を省略することができること。

##### 6 その他

その他必要な事項については、別途定めるものとする。